

早稲田大学審査学位論文（博士）

国際課税における租税回避の問題と対応

Problems of Tax Avoidance in International Taxation and its Solutions

早稲田大学大学院社会科学部研究科

政策科学論専攻 財政論研究

原 田 誠

HARADA, Makoto

2015年11月

目 次

第 1 章 開 題	6
第 1 節 本論文の全体像について	6
第 2 節 グローバル化が税制に与える影響	12
第 3 節 税源浸食及び利潤移転に対する新たな取組み	17
第 2 章 移転価格税制における利潤の帰属	25
第 1 節 移転価格税制及びロケーション・セイビングの意義と問題点	25
第 2 節 日本におけるロケーション・セイビングの取扱い	28
(1) ロケーション・セイビングに関する租税法上の取扱い	28
(2) 事務運営要領における事例の説明	29
(3) 日本におけるロケーション・セイビングの問題点	30
第 3 節 米国及び OECD におけるロケーション・セイビングの取扱い	32
第 4 節 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響	34
第 5 節 供給の価格弾力性によるロケーション・セイビングの帰属分析	37
(1) 供給の価格弾力性が無限大のケース	38
(2) 供給の価格弾力性が弾力的なケース	40
(3) 供給の価格弾力性がロケーション・セイビングに与える影響	41
第 6 節 小 括	43
第 3 章 移転価格税制における独立企業間価格	45
第 1 節 独立企業間価格の意義と問題点	45
第 2 節 Hirshleifer モデル	48
(1) Hirshleifer モデルの意義	48

(2) 多国籍企業を想定した Hirshleifer モデル	49
(3) Hirshleifer モデルから得られるインプリケーション	52
第 3 節 租税が移転価格に与える影響	57
第 4 節 OECD の移転価格文書への取組み	60
(1) 『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書』 [OECD 2014c] の公表と概要	60
(2) 移転価格文書のための三段階アプローチ	61
(3) 同時文書の作成時期について	65
(4) 移転価格文書の今後の方向性と提案	66
第 5 節 小 括	68
第 4 章 コーポレート・インバージョンによる租税回避	71
第 1 節 コーポレート・インバージョンの意義、背景と問題点	71
(1) コーポレート・インバージョンの意義	71
(2) コーポレート・インバージョン対策税制導入の日米における 背景の相違	72
(3) コーポレート・インバージョンの課税上の問題点	75
第 2 節 コーポレート・インバージョンの先行研究	77
第 3 節 米国コーポレート・インバージョンの仕組	79
(1) コーポレート・インバージョンの第一段階	79
(2) コーポレート・インバージョンの第二段階	80
第 4 節 米国コーポレート・インバージョン取引の潜在的な租税問題	82
(1) 株式取引における租税問題	82
(2) 資産取引における租税問題	84
(3) 処分取引における租税問題	84
(4) 外国法人を内国法人として取扱う規定の創設	84
(5) 米国インバージョンの第二波到来とその対応策	87

第5節	日本のコーポレート・インバージョン対策合算税制、 過少資本税制及びタックス・ヘイブン税制	89
(1)	日本のコーポレート・インバージョン対策税制	89
(2)	日本の過少資本税制	91
(3)	日本のタックス・ヘイブン税制	93
(4)	日本でのコーポレート・インバージョン対策税制、 過少資本税制、タックス・ヘイブン対策税制の関係	95
第6節	小 括	97

第5章 租税裁定取引による租税回避 100

第1節	租税裁定取引の意義	100
第2節	米国における租税裁定取引の道具	102
第3節	米国におけるハイブリッド事業体を用いた租税裁定事例	104
(1)	租税裁定事例①	104
(2)	租税裁定事例②	105
(3)	租税裁定事例③	106
(4)	租税裁定事例④	107
(5)	租税裁定事例の分析と日本税制へのインプリケーション	108
第4節	米国における条約サンドウィッチの盛衰	111
(1)	米国における条約タックス・ヘイブンの起源	111
(2)	欄領アンティル諸島金融会社の利用	111
(3)	米国における条約サンドウィッチの発達	113
(4)	Aiken Industries v. Commissioner 事件における 「事業目的」原理の支持	114
(5)	Aiken スキームと欄領アンティル金融会社との相違	114
(6)	バミューダ・サンドウィッチからダッチ・サンド ウィッチへの流れ	115

	(7)ルクセンブルグ・サンドウィッチの隆盛と終焉	116
第5節	OECDの新たな取組み	119
	(1)不適切な条約恩典の付与防止	119
	(2)ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認	121
	(3)OECDの新たな取組みにより期待できる効果	124
第6節	小 括	126
第6章	租税競争から租税協調への潮流	127
第1節	租税競争の加速	127
第2節	国家間の公平	129
	(1)個人間の公平と国家間の公平	129
	(2)国家間の公平の意義	130
	(3)国家間の資本移動の効率性	132
	(4)租税協調に向けてのインプリケーション	134
第3節	租税競争から協調への潮流	136
	(1)租税協調の歴史的段階	136
	(2)タックス・ヘイブンのゲーム理論	137
	(3)OECDの有害な租税競争への取組み	140
	(4)EUの租税協調に対する取組み	142
	(5)国家間の公平を考慮した租税協調への動き	145
第4節	小 括	148
第7章	結 語	151
第1節	本論文の総括	151
第2節	今後の展望	156

参 考 文 献 158

本論文と筆者の既発表論文との関係 166

第1章 開 題

1 本論文の全体像について

2 グローバル化が税制に与える影響

3 税源浸食及び利潤移転に対する新たな取組み

1 本論文の全体像について

通信技術及び交通の発達と、その費用の大幅な減少が、地球の急速な縮小をもたらした。今日では、人工衛星を利用したインターネット通信の発達とパーソナル・コンピュータの高性能化により、地球のどこからでも通信できるようになった。そして、私たちが消費する財の多くは外国で生産され、輸入された商品となっている。世界中で特化と分業が進み、国境を超えた財、サービス市場の経済統合が拡大した。いわゆる「グローバル化」と呼ばれる現象が生じてきたのである。現代のグローバル化は、身近な問題であり、生活の様々な分野に関連している。そして、かつては、国家固有の問題として扱われていた課税制度でさえも、グローバル化の影響を受けるようになってきた。本論文の主題は、「国際課税における租税回避の問題と対応」であり、グローバル化のような幅広いテーマを扱ったものではなく、国際課税制度の中でも、さらに租税回避の問題に特化して研究範囲を絞ったものとなっている。

しかし、国際課税における租税回避の問題を検討するには、グローバル化が租税制度に与えてきた影響を考慮する必要がある。日本の税務当局が、グローバル化により発展した多国籍企業の、移転価格操作による租税回避に歯止めをかけるために、移転価格税制を導入したのは、1986年である。その後、多国籍企業に対する税制だけでも、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制、コーポレート・インバージョン税制が導入された。さらに、租税回避の問題が複雑化したため、税務当局は、多国籍企業のみを規制したのでは対処しきれず、租税裁定取引の問題への対応も求められている。

本論文の目的は、第一に、多国籍企業を対象とした国際的な租税回避を防止するために導入された移転価格税制及びコーポレート・インバージョン対策税制の問題点を分析し、

今後の日本での対策を検討して提案を行うことである。第二に、多国籍企業のみでなく個人にも税制の適用対象を広げて、租税裁定取引の問題点を分析し、今後の対応を検討することである。第三に、租税競争から租税協調へと向かう OECD 租税委員会や、EU の欧州委員会の取組みを取り上げ、国際課税における租税回避の問題について分析検討し、今後の日本での税制構築へのインプリケーションを探ることである。

本節では、本論文の全体像を概観し、各章ごとの主題を示すことを目的とする。本論文の章立ては、次のように構成されている。

第1章 開 題

第2章 移転価格税制における利潤の帰属

第3章 移転価格税制における独立企業間価格

第4章 コーポレート・インバージョンによる租税回避

第5章 租税裁定取引による租税回避

第6章 租税競争から租税協調への潮流

第7章 結 語

本章の第2節では、課税に関連するグローバル化の指標を最新のデータにより明らかにし、その結果生じた影響と、第2章以降の国際課税における租税回避を巡る問題とが、どのように結びついているかを論じる。そして、OECD の税源浸食及び利潤移転に対する新たな取組みについて、本論文の第2章以降で、それぞれ個別論点として取り扱うに先立ち、その前段階として、OECD 租税委員会の取組みの全体像を概観しておくこととする。

第2章では、多国籍企業を対象として導入された移転価格税制の検討を行う。移転価格税制は、自国の企業が国外関連者との取引価格を恣意的に操作することにより、本来は国内に留保されるべき所得が国外に流出することを防止するため、国外関連者の移転価格が独立企業間価格と異なる場合には、移転価格を独立企業間価格に修正して、所得を再計算する制度である。移転価格税制の適用において、企業が市場間の生産要素の価格の差を利用して、高要素原価の地域から低要素原価の地域へ生産、販売等の拠点を移管することにより、原価を削減し、その結果として実現可能となった利潤をロケーション・セイビングという。移転価格税制では、法人税がその国に所在する法人の利潤により算定されるために、多国籍企業のロケーション・セイビングが、親会社と子会社のどちらの利潤に帰属す

るかにより、両国の租税収入に直接影響を与えることとなる。そこで、ロケーション・セイビングに焦点を当て、利潤の算定において技術的限界代替率と供給の価格弾力性の指標を用い、その金額算定と帰属分析を行う。この問題については、子会社における供給の価格弾力性¹が無限大である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤はすべて親会社に帰属することとなり、子会社への追加利潤はゼロとなるのに対して、子会社における供給の価格弾力性が非弾力的である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤は親会社に全て帰属するのではなくて、子会社にも帰属するという結論を得る。そして、この結論は、第3章の最後における提案に活用される。

第3章では、現行の移転価格税制の適用において、主流となっている独立企業原則²について、その意義と問題点をシカゴ学派の Hirshleifer 教授のモデル[Hirshleifer 1956]を手がかりとして分析していく。Hirshleifer[1956]は、製造事業部と販売事業部を持つ多国籍企業における移転価格の分析を行ない、最終製品市場が完全市場である場合の多国籍企業の移転価格においては、製造事業部の限界費用に移転価格を設定することで製造事業部も販売事業部も最適生産量を達成することができることを示した。次に、その Hirshleifer[1956]モデルの貢献を活用して、移転価格税制の適用へのインプリケーションを検討することとした。そして、多国籍企業の最適移転価格は、外部取引を内部化した結果、規模の経済や子会社支配の優位性を得るために生じたものであるから、独立した非関連者間の移転価格とは異なるのが当然であるが、独立企業原則の適用においては、その差異が考慮されにくいという欠陥を自説として指摘する。さらに、Hirshleifer[1956]モデルは、本来租税を考慮しない場合のモデルであるために、租税が移転価格に与える影響を分析することとした。Clausing[2003]のモデルを用いることにより、多国籍企業が高税率国から低税率国に輸出する場合に、移転価格を低く抑えることで企業全体としての税引後利潤を増加させることを示す。このことにより、多国籍企業が移転価格操作を通じて、高税率国から低税率国へ

¹ 供給の価格弾力性の概念は、第2章で説明するが、製品の価格の上昇率を供給の増加率が上回る場合を供給の価格弾力性が大きいという。例えば、代替性があり一定の価格で提供されるような、豊富な資源を生産要素として用いている製品などは、製品価格が上昇すると生産者が大量に生産を行うようになり、供給量の増加割合が上回ることとなるので、供給の価格弾力性の大きい製品といえる。

² 独立企業原則は、移転価格税制の適用において、非関連者間の取引価格である独立企業間価格に基づいて移転価格を算定するという原則である。

と利潤を移転する構図を明らかにするとともに、移転価格税制において課税の対象となるべき所得移転金額は、租税目的による移転価格操作による部分のみであることを示す。以上のまとめとして、移転価格税制適用の問題点を明らかにする。移転価格税制の適用においては、国家側からは、税収の確保の観点から、多国籍企業が不当な移転価格を設定して企業集団として節税を行っていると見ることとなる。したがって、移転価格税制の適用においては、多国籍企業が現実の取引で設定した移転価格と、税法所定の方法で算定した架空の移転価格である独立企業間価格が異なる場合には、公正性に問題が生じ、紛争の原因になるという問題点が残るのである。その解決方法として、OECD 租税委員会が提唱する移転価格文書への取組みを取り上げる。これは、BESP 行動計画 1 3「移転価格文書の再検討 (Re-examine Transfer Pricing Documentation)」による『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書 (Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-country Reporting)』[OECD 2014c]に基づくものであり、既存の『OECD 移転価格ガイドライン (Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)』[OECD 2010]への差し替えが予定されている。

現在の移転価格税制は、独立企業原則自体に本来的に内在する欠陥があるにもかかわらず、他に代替すべき有力な課税制度がない状況にある。しかし、移転価格の文書は、税務当局によって有用な情報が得られるばかりでなく、納税者にとっても独立企業原則に従ったうえでの最適移転価格により、内部取引が行われていることを立証する手段ともなるので、現行制度の下での移転価格税制の執行上、大いに意義があるものといえる。具体的には、第 2 章において、技術的限界代替率や供給の価格弾力性といった経済学の指標が、移転価格税制の適用において、ロケーション・セイビングの金額算定と、親会社と子会社への利潤配分に大きな影響を与えることを明らかにする。そして、第 3 章の最後で、これらの経済学の指標を、多国籍企業側から、移転価格文書の制度の中で、移転価格算定根拠として活用する方法を提案する。これは、今後改正されると予想される移転価格文書制度の中でも、実行可能性のある方法であると筆者は考えている。そして、日本の税務当局は、多国籍企業に対する移転価格税制の更なる有効な実施のためには、移転価格文書の作成と並行して、各国との租税協調もより強化し、租税回避の防止と二重課税の排除に取り組んでいく必要があるとの自説の結論に至った。

第4章では、米国の制度を中心に、国際的な組織再編により、外国法人の子会社となるコーポレート・インバージョンの事例を、合法的な租税回避行為の一形態と捉えて、先行研究を行い、コーポレート・インバージョンの仕組みを解明する。次に、米国のコーポレート・インバージョン取引における租税問題を取り上げ、日本のコーポレート・インバージョン対策税制と比較検討を行う。そして、米国のコーポレート・インバージョン対策税制場合には、外国法人を内国法人として扱うように、適用対象の範囲が広いという特徴があるが、日本の場合は、取引の一部のみを課税対象とするだけで、その範囲が限定的であるという特徴を明らかにする。第4章の最後では、筆者なりに、日本も米国の様な制度を導入すべきか検討を行い、米国の様な制度を導入すると、日本での他の国際課税に関する税制との整合性が取れなくなること、また日本ではまだタックス・プランニングの問題が、表面化していないことから、導入は時期早尚であるとの結論に至った。

第2章及び第3章で検討を行った移転価格税制と第4章のコーポレート・インバージョン対策税制は、共に多国籍企業を対象としている。しかし、現代のグローバル化の進展により、国際課税の問題は複雑化し、多国籍企業のみをその課税対象とする税制のみでは対応しきれなくなっている。

そこで、第5章では、多様化する国際的な租税回避の問題として、「租税裁定取引」を取り上げる。「租税裁定取引」とは、二つの国家間の租税の税制及び取扱いの差異を利用して、納税者が二つの国家から同一の恩典を受ける取引をいう。租税回避行為の一形態である租税裁定取引について、主に米国のハイブリッド事業体を利用した事例を取り上げて分析し、日本税制へのインプリケーションを探る。次に、米国で隆盛と衰退を繰り返した条約サンドウィッチの事例を取り上げてその原因と問題点を分析し、日本の税制への教訓とする。具体的には、すでに締結した租税条約に、特典条項（LOB）³を追加することにより、米国が条約サンドウィッチを終焉へと追い込むことに成功したので、日本でも今後、租税条約交渉において特典条項（LOB）を追加していくことが、租税回避の防止に有効であると提案

³ 特典条項(limitation on benefit: LOB)は、租税条約の適用対象を、単なる居住者のみでなく、個人や上場企業などの一定の要件を満たす適格居住者に絞ることにより、本来は第三国にいる居住者が、あたかも条約締約国の居住者になりすまして租税条約の恩典を受けようとする、いわゆる条約漁りを防止しようという条項である。

する。そして、OECD 租税委員会が BEPS 行動計画の一環として取組んでいる「不適切な条約恩典の付与防止 (Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances)」と「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認(Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements)」という二つの新しい流れを取り上げ、今後期待できる効果を検討する。

第 6 章においては、グローバル化が国際課税に与える影響にどのように対応するかについて国家間公平を考慮した租税協調のあり方を検討する。グローバル化とは、国家間の経済的統合の増加を表す用語であるが、租税制度の側面に影響を与えている。かつては、自国の租税制度の構築には自国の経済の側面のみを考えればよかった。しかし、現在においては、自国の租税制度は外国の経済および租税構造に影響する。自国への投資を促進させるために、ある特定の所得などに対する税率の引き下げを行うといった優遇措置政策を租税競争という。そして、グローバル化により移動可能となった資本及び労働は、低い税率の国へと流出することとなり、租税競争を推し進めた。そこで、租税競争から協調へ向かうために各国が従うべき基準として国家間の公平性をとらえ、世界経済がグローバル化する中での租税協調のあり方を検討する。租税協調の潮流の中で、本来その理念として内在していると見られる Musgrave and Musgrave[1952,1989]の国家間の公平の概念を採り上げた。国家間の公平は、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利得、損失にどのように配分するかという基準であり、相互主義の原則と無差別主義の原則を主な内容とする[Musgrave and Musgrave 1989]。そして、国家間の租税協調において国家間の公平の基準により調整を図っていくべきではないかと提案する。さらに、現在の OECD 租税委員会の税源侵食と利潤移転に対する新たな取組みに関して、もともと国家間の公平の基準は、OECD 租税委員会の基本理念として取り上げられているものではないが、G20 の 8 カ国への参加要請の方法について、相互主義による国家間の公平の概念が根付いているのではないかと自説を持っており、この観点からの検討を展開する。

最後に、第 7 章での本論文の総括として、租税競争から協調への潮流の中で、日本はアジアのリーダーとして、租税協調に積極的に取組んでいく必要があることを確認し、今後の課題を述べた。

2 グローバル化が税制に与える影響

国際課税におけるグローバル化への対応が重要性を増している。財・サービスが国境を越える際の取引費用が減少したことにより、経済市場の統合が進み経営管理やサービスを行う地理的場所の重要性が減少してきた。そして、統合化された市場と情報網に参加し影響を受ける人々と国の数が、圧倒的に増加した。このようなグローバル化は、急速な貿易額の拡大に始まり、投資の増大をもたらし、金融の側面にまで影響を与えるようになった。そして、多国籍企業の発展を通じて、課税制度にも影響を与えるようになってきたのである。本節においては、課税に関連するグローバル化の傾向と歴史的なデータとの関連を見ることにより、それが課税制度にどのように影響を与えてきたかを検討することを目的とする。まず、グローバル化の指標として、貿易取引と投資の拡大をデータで検証し、それが租税制度とどのように結びついているかを見ていくこととする。

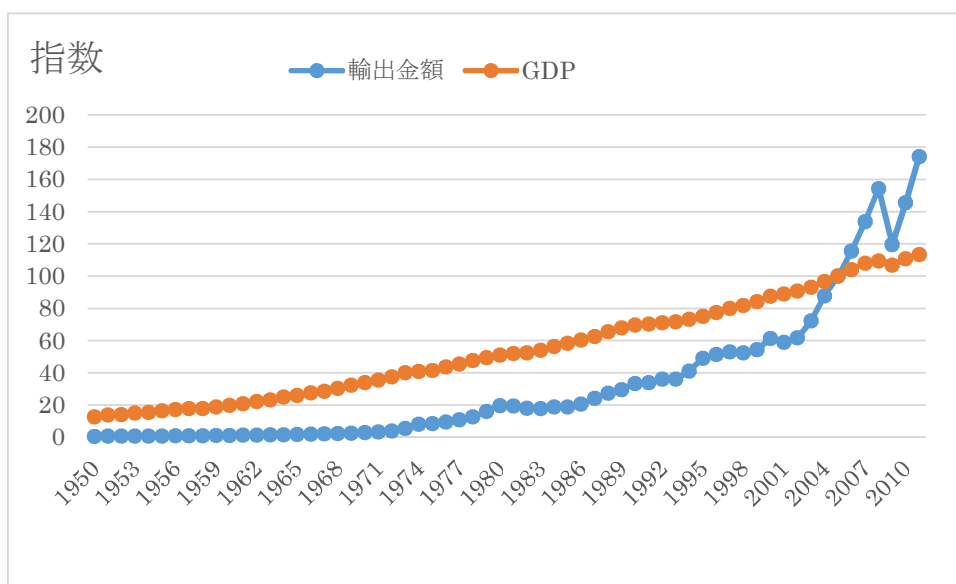


図1 輸出金額及びGDPの変化 (指数、2005=100)

World Trade Organization [2012], *WTO International Trade Statistics 2012*

Appendix Tables a01a, World merchandise exports, production

and gross domestic product, 1950-2011 より作成。

図1は、1950年から2010年までの全世界の輸出金額及びGDPの変化を、2005年を100

とした指数で示している。その動向を比較してみると、輸出金額はグラフの傾斜が右上がりであり、2005 年を境に GDP の増加を上回っている。1950 年と 2010 年を比較すると、GDP は 12.82 から 110.85 への増加なのに対して、輸出金額は 0.60 から 145.55 に増加している。輸出金額の増加が GDP を大きく上回っているのは、次のように年間変化率で比較してみるとよくわかる。

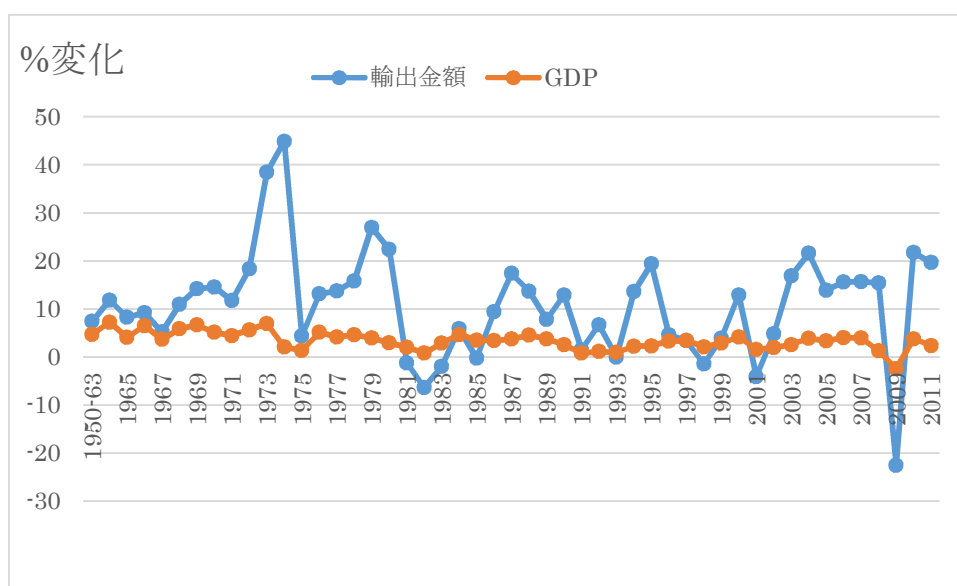


図2 輸出金額及び GDP の年間変化率 (%)

World Trade Organization [2012], *WTO International Trade Statistics 2012*

Appendix Tables a01b, World merchandise exports, production

and gross domestic product, 1950-2011 より作成。

図2が、1950年から2011年までの全世界の輸出金額及びGDPの年間変化率を示したものである。1981年から1983年及び2009年を除けば、ほぼ輸出金額の増加率がGDPの増加率を上回っている。1950年から2011年までの輸出金額の年間変化率の単純平均が10.85%であるのに対して、GDPの年間変化率の単純平均は、3.40%にとどまる。このように、GDPを上回る輸出金額の増加傾向がみられることは、グローバル化の傾向が継続的に進んでいることの一例を示しているのではないかと考えられる。

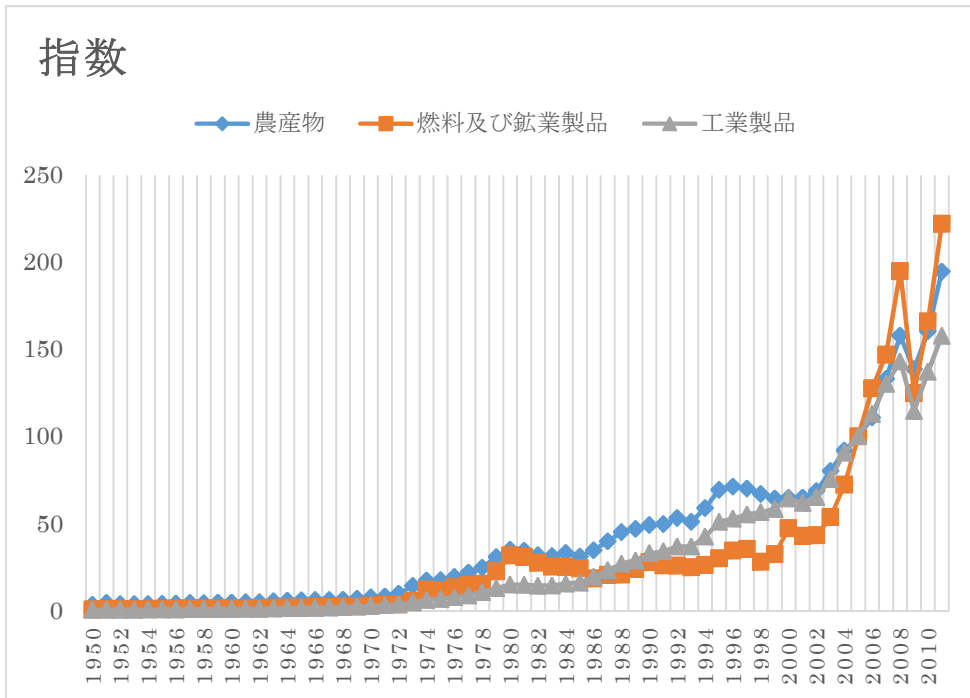


図3 輸出金額の変化 (指数、2005=100)

World Trade Organization [2012], *WTO International Trade Statistics 2012*

Appendix Tables a01a, World merchandise exports, production

and gross domestic product, 1950-2011 より作成。

次に、図3は、1950年から2011年までの全世界の輸出金額の変化を、2005年を100として農産物、燃料及び鉱業製品、工業製品で分けて指数で示したものである。農産物の輸出金額の指数は、1950年には3.31で、2011年には194.81であるのに対して、燃料及び鉱業製品の指数は、1950年に0.50であったのに対し、2011年に222.11である。さらに、工業製品については、1950年に0.31であったのに対し、2011年に157.89と増加している。工業製品の輸出金額の増加が最も著しく、次に燃料及び鉱業製品となっており、農産物の輸出金額の増加が最も少ない。ここで、図1から図3までのデータにより得られたグローバル化の側面と、課税制度に与える影響をまとめてみたい。図1と図2は同様に、GDPを上回る輸出金額の増加を示している。このことにより、国際貿易の割合が急速に増大し、グローバル化が進んできたことが分かる。国家は、かつては、国内の租税制度のみ考えればよかったのであるが、このような国際貿易の増大により、現在では、国際課税の役割を

重視しなければならなくなってきたのである。そして、その国際貿易における増加の内訳を図3が示している。国際貿易の増大は、主に工業製品の増加が最も著しいことが分かる。このことは、貿易による国際分業化が進み、多国籍企業が発達したことによるものと考えられる。多国籍企業の発展は、国際課税において、移転価格の問題を提起することとなった。移転価格とは関連者間の取引価格を意味するが、その操作により世界中に存在する、多国籍企業全体としての租税支払額を最小化し、税引後所得金額を最大化しようとする租税回避の問題が生じたのである。この移転価格税制の問題については、本論文の第2章と第3章で詳しく検討することとする。

さらに、国際貿易の増大だけでなく、対外・対内直接投資の増大も、国際課税制度に大きな影響を与える。各国が自国に外国からの投資を呼び込もうとして、税率を引き下げることにより、租税競争が生じてきた。この租税競争には、他国の課税標準を浸食するなど有害な租税競争として分類されるものもあり、複雑な問題が生じている。その一方で、各国の租税協調により、有害な租税競争や租税回避の問題に取り組んでいこうという流れも生じてきた。この租税競争から租税協調への流れについての問題は、第6章で取り扱う。さらに、対外・対内直接投資の増大により、国境を超えた企業組織再編による租税回避も生じてきた。海外に設立した法人を新たな親会社とするような組織再編取引をコーポレート・インバージョンというが、この取引を利用した租税回避行為が問題となってきたのである。このコーポレート・インバージョンの問題は、第4章で詳細に取り上げたい。また、対外・対内直接投資の増大は、租税回避地と呼ばれるタックス・ヘイブン国を始めとする、租税措置が優遇された国における子会社設立を促進し、二国間の租税制度の取扱いの差異を利用してその恩典を両方から受けるという租税裁定取引(tax arbitrage)という租税回避の問題も生じさせた。この租税裁定取引による租税回避の問題は、第5章で取り扱うこととする。

このようなグローバル化は、多国籍企業の競争を加速させた。そして、グローバル化による国際金融市場の発達を通じて、国境を超える資本の流出入が増大している。さらに、グローバル化は、海外からの資本の誘致を引き付けるべく租税競争の引き金となった。このようにして、グローバル化は、貿易、金融の側面だけでなく、租税制度にも影響を与えるようになったのである。かつて、国家は、過去においては自国の租税制度のみを考えて、

一国のみで対応していけばよかったが、現在では、他国の租税制度も考慮に入れ、租税協調によりグローバルな対応が必要となってきた。そのような租税協調の流れの中で、経済協力開発機構（「OECD」）租税委員会が、租税制度の構築において中心的な役割を担っている。本論文においては、OECD 租税委員会の新たな動きを各章で検討していくこととなる。例えば、第 2 章と第 3 章で取扱う移転価格税制の問題については、OECD 租税委員会が公表した『移転価格ガイドライン』[OECD 2010]が重要な指針となっているし、さらに OECD 租税委員会の新たな取組みとして、BEPS（税源浸食及び利潤移転）に対抗するための行動計画 1 3（移転価格文書の再検討）を重要な動きとして検討する。さらに、第 4 章のコーポレート・インバージョンによる租税回避と、第 5 章の租税裁定取引による租税回避の問題は、OECD 租税委員会の BEPS 行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認）及び行動計画 6（租税条約濫用の防止）と密接な関連があり、後ほど詳細に検討を行うこととなる。これらの各章での検討は、それぞれに個別の議論となるために、各論に入る前に、本章において、BEPS 行動計画の背景や全体を見ておく必要があると考えるため、次節で OECD 租税委員会の新たな取組みを、本論文と関連付けながら概観することとする。

3 税源浸食及び利潤移転に対する新たな取組み

2013年7月19日、OECD租税委員会は、税源浸食及び利潤移転(Base Erosion and Profit Shifting: BEPS)を主要な議題としてG20の加盟国と共同して、『税源浸食及び利潤移転に関する行動計画(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)』[OECD 2013b]を公表した。その背景は、2012年6月にG20サミット(メキシコ・ロスカボス)において、税源浸食及び利潤移転(BEPS)を防止する必要性についての確認がなされ、OECD租税委員会本会合において、BEPS行動計画が提言されたことに始まる⁴。さらに、2012年後半には、スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が政治問題化したことにより、同年11月に、イギリス、ドイツの財務大臣がBEPSに関する共同声明を公表し、フランス財務大臣もこれに賛同した。2013年2月には、OECD租税委員会本会合において『税源浸食及び利潤移転の現状分析報告書(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)』[OECD 2013a]を承認し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(ロシア・モスクワ)に同報告書を提出した。そして、2013年6月に、G8サミット(イギリス・ロックアーン)でBEPS計画が支持されたことを受けて、OECD租税委員会本会合において『税源浸食及び利潤移転に関する行動計画(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)』[OECD 2013b]が承認され、公表されることとなった。

この行動計画[OECD 2013b]の具体的な内容は、次の15項目である。

行動1 電子商取引課税への対処(Address the tax challenges of the digital economy)

既存の国際課税制度の適用では十分に対応できなかった電子商取引への課税方法の検討を行い、直接税及び間接税の両方の適用を見据えたソース・ルールの見直しを行う。「恒久的施設(PE)なければ課税なし⁵」という現行の国際課税の税制の下では、経済的な結びつき

⁴ BEPS計画の始動から行動計画の公表に至るまでの経緯は、日本人初のOECD租税委員会議長である浅川[2014:38]を参考とした。

⁵ 恒久的施設(permanent establishment: PE)とは、支店、事務所、工場、作業所などの事業を行う一定の場所をいう。企業が外国で事業を行う場合に、企業がその外国に恒久的施設(PE)を有していない場合には、外国で行う事業から生じる所得については、その源泉地(外国)では、原則として課税されない。このように、恒久的施設なければ課税せずとするのが、租税条約を締結する時の国際的な課税ルールとなっている。

(nexus) の欠如により課税とならないような場合でも、源泉地国の経済に電子商取引の実態があれば、新たなビジネスモデルにおいて電子的な財およびサービスの利用を通じた市場的な場所との関連から生じた価値創造により課税を行うという検討も行なう⁶。行動1の期限は、2014年9月であり、期待される成果物は、電子商取引から生じる問題の特定と勧告のための行動に関する報告書である⁷。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認(Neutralise the effects of hybrid mismatch arrangements)

ハイブリッド事業体を用いた二重非課税(double non-taxation)、二重損金計上(double deduction)、長期の課税延期(long-term deferral)といった租税回避の効果を、租税条約による対応及び国内法の整備により否認する。ここでは、次の5項目が提案されている⁸。一つ目は、OECDモデル租税条約をハイブリッド事業体(hybrid entities)や二重居住者事業体(dual resident entities)が過度の租税条約上の恩典を利用できないように改訂することである。二つ目以降は、国内法の改正による対応である。二つ目として、支払者が損金算入可能な支払である場合には、受取者の側では、免税または非課税を認めないよう国内法を整備する方法がある。三つ目は、逆に、受取者側で、タックス・ヘイブン税制またはCFC(被支配外国会社、日本でいうタックス・ヘイブン税制)税制の適用を回避して免税または非課税となる場合には、支払者側で損金算入を認めない条項を国内法に設ける方法である。四つ目は、支払者側で他の国で損金算入可能な支払がある場合には、自国での損金算入を認めないよう国内法を整備し、二重損金計上を防止する方法である。五つ目は、複数の国がこのような国内法の規定を取引に適用する場合には、相互協議による協力場体制の整備を国内法に盛り込むことが必要となる。

課税は、それぞれの国家の主権に任されている以上、事業体に関して居住地国課税にそ

る。

⁶ OECD [2013b:14]参照。

⁷ OECD [2013b:29]参照。

⁸ OECD[2013b:15]参照。

に関する規定を整備することはかなり効果的であると考えられる。行動 2 の期限は、2014 年 9 月とされており⁹、計画に従い、2014 年 9 月 16 日に報告書[OECD 2014a]が公表された¹⁰。この新たな報告書[OECD 2014a]の公表は、第 5 章の租税裁定取引による租税回避の問題と密接に関連するため、その具体的な内容を第 5 章において概観し、今後に見込まれる効果等を検討していくこととする。

行動 3 CFC（被支配外国会社）税制の強化（Strengthen CFC rules）

CFC(被支配外国会社)税制に関して、各国が導入すべき国内法の基準について勧告を行う¹¹。2015 年 9 月を期限として、国内法策定に関する勧告書の作成を行う¹²。

行動 4 利子損金算入及び他の財務支払を用いた税源浸食の制限(Limit base erosion via interest deductions and other financial payment)

関連者間及び第三者間の借入金に関して利子等を利用することにより、過度の利子損金算入を財務上作り出すことによる、税源浸食を防止するための課税規則の開発を行う。この行動は、関連者間の利子、保証料、金融派生商品など財務取引に関する移転価格ガイドライン、そして、ハイブリッド・ミスマッチ及び CFC 税制との連携により進められる¹³。行動 4 に関しては、2015 年 9 月を期限として二つの成果物を作成することとしている。一つ目は、国内法策定に関する勧告書であり、二つ目は、移転価格ガイドラインの改正である¹⁴。

行動 5 透明性、経済実質を重視した有害な租税への有効的対抗(Counter harmful tax

⁹ OECD [2013b:30]参照。

¹⁰ この報告書は、大きく二つの部分に分かれており、パート 1 がハイブリッド・ミスマッチの効果否認に関する国内法改正への勧告となっており、パート 2 が租税条約の論点となっている。この報告書の具体的な内容については、第 5 章で取り扱う。

¹¹ OECD[2013b:16]参照。

¹² OECD[2013b:30]参照。

¹³ OECD[2013b:17]参照。

¹⁴ OECD[2013b:31]参照。

practice more effectively, taking account transparency and substance)

優遇措置に関する自発的情報交換に強制力を与え、全ての優遇措置に実質的な経済活動を要件とするなど、透明性の改善を重視した有害な租税への対応を改定する。そして、他の OECD 非加盟国のメンバーと協力して BEPS において優遇税制の包括的な評価見直しを行う¹⁵。行動 5 に関しては、3 段階のステップを計画している。まず、2014 年 9 月までに加盟国の中での見直し分析を終え、2015 年 9 月までに OECD 非加盟国への参加拡大のための戦略を策定し、2015 年に最終的に既存の基準の見直しを行う¹⁶。

行動 6 租税条約濫用の防止(Prevent treaty abuse)

OECD モデル租税条約を改善し、不適切な状況での租税条約の恩典付与を防止するよう国内法の規定を設計する。これは、租税条約が二重非課税を生じさせることを目的とするのではないことを明示し、ハイブリッド・ミスマッチの防止と共に作業を進める¹⁷。行動 6 に関しても、2014 年 9 月までに OECD モデル租税条約の改正と内国法の改正に関する勧告書の作成を予定しており¹⁸、その計画に従って、2014 年 9 月 16 日に報告書[OECD 2014b]が公表された¹⁹。この報告書[OECD 2014b]の内容は、第 4 章のコーポレート・インバージョンによる租税回避の問題だけでなく、第 5 章で取り上げる租税裁定取引による租税回避の問題にも関連し、本論文では、今後の重要な対抗策として位置付けているため、詳細は、第 5 章で検討することとする。

行動 7 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止(Prevent the artificial avoidance of PE status)

¹⁵ OECD[2013b:18]参照。

¹⁶ OECD[2013b:31]参照。

¹⁷ OECD[2013b:19]参照。

¹⁸ OECD[2013b:31]参照。

¹⁹ OECD[2014b]は、OECD モデル租税条約が「条約漁り」などの条約濫用を防止するような改正が行われる提案を含んでおり、次の三つの内容からなる。①不適切な状況における条約濫用を防止するための条約既定と国内法規定。②租税条約が二重非課税を生じさせることを目的としていないことの明確化。③他国との条約適用に当たり検討しなければならない租税政策の一般論。なお、具体的な内容については、第 5 章で取り扱う。

問屋契約(commissionaire arrangement)等の利用により、BEPS に関して恒久的施設 (PE) 認定を人為的に回避することを防止するために、PE の定義を改定する²⁰。行動 7 については、2015 年 9 月を期限として、OECD モデル租税条約を改正することとしている²¹。

行動 8 価値創造に従った移転価格税制の整備(assure that transfer pricing outcomes are in line with value creation)―無形資産(Intangibles)―

行動 8、9、10 は、移転価格税制の整備に関するものである。BEPS 計画では、移転価格税制は重要な課題であり、独立企業間原則を強化することにより、多国籍企業が低税率国へ所得移転することによる租税回避を防止することとしており、定式配賦方式などの代替的な方法は、現在ではなく将来的な課題として位置付けられている²²。

行動 8 は、グループ会社間における無形資産の移転による税源浸食を防止するというものであり、四つの指針を示している²³。一つ目は、無形資産を広範に、しかも明確に定義することである。二つ目は、無形資産の移転及び使用に関して生じた利潤が、価値創造に従って適正に配分されるようにすることである。三つ目は、評価の困難な無形資産の移転に係る特別な移転価格指針を創設することである。四つ目は、費用分担契約(cost contribution arrangement)²⁴のガイドラインを見直すことである。

行動 9 価値創造に従った移転価格税制の整備(assure that transfer pricing outcomes are in line with value creation)―リスクと資本(Risks and capital)―

リスク又は多額の資本を関連者間のグループ会社に移転することによる税源の浸食を防止する。これは、単なる契約により付与されたリスク又は多額の資本移転により不当に少

²⁰ OECD[2013b:19]参照。問屋契約を利用することにより、独立代理人として認定され、代理人 PE (国内に従属的な代理人を有する PE) としての認定を回避するスキームが、日本をはじめ各国で問題となっていることが背景にあると考えられる。

²¹ OECD[2013b:32]参照。

²² OECD[2013b:19]参照。

²³ OECD[2013b:20]参照。

²⁴ 費用分担契約(cost contribution agreement。略して CCA)とは、

ない所得が生じる場合に対抗するために、移転価格税制の適用又は特殊な規定によるガイドラインを作成することを含む。その規定には、価値創造との整合性が必要とされる²⁵。

行動 10 価値創造に従った移転価格税制の整備(assure that transfer pricing outcomes are in line with value creation)—他の危険度の高い取引(Other high-risk transactions)—

第三者であるならば、稀にしか行われなような取引による税源浸食を防止する。そのためには、移転価格税制規定又は特別規定を整備する。まず、取引の状況を分析し、グローバル・チェーンにおける利潤の分配を考慮して、移転価格税制の適用方法を検討し、マネージメント・フィーや本店管理経費といった費用計上による税源の浸食に歯止めをかける²⁶。行動 8, 9, 10 については、2015 年 9 月までに、移転価格ガイドラインと OECD モデル租税条約を改正することとしている²⁷。

行動 11 BEPS 及び行動に関する統計の収集方法の策定(Establish methodologies to collect and analyses data on BEPS and the actions to address it)

BEPS の経済的影響や測定指標に関して勧告を行い、BEPS において提言された行動計画の管理と評価に有用な情報を集約する。これは、各国へのスピル・オーバー効果を含めた BEPS の経済規模や影響を経済学的に分析する。納税者固有の守秘義務及び税務行政と実業界の行政費用を配慮し、外国直接投資 (FDI) 及びバランス・ペイメント等のマクロ・データ及び財務諸表や税務申告書などのマイクロ・データの両方に基づいて、既存のデータを再検討し、新しいタイプのデータを収集分析する²⁸。行動 15 については、2015 年 9 月を期限として、収集するデータおよび分析方法に関する勧告書を作成する²⁹。

²⁵ OECD[2013b:20]参照。

²⁶ OECD[2013b:21]参照。

²⁷ OECD[2013b:32]参照。

²⁸ OECD[2013b:22]参照。

²⁹ OECD[2013b:33]参照。

行動 1 2 納税者の顕著なタックス・プランニング報告の義務化(Require taxpayers to disclose their aggressive tax planning arrangements)

税務当局と実業界の行政費用を配慮した上で、いわゆる「国際的タックス・スキーム」と呼ばれるような、顕著あるいは濫用的な取引・取り決め・組織再編などを強制的に税務当局に報告させる国内法の義務規定を勧告する³⁰。行動 15 については、2015 年 9 月を期限として、国内法改正に関する勧告書を作成する³¹。

行動 1 3 移転価格文書の再検討 (Re-examine transfer pricing documentation)

納税者の法令順守費用に配慮し、税務当局にとって透明性を確保するために移転価格の文書の規則の策定を行う。この検討は、多国籍企業が全世界所得を、共通の指針によりその所得、経済活動及び納税額をどのように配分したかを、関係国の税務当局に情報提供することを強制するルール策定を含むものである³²。行動 1 3 の期限は、2014 年 9 月とされており³³、計画に従い、2014 年 9 月 16 日に報告書[OECD 2014c]が公表された³⁴。本論文においては、第 2 章と第 3 章で移転価格税制の問題を取り扱う。特に第 2 章では、現行の移転価格税制において、経済指標を用いた分析を検討していくが、現実的な方法として移転価格文書の動きの中で、多国籍企業側から経済指標を用いて移転価格を算定し、税務当局に説明する手法を提案する。その際に、この新たな報告書[OECD 2014c]が重要となるため、具体的な内容は、第 3 章で検討することとしたい。

行動 1 4 相互協議の効果の向上(Make dispute resolution mechanisms more effective)

租税条約の規定の中に仲裁規定が設けられていないために相互協議や仲裁の申出ができないなど、租税条約に基づく相互協議の障壁がある場合に除外する方法を策定する。相互

³⁰ OECD[2013b:22]参照。

³¹ OECD[2013b:33]参照。

³² OECD[2013b:23]参照。

³³ OECD [2013b:34]参照。

³⁴ この報告書は、移転価格の文書（マスター・ファイル及ローカル・ファイルの作成）と国別報告書（country-by-country report）に関するものであるが、具体的内容については、第 5 章で取り扱う。

協議の効力の向上は、BEPS 問題の中でも優先事項と位置付けられている³⁵。行動 14 については、2015 年 9 月までに、OECD モデル租税条約を改正することとされている³⁶。

行動 1 5 多国間協定の開発(Develop a multinational instrument)

BEPS の問題において国家間における多国間協定を策定するため国際租税法や国際財政法の問題を分析して二国間条約の改定を行ない、そして、多国間協定案を開発する³⁷。行動 15 については、2015 年 12 月までに、各国の国際租税法と問題を分析したうえで、多国間協定の策定を行うこととしている³⁸。

以上が、OECD 租税委員会が現在取り組んでいる BEPS（税源侵食と利潤移転）への対抗のための行動計画の概要である。いくつかの報告書は、期限通り最終報告がなされており、その他のプロジェクトは、現在も進行中である。OECD 租税委員会の BEPS 行動計画は、世界中の租税に関する研究者や実務家が注目しており、本論文でも重要な議論として取り扱う。なお、本論文の第 2 章以降においては、これらのプロジェクトのうち関連するものについて、個別的な検討を行っていく。

³⁵ OECD[2013b:23]参照。

³⁶ OECD [2013b:34]参照。

³⁷ OECD[2013b:24]参照。

³⁸ OECD [2013b:34]参照。

第2章 移転価格税制における利潤の帰属

- 1 移転価格税制及びロケーション・セイビングの意義と問題点
- 2 日本におけるロケーション・セイビングの取扱い
- 3 米国及びOECDにおけるロケーション・セイビングの取扱い
- 4 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響
- 5 供給の価格弾力性によるロケーション・セイビングの帰属分析
- 6 小 括

1 移転価格税制及びロケーション・セイビングの意義と問題点

日本に移転価格税制が導入されたのは、1986年である³⁹。当初は米国関税局が日本の大手自動車メーカーへのダンピング調査を行ったのであるが、ダンピングの疑いがないと分かると、次に米国内国歳入庁(IRS)がその自動車メーカーの米国販売子会社への移転価格調査による課税を行った。その結果、日米両国での二重課税が生じることとなったので、その二重課税を排除する対応的調整⁴⁰のために日本が移転価格税制を導入することとなった背景があると言われている。

移転価格(transfer price)とは、海外子会社等の国外関連者との間における商品の移転及び役務の提供等に付される価格をいう。関連企業者間における商品の販売等は、同一の資本関係にあるグループ内での一種の内部取引であり、これを移転(transfer)と言うことから、その取引価格を移転価格と呼んでいる。管理会計の文献においては transfer price は振替価格とも呼ばれている⁴¹。移転価格税制とは、法人が、国外関連者との間で行う取引の移転価

³⁹昭和61年法律13号による租税特別措置法改正によるものである。

⁴⁰ 対応的調整(corresponding adjustment)とは、親子会社が存在する国家間で、一方の国が移転価格課税を行った場合、他方の国において経済的な二重課税が発生してしまうため、租税条約の規定に基づき両国の権限ある当局が相互協議を行い、合意した関連企業間の独立企業間価格による税収分配を行うことである。対応的調整の手続等の詳細については、増井=宮崎[2008:180]参照。

⁴¹管理会計における振替価格(transfer price)は、税制上の移転価格のみでなく、社内における事業部間等

格が独立企業間価格と異なることによりその法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税所得を計算する税制であり、いわゆる多国籍企業のみを対象としている。独立企業間価格(*arm's length price*)とは、関連企業間の取引が同様の状況下において非関連者間で行われた場合に成立する価格である。

本章で取扱うロケーション・セイビングとは、企業が、市場間の生産要素の価格の差を利用して、価格の高い地域から低い地域へ生産、販売等の拠点を移管することにより、原価を削減し、その結果として実現可能となった利潤を意味する⁴²。輸送技術が発達した現代において、生産要素の価格差の中で、最も大きな較差が生じるのは賃金（人件費、あるいは労働原価）である。日本企業の場合には、安い賃金による原価削減を求めて、中国、インドネシア、タイ等のアジア諸国へ生産拠点を移転するケースが多い。このような移転は、リカードの比較生産費説によれば、それぞれの国が相対的に優位な生産費で生産しうる比較優位な財の生産に特化し、他の財の生産は相手国に任せることにより国際分業を行い、貿易を通じて双方とも貿易を行わない場合より利潤を得ることが出来る。したがって、多国籍企業は製造拠点を海外移転することにより生産性を向上させることができるので、経済効率性の観点からは、好ましいことと言える。

しかし、このようにして多国籍企業が製造拠点を海外移転させた場合には、移転価格税制の観点からは、ロケーション・セイビングにより生じた利潤を、国家間でどう配分するかという問題が生じる。例えば、生産拠点の海外移転とともに、所得が海外へ流出すれば租税が移転することにより、国家の歳入まで海外に流出してしまうことになる。これに歯止めを掛けるため、移転価格税制の発動により国家間で租税を奪い合うという競争まで生じてきた。生産拠点を海外移転するに際して、もともと親会社が独自の技術やノウハウを保有しているケースが多くある。製造子会社を海外移転するにあたっては、その独自の技術等も移転することとなる。その場合には、子会社における利潤の性質は、単なる製造委託企業としての基本的な利潤の他に、ロケーション・セイビングによる利潤、及び、親会社が長年培ってきた独自の技術により生じた利潤とに分かれることとなる。そこで、移転価格

で振替えられる財及び役務に付される価格を意味することもあり、より広義に用いられるものである[小嶋=清水 1996: 183]。

⁴²官嶋=黒川[2002]、森=池谷[2005]等が、ロケーション・セイビングをとりあげ、その帰属について、実務的な観点からの検討をおこなっている。

税制の適用において、生産拠点の海外移転にかかるロケーション・セイビングにより生じた追加的利潤の帰属を、親会社と製造拠点である子会社にどう配分するかという問題を技術的限界代替率と供給の価格弾力性という経済学の指標を用いて分析し、現在の移転価格税制適用の制度がこれらの経済指標を反映していないことを明らかにする。そして、実施可能性の観点からは、経済指標の算定の困難性があることを指摘し、今後の移転価格税制の運営に経済指標の利用をどう反映させていくかという方向性を探る。

2 日本におけるロケーション・セイビングの取扱い

(1) ロケーション・セイビングに関する租税法上の取扱い

日本における移転価格税制に関する法源としては、国際法源としての租税条約（OECDモデル条約9条、日米租税条約11条等）の他に、国内法源としては、1986年（昭和61年）の税制改正において導入された租税特別措置法第66条の4、政令として租税特別措置法施行令第39条の12、及び、省令として租税特別措置法施行規則第22条の10等が存在する⁴³。通達としては、基本通達として、租税特別措置法基本通達66の4(1)－1から66の4(7)－2まで、及び、個別通達として、移転価格事務運営要領（事務運営指針）とが存在する⁴⁴。しかし、租税特別措置法第66条の4には、生産拠点を海外に移管した場合に生じた追加的利潤の帰属といった極めて個別的な問題に関して、どのような算定方法を選択するか（基本

⁴³租税に関する法の存在形式を租税法の法源という。租税法の法源には、憲法、法律、命令、条令、規則等の国内法源と、条約、交換公文等の国際法源とがある[金子 2011: 93]。

⁴⁴通達とは、上級行政庁が法令の解釈や運営方針等について下級行政庁に対してなす命令なし指令である（国家行政組織14条2項）。通達は、上級官庁の下級行政官庁への命令であり、行政組織の中では拘束力を持つが、国民に対して拘束力をもつ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない。したがって、通達は、租税法の法源ではない。しかし、実際には、日々の税務行政は通達に依存しており、納税者の側で争わない限り、租税法の解釈、適用に関する多数の問題は、通達に則して解決されることになるから、現実には、通達は法源と同様に重要な機能を果たしている[金子 2003:112-113]と解するのが通説である。租税通達には、基本通達と個別通達に分類される。前者は、各租税法律の条文の順序に基本的な項目及び重要な事項について解釈や運営方針を体系化した通達であり、後者は、それ以外の事項等について、個別に法律の解釈や事務運営の指針を示した通達である。

三法⁴⁵を用いるのかその他の方法を用いるのか)、そして、計算方法において、機能に見合った利益を算定する際の比較可能企業の選定等の判断基準をどう行うかという具体的な取扱規定は置かれていない。このような個々の事実認定に基づく具体的事項に関しては、主に移転価格事務運営要領で取扱われている。ロケーション・セイビングの問題も、個別的な取扱いとして、移転価格事務運営要領の中で事例による説明が行われているので、次に見ていく。

(2)事務運営要領における事例の説明

ロケーション・セイビングに係る追加的利潤の帰属については、移転価格事務運営要領の別冊として国税庁から公表された「移転価格税制の適用にあたっての参考事例集」の事例19「人件費格差による利益の取扱い」[国税庁 2001,2013 最終改正 別冊:74-76]において、生産拠点を人件費等の低い外国に移管することにより、国内での製造に比較して製造原価が減少した状況において、残余利益分割法⁴⁶を適用する事例として取扱われている。

この事例の概要を説明する。もともと、日本法人 P 社が X 国に販売子会社 S 社を設立して日本で製造した製品を S 社に輸出し、X 国で販売していたが、X 国での低い人件費等を理由に、S 社に製造業務を移管し、製造業務移管後は、P 社は、S 社に対して製品製造にかかる特許権及びノウハウ(P 社の研究開発による成果物)の使用許諾を行っている。S 社は、

⁴⁵ 基本三法とは、独立価格基準法、再販売価格基準法、及び原価基準法を言う。独立価格基準法とは、特殊の関係のない売り手と買い手の間で同種の資産を同様の状況の下で売買した場合の取引の対価に相当する金額を独立企業間価格とする方法である(租特 66 の 4 第 2 項 1 号イ)。再販売価格基準法とは、国外関連取引における資産の買い手が特殊の関係のない者にその資産を販売した場合の対価の額から通常の利潤の額を控除して計算した金額を独立企業間価格とする方法である(同ロ)。原価基準法とは、国外関連取引にかかる資産の売り手の取得原価の額に通常の利潤の額を加算した金額を独立企業間価格とする方法である(同ハ)。

⁴⁶ 残余利益分割法(租税特別措置法基通 66 の 4(4)-5)は、租税特別措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項には、明確には規定されていないが、動向の拡大解釈的に、これらの方法を使用し得ることを明確にしたものである[櫻井=松橋他 2004:1163]。残余利益分割法は、「法人又は国外関連者が重要な無形資産を有する場合に」用いる方法であり、第一段階において、P 社及び S 社に、「分割対象利益のうち重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額を配分」する。そして、第二段階として、「配分した金額の残額を当該法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する」方法である(租税特別措置法基通 66 の 4(4)-5)。

X国で原材料を調達し、P社から供与された技術に基づいて製品を製造し、X国で販売している。

この場合に、まず、機能分析を行う。P社の研究開発活動の成果である製品は、独自の技術が売上の拡大をもたらし、X国において一定のマーケットシェアを確保するとともに、安定した価格で販売されている。一方、S社には研究開発部門はなく、P社から供与された技術に基づいて製造が行われている。ただし、S社は、従来から販売会社として大規模な広告宣伝、販売促進活動を行っており、高い商品認知度や大規模な販売網などによる販売競争の優位性を有している。

次に、この事例の場合の損益状況の変化の想定は次のとおりである。製品の販売価格 100の場合に、製造業務移管前のP社の製造原価は、80だったが、製造業務移管後の製造原価は、45に減少し、P社及びS社の合算利益は、移管前の $20(=100-80)$ から $55(=100-45)$ へと増加している。」なお、この事例の仮定として、「製造業務移管前後で、X国における製品の販売価格は変わっておらず、それ以外の変化もない。」つまり、事例 19 においては、製造原価の減少による利潤 $35(=55-20)$ が、そのまま合算利益の追加的利潤となるという仮定を設けている。

この事例の場合の、移転価格税制上の取扱いは、次のように説明される。まず、基本三法と同等の方法の適用の可否について検討した結果、比較対象取引を見出すことができず、適用することはできない。そのため、「P社及びS社が有する無形資産（P社の技術力に基づく製品の独自の技術性能及びS社の広告宣伝・販売促進活動によりもたらされた製品の高い認知度や販売網）は、基本的活動のみを行う法人との比較において、それぞれP社及びS社の国外関連取引に係る所得の源泉となっていると認められる」ことから、本事例においては、残余利益分割法を適用して独立企業間価格の算定を行う。さらに、「S社の営業利益率に影響を与える要因として、X国の低い人件費があるが、これは、残余利益分割法の適用上、S社の基本的利益の計算過程において、S社と同様に低い人件費水準の恩恵を受けている法人を選定することにより反映される[国税庁 2001,2013 最終改正 別冊:75]」。

(3)日本におけるロケーション・セイビングの問題点

確かに、移転価格事務運営要領（事務運営指針）3-5に規定するように、X国において、

S社と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する法人で、しかも、重要な無形資産を有していない比較対象法人が存在すれば、その利益指標により、基本的利益を算定すれば、P社とS社との追加的利潤の分配において、X国の低い人件費による追加的利潤の配分も適正に行われることとなる。そして、分割対象利益から重要な無形資産を有しない場合に通常得られる基本的利益を控除した後の利益を残余利益と呼ぶとすると、その残余利益の獲得に対する「重要な無形資産⁴⁷の貢献の程度に応じて法人及び国外関連者に配分」[国税庁 2001,2013 最終改正 別冊:76]されることになる。

平成 23 年以降は基本三法（独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法）でもその他の方法でも、最善の方法を採用できるというようにルール改正が行われた。しかし、それ以前には残余利益分割法は、基本三法を用いることが出来ない場合にのみ用いることが出来る方法とされていた。その理由は、基本三法に比べれば比較的適用が簡易な方法であるが正確性に欠けるという問題点があるためと言われている。

一般的に、課税当局の側では、多国籍企業よりも保有する市場の情報量が少ないために、残余利益分割法などの情報量が少なくても実施可能である簡便な方法が用いられることがある。しかし、実施可能性を重視するあまり、経済学の視点から見た場合の技術的限界代替率や供給の価格弾力性の違いがロケーション・セイビングにどう影響を与えるかという差違分析は、残余利益分割法などの簡易な方法では行なうことができないという欠点は軽視されている。本章の 4 節及び 5 節では、経済学の視点から、ロケーション・セイビングの算定及び帰属における技術的限界代替率や供給の価格弾力性などの指標を用いた分析を行うこととする。

⁴⁷ ここでいう無形資産とは、品質、ブランド、生産効率のためのノウハウを意味する。

3 米国及び OECD におけるロケーション・セイビングの取扱い

米国内国歳入法第 482 条に関する財務省規則は、ロケーション・セイビングに関して次のように規定している。

「非関連者と関連者とが地理的に異なる市場において営業している場合は、その所在地に帰属する原価に関する重大な差異を調整する必要がある。当該調整は、各所在地において購入者及び販売者に相対的競争がある場合に、関連者間取引において請求又は支払対価に与える影響に基づいたものとする。例えば、当該市場における購入者及び販売者の競争状況が与えられた場合に、関連製造者の地理的市場における総営業費用が他の市場の製造者より高くないという事実は、ロケーション・セイビングが独立企業間で営業を行っている非関連者の利潤を増加させる場合にのみ、通常は追加的利潤を正当化する。」[米国内国歳入規則第 1.482-1 条(d)(4)(ii)(c)]

そして、次のような説例により追加的利潤の帰属を説明している。米国のアパレル設計者であるクチュール社は、Y 国に所在する同社の 100%子会社であるソウコ社(Sewco: Sewing Company)とアパレル製造のための契約を締結した。Y 国における営業費用は、米国よりも低い。クチュール社ラベルのアパレルは、高価格で販売されるが、実際のアパレルの製造は、他社と比べて重要で専門的な知識を必要とせず、合理的な原価で行われるとする。このような場合は、ソウコ社の営業費用は、Y 国の同様な市場において比較対処となる数社の現存する競争者と比較可能である。したがって、Y 国における営業費用が米国クチュール社より著しく低いという事実だけでは、Y 国で操業することでソウコ社に発生した追加的利潤がソウコ社に帰属するとはいえない。なぜならば、地理的に同様の市場において、現存又は潜在的な競争者が同様の低い費用で同様の機能を実行可能である競争的状況が、独立企業間価格の存在を示しているので、当該追加的利潤はソウコ社に帰属するとは言えない。[米国内国歳入規則第 1.482-1 条(d)(4)(ii)(d)]

一方、2010 年の OECD 移転価格ガイドラインにおいては、追加的利潤の取扱いについての明言を避けながら、独立企業間価格の算定において、考慮すべき経済状況について次のように記述している。「独立企業間価格は、同種の資産や役務提供に係る取引であっても、市場により異なることがある。したがって、比較可能性を達成するためには、独立企業と

関連者が事業を行う市場が類似していること、市場の差異が価格に実質的な影響を及ぼさないこと、又は適切な調整を行うことが可能であることが必要とされる⁴⁸。」[OECD 2010: par.1.55]

そして、原価基準法を適用する際に検討すべき事項として、「優位性からの利益(benefit from advantage)」という概念を用い、追加的利潤の取扱いに関して、製造の効率性に起因する追加的利潤のみを製造者に帰属させるべきという基本的な考えを示している。すなわち、すべての事例に適用できる一般的な規則を規定することは不可能であるとしたうえで、「適切な原価プラス・マークアップを決定するにあたっては、製品が種々の供給者から広く異なる原価で供給されるか否かを考慮する必要がある。関連者間には、むしろ標準的な基準に基づき原価プラス基準を計算することを選択すべきである。一方、他方が通常の状態下において、期待される以上に効率的である場合には、その優位性からの利益を享受すべきである」[OECD 2010: par.2.52]としている⁴⁹。

このように、ロケーション・セイビングは、米国と OECD も基本的に日本と同様に、独立企業間価格を決定する際の市場の差異に基づく調整項目の中で検討されている。ただし、その具体的な調整方法に関しては明言を避けている。

しかし、経済理論の観点からは、モデルを用いることによりロケーション・セイビングによる追加利潤の金額を算出（定量化）し、その定量化した追加利潤を本国親会社と海外子会社にどう帰属すべきかという結論まで導くことができる。その追加利潤の定量化に関する議論は技術的限界代替率の概念を用い、本国親会社と海外子会社の帰属に関する議論は供給の価格弾力性の概念を用いる。そこで、次の 4 節では、技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響を分析し、5 節では、供給の価格弾力性によるロケーション・セイビングの帰属分析を行うこととする。

⁴⁸ この規定は、2001 年から改訂されていない。[ECD 2001a:par.1.30]

⁴⁹ この規定も 2001 年から改訂されていない。[ECD 2001A:par.2.45]

4 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響

ロケーション・セイビングに係る追加的利潤について、Eden[1989: 247]は、技術的限界代替率⁵⁰がロケーション・セイビングに与える影響の分析を行っている。本節では、Eden[1989: 247]のモデルを参考として、J国とC国の多国籍企業のモデルに置き換えて検討を行う。まず、J国において電子部品を製造する企業J社が、労働賃金の安いC国に子会社である現地法人C社を設立し、製造設備（工場）を移管した場合を想定する。この場合に、単純にC国での安い賃金率を用い、J国で製造を行った場合の労働費用の差（仮に「素朴なロケーション・セイビング」と呼ぶ。）と、J国とC国の労働費用の差から生じた「本来のロケーション・セイビング」との比較を行ない、その差を分析した。

まず、生産関数 $f(L, K)$ は、規模に関して収穫一定、すなわち、一次同次関数であるとする。また、国内の生産物市場は完全競争市場であるとする。すると、生産量は国内需要を満たすように決定される。それを x^* とする。このとき、生産要素は、等量曲線 $x^* = f(L, K)$ において、生産要素費用を最小にするように決まる。

そこで、国内と国外における資本レンタル率をいずれも 1 に基準化し、国内と国外の賃金率をそれぞれ w_J , w_C とする。ここで、 $w_J > w_C$ としよう。すると、国内では、等量曲線 $x^* = f(L, K)$ の下で生産要素費用 $K + w_J \cdot L$ を最小にする点 $a = (L_a, K_a)$ において生産が行われる。国外では、同じ等量曲線の下で、生産要素費用 $K + w_C \cdot L$ を最小にする点 $b = (L_b, K_b)$ が選ばれる。

⁵⁰ 生産要素第 1 財の生産要素第 2 財に対する技術的限界代替率とは、財の産出量を一定に保つために必要な、生産要素第 2 財の増加量と生産要素第 1 財の減少量との比率をいう。例えば、図 4 の a 点（国内生産）における労働 L_a の資本 K_a に対する技術的限界代替率 (MRT_{LaKa}) は、 $MRT_{LaKa} = -\frac{dK_a}{dL_a}(L_a)$ と定義される。すなわち、資本に対する労働の技術的限界代替率は、図 4 の a 点における等産出量曲線の傾きの絶対値を意味する。同様に、b 点(国外生産)の場合は、 $MRT_{LbKb} = -\frac{dK_b}{dL_b}(L_b)$ となり、本節では、 $MRT_{LaKa} > MRT_{LbKb}$ と仮定する。

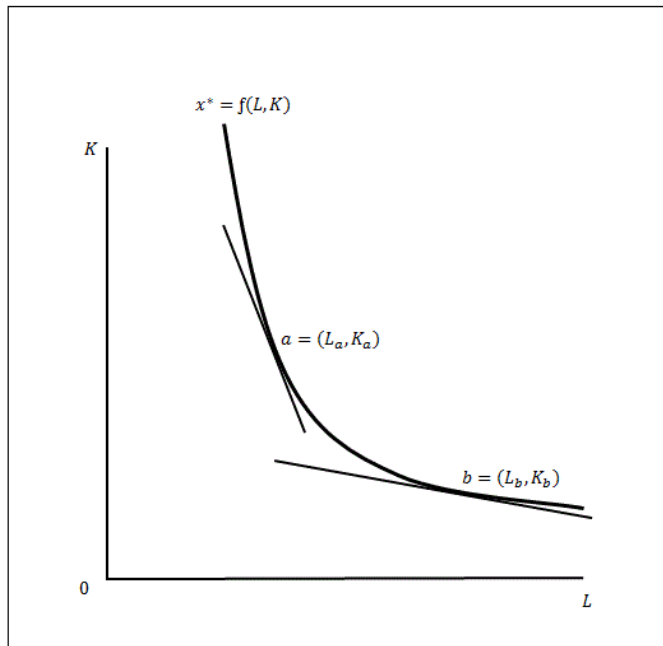


図4 技術的限界代替率がロケーション・セイビングに与える影響

ここで、「素朴なロケーション・セイビング」を、国外で雇用される労働量 L_b に対して、国内賃金率で支払った場合の労働費用 $w_j \cdot L_b$ から、国外賃金率 w_c で支払った場合の労働費用 $w_c \cdot L_b$ との差、すなわち、 $(w_j - w_c) \cdot L_b$ であるとする。これを、 $LS_0 = (w_j - w_c) \cdot L_b$ としよう。

しかし、実際には、国内と国外では技術的限界代替率が異なる ($MRT_{LaKa} > MRT_{LbKb}$) ために、国内生産では図4の点aが選ばれ、国外生産では点bが選ばれているのだから、「本来のロケーション・セイビング」は、a点において支払われた労働費用と、b点において支払われた労働費用の差との差として定義される⁵¹。したがって、

⁵¹ 「本来のロケーション・セイビング」にさらに資本費用の差まで加味すると、国内生産a点と、国外生産b点での、資本と労働の要素費用の差は、 $K_a + w_j \cdot L_a - (K_b + w_c \cdot L_b) = (K_a - K_b) + (w_j \cdot L_a - w_c \cdot L_b)$ となる。これを「資本費用と労働費用の差によるロケーション・セイビング」と呼び、 LS_1 とする。そうすると、 $LS_1 = LS_0 + (K_a - K_b) + w_j(L_a - L_b)$ となる。国内では資本集約的、国外では労働集約的であるから、 $K_a > K_b$ かつ、 $L_a < L_b$ なので、 LS_1 と LS_0 との大小関係は一般的には決まらないが、国内賃金率で評価した

$$LS = w_J \cdot L_a - w_C \cdot L_b = LS_0 + w_J(L_a - L_b)$$

となる。この場合、労働集約的な国外生産であれば、 $L_a < L_b$ なので、つねに、 $LS < LS_0$ となる。つまり、「本来のロケーション・セイビング」LSは、つねに、「素朴なロケーション・セイビング」 LS_0 より少額となる。

このことから、次の結論が得られる。国内と国外で技術的限界代替率が異なり、国内で資本集約的な生産が行われ、国外で労働集約的な生産が行われる ($MRT_{LaKa} > MRT_{LbKb}$) 場合には、国内及び国外において支払われた労働費用の差である「本来のロケーション・セイビング」は、単純に、国内と国外の賃金率の差に国外での生産を行うのに必要な労働量に乗じた金額である「素朴なロケーション・セイビング」より、つねに少額となる。そして、「素朴なロケーション・セイビング」と「本来のロケーション・セイビング」の差は $|w_J(L_a - L_b)|$ であり、国外での労働量と国内での労働量の差に国内賃金率に乗じた金額、言い換えれば、国内賃金率で評価した労働費用の節約分となる。このように、「本来のロケーション・セイビング」は、国内と国外で技術的限界代替率が異なるために、「素朴なロケーション・セイビング」より、つねに少額となるのである。

この結論は、次の第5節の結論と合わせて、第6節の小括での議論に活用される。そして、第3章の第4節で議論される、OECD 租税委員会の新たな取組みとしての移転価格文書の制度の導入に際しての、経済学の指標を情報として活用してはどうかという筆者の提案に用いられる。

労働費用の節約分 $|w_J(L_a - L_b)|$ が十分大きい場合は、 $LS_1 < LS_0$ となり得る。

5 供給の価格弾力性によるロケーション・セイビングの帰属分析

生産設備を低コスト国に移管させた場合に生じるロケーション・セイビングに係る追加的利潤が、事業判断を行った親会社と海外の製造子会社に、どのように帰属するかという分析を市場の価格機構に基づいて行う。Eden[1989: 245]は、供給の価格弾力性⁵²が利潤の帰属に影響を与えることを明らかにした。ただし、そのモデルは、ロケーション・セイビングに係る追加的利潤のみ扱っており、親会社が開発した独自の技術による無形資産の移転とは切り離れた議論であることに留意する必要がある。本節では、Eden[1989: 245]のモデルを参考として、親会社が日本にあり、製造子会社がインド、タイに設立されたモデルを設定し、ロケーション・セイビングの帰属分析を行う。

完全競争市場⁵³において半導体基盤を販売する H 社を想定する。今まで半導体基盤の原材料のアルミニウムは子会社であるインド現地法人 I 社の工場で鋳造され、日本に輸入されていたとする。しかし、最近になって、タイで新たなボーキサイトの鉱脈が発見され、当該

⁵² 供給の価格弾力性 e_s は、供給の%変化($\frac{\Delta S}{S}$)として定義される [Samuelson and Nordhaus 2010: 72]。
$$\frac{\text{供給の\%変化}(\frac{\Delta S}{S})}{\text{価格の\%変化}(\frac{\Delta p}{p})}$$

$$e_s = \frac{\frac{\Delta S}{S}}{\frac{\Delta p}{p}} = \frac{p}{S} \cdot \frac{\Delta S}{\Delta p}$$

例えば、製品の価格が 10%上昇したときに、供給量も 10%増加した場合は、供給の価格弾力性は、1 となる。もし、この場合に供給量が 5%増加したなら、供給の価格弾力性は、0.5 で、弾力性が 1 より小さいため供給は非弾力的であるという。また、供給量が 15%増加したなら、供給の価格弾力性は、1.5 で、供給は弾力的である。さらに、図 5 のように製品の価格のわずかな変化が供給量にきわめて大きな変化をもたらすような場合を供給の価格弾力性が無限大であるといい、この場合の供給曲線は水平となる。

⁵³完全競争市場は、産業に多くの生産者が参加していて、各生産者は、少しのシェアしか持っておらず、その産業では、標準的製品が取引されており、個々的には、誰一人として市場価格に影響を与えない価格受容者の世界である。そのような状況の下では、各企業は完全に水平な需要曲線に出会うこととなる

[Samuelson and Nordhaus 2010: 150]。

価格は、インド製品よりも 1t 当たり x 円安くなったと仮定する。輸送費はどちらも同額であると仮定して、H 社が I 社の工場を閉鎖して、鋳造工場をタイの現地法人 T 社に移管した場合に生じるロケーション・セイビングによる追加的利潤の額は、いくらになるのかという定量化の問題と、その帰属は、親会社である H 社に帰属させるべきか、それとも子会社 T 社に帰属させるべきかという問題を取り扱う。

まず、均衡点におけるロケーション・セイビングの帰属分析には、供給の価格弾力性がどのように影響するかを、次の二つのケースにより検討する。最初に、アルミニウムの供給の価格弾力性が無限大であり、生産関数が規模に関して収穫一定⁵⁴であると仮定する。この場合、製品の価格のわずかな変化に対して供給量が極めて大きな変化をもたらすので、インドとタイの企業の供給曲線 MC_i 及び MC_t は、図 5 のようにそれぞれ水平となる。次に、アルミニウムの供給の価格弾力性が非弾力的なケース、つまり生産要素の供給量が限られている場合を図 6 に示して検討する。

(1)供給の価格弾力性が無限大のケース

図 5 が供給の価格弾力性無限大の場合を示している。図 5 (価格弾力性が無限大のケース)においては、インドのアルミニウムの供給者にとっても、製品の価格のわずかな変化に対して供給量が極めて大きな変化をもたらすため、I 社の限界費用曲線 MC_i が水平となる。このことは、I 社がアルミニウムを価格 P_i で無限大に供給できることを意味している。インド国内においては、競争企業の参入により超過利潤が失われてしまうので、I 社は、 MC_i と純限界収入 $NMR_h (=MR_h - MC_h)$ が交差する P_i に移転価格を設定する。この場合の均衡点は a であり、アルミニウムの生産量は、 Q^0 である。この場合、子会社 I 社には、超過利潤は発生せず、正常利潤のみを稼得している状態となる。一方親会社 H 社は、子会社 I 社との取引により、領域 daP_i の面積の利潤を得ている。

次に、親会社 H 社の事業判断により、インド子会社 I 社の工場を閉鎖し、アルミニウムの価格が 1t 当たり x 円安いタイの子会社 T 社を開設した場合を想定する。ただし、工場の

⁵⁴ 規模に関して収穫一定であるとは、全ての投入物の量を $t > 0$ 倍すると生産量もちょうど t 倍になるという性質を言う。つまり、投入量を増加させることにより、生産量が比例的に増加することをいう。例えば、労働と資本の投入量をそれぞれ 2 倍にすると、生産量が 2 倍となる場合を指す。

閉鎖及び開設にかかる費用は無視する。タイにおいても、供給の価格弾力性が無限大であると仮定すると、T社の限界費用曲線 MC_t は、 MC_i と同様に水平になり、その差 x 円が、製品一単位あたりのロケーション・セイビングに係る追加的利潤になる。新しい均衡点は、 NMR_h と MC_t が交差する b 点となり、生産量は Q^1 に増加する。新たな移転価格は、 P_t に下落する。

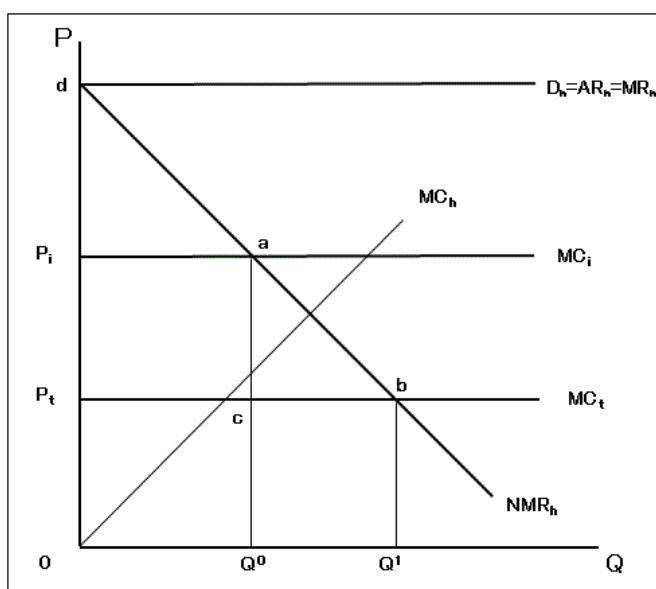


図5 供給の価格弾力性が無限大のケース

この場合の製造設備移管後のロケーション・セイビングに係る追加的利潤の総額は、領域 $P_i ac P_t$ 及び領域 abc の面積部分である。そして、アルミニウムの移転価格の下落 (P_i から P_t) と限界費用の下落 (MC_i と MC_t の差) が一致することから、ロケーション・セイビングに係る追加的利潤は、全額親会社 H 社に帰属することとなる。ロケーション・セイビングにおける領域 $P_i ac P_t$ の面積部分は、親会社 H 社の従前の生産量において購入先を I 社から T 社に変更したことによる利潤を表し、領域 abc の面積部分は、購入価格の低下により取引額及び生産量が増加したことによる利潤を表している。したがって、図7 (供給の価格弾力性無限大で、生産関数が規模に関して収穫一定なケース) においては、ロケーション・セイビングに係る追加的利潤は、子会社には帰属せず、全額親会社 H 社に帰属するという結果となる。なぜならば、領域 $P_i ac P_t$ は、既存の産出量において、価格の低い供給

者へ変更することにより生じる需要者の利潤であり、領域 abc は、低価格の供給者へ変更することにより生じる需要者の生産量増大による利潤であるからである⁵⁵。

(2)供給の価格弾力性が弾力的なケース

次に図6のケース（供給の価格弾力性が非弾力的な場合）を検討することとする。ここでは、アルミニウムの供給曲線は、平均費用曲線の上方の限界費用曲線であり、MC_tとMC_iは、共に右上がりとなる。タイにおけるアルミニウムの価格は、インドよりも1t当たりx円安いとすると、MC_t曲線は、MC_i曲線の下方に位置し、両曲線の垂直的な差額は、x円となる。生産設備のI社からT社への変更により、新しい均衡点は、a点からb点へと移動することとなる。したがって、生産量は、Q⁰からQ¹へと増加する。一方、移転価格は、P_iからP_tに下落するが、その下落幅は、供給の価格弾力性が弾力的である場合には、供給曲線が右上がりであるために、x円よりも少なくなる。

この場合、図6におけるロケーション・セイビングに係る追加利潤は、領域gab_hの面積部分となる。そして、この場合のロケーション・セイビング領域gab_hは、MC_t曲線とMC_i曲線が平行であるという仮定の下では、領域P_iabcfと等しくなる。そのため、ロケーション・セイビングの帰属は、領域P_iabP_tの面積部分が親会社H社に帰属し、領域P_tbcfの面積部分が子会社T社に帰属することとなる。なぜならば、領域P_iabP_tは、需要者である親会社に帰属するが、領域P_tecfは、既存の生産量において、供給の価格弾力性が非弾力的であるために、均衡価格がx円よりも少ない下落となったために生じた子会社（供給者）の

⁵⁵ このような帰属分析をマーシャルが導入した生産者余剰 [Marshall 1920 : 499]による厚生基準の概念を援用して説明すると次のように説明できる。図5におけるH社の生産者余剰（収入と可変費用との差）は、NMR_h線下左側の面積であり、I社及びT社の生産者余剰は、それぞれMC_i及びMC_t線の左側の面積である。均衡がa点からb点へと移ることにより、H社余剰は、領域daP_iの三角形の面積 $\int (NMR_h - P_i)dQ$ から領域dbP_tの三角形の面積 $\int (NMR_h - P_t)dQ$ へと増加する。したがって、H社の生産者余剰は、領域P_iabP_tの増加となる。一方、MC_i及びMC_t線は、水平なので、I社の生産者余剰及びT社の生産者余剰は、a点においてもb点においてもゼロのまま変化がない。

利潤であり、領域 ebc は、供給者の生産増大により生じた利潤であるからである⁵⁶。

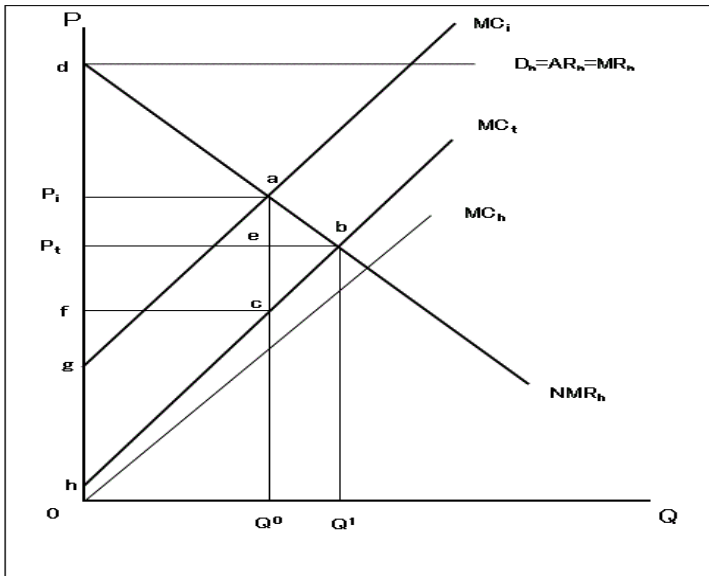


図6 供給の価格弾力性が非弾力的なケース

(3)供給の価格弾力性がロケーション・セイビングに与える影響

本節の(1)と(2)の検討から、図5のように子会社における供給の価格弾力性が無限大である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤はすべて親会社に帰属することとなり、子会社への追加利潤はゼロとなるのに対して、図6のように子会社における供給の価格弾力性が非弾力的である場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤は親会社に全て帰属するのではなくて、子会社にも帰属するという結論が導き出された。このことから、例えば、生産数量を増加させても単位あたりの費用が変わらない供給の価格弾力

⁵⁶ 図6の場合においても生産者余剰概念を用いた分析を行うと、H社の生産者余剰は、領域 $da P_i$ の三角形の面積 $\int (NMR_h - P_i) dQ$ から領域 $db P_t$ の三角形の面積 $\int (NMR_h - P_t) dQ$ へと増加する。一方、I社及びT社の生産者余剰は、I社の生産者余剰が、 $P_i a$ 線から下で MC_i 線より左上側の三角形の面積 $\int (P_i - MC_i) dQ$ であるのに対して、T社の生産者余剰は、 $P_t b$ 線より下で MC_t 線より左上側の三角形の面積 $\int (P_t - MC_t) dQ$ である。したがって、均衡が a 点から b 点へと移ることにより、T社の生産者余剰の面積は、領域 $P_t bcf$ の部分だけ増加する。T社の生産者余剰は、収入と可変費用との差であるので、面積の増加が利潤の増加を示すことになる。

性が無限大であるような産業の場合には、ロケーション・セイビングに係る追加利潤が全て親会社に対して帰属し、子会社へは帰属しないのに対して、費用逡増産業⁵⁷は、供給の価格弾力性が低いので、子会社に対するロケーション・セイビングの追加利潤の帰属が発生するということがいえる。

このように供給の価格弾力性がロケーション・セイビングの利潤の配分に影響することが明らかとなった。仮に、実証分析により企業又は産業における供給の価格弾力性を求めることが出来れば、ロケーション・セイビングの利潤の配分を正確に行うことが出来る。これは、経済理論上は可能である。しかし、4節で取り扱った技術的限界代替率の問題と同様に、現実の移転価格税制の適用場面においては、このような追加利潤の帰属分析は行われていない。実施可能性の観点からは、ロケーション・セイビングの利潤の配分のために、広範な市場取引から多大な労力と時間をかけてデータを抽出することにより供給の価格弾力性を算出して利潤の帰属分析を行うという方法を納税者や税務当局に課すというのは、現実的には不可能であると考えられる。

⁵⁷ 費用逡増産業とは、生産量を増大させると要素価格が上昇する産業を言う。例えば、供給の価格弾力性が低いような供給量が限られた生産要素を使う産業では、市場が拡大すると要素価格が上昇する。このような産業では、市場の総生産量が拡大すると、個々の企業の平均費用が上昇し、市場価格も上昇することとなり市場の供給曲線が右上がりとなる。

6 小 括

日本の製造企業が、中国等のアジア諸国へ生産拠点を移管するという事例は、現在でも多くあるにもかかわらず、ロケーション・セイビングそのものが税務上の紛争となるケースは、近年減少してきていると言われている⁵⁸。それはなぜかという、独立企業間価格の算定方法がある程度確立してきたことに原因があると思う。現行の独立企業間価格の算定にあたっては、4節及び5節で見えてきたようなロケーション・セイビングを個別に定量化してその経済分析を行うという理論的な手法はとられていない。現在では、ロケーション・セイビングを無形資産から切り離すことなく、独立企業原則により、両者から生じた全ての利潤を、一括して関連企業者間で按分する手法がとられている。例えば、2節で取り扱った残余利益分割法では、事業、市場、事業規模が類似する法人で、重要な無形資産を有しない比較対象法人の利益指標により基本的利潤を算定することにより、関連会社間の追加的利潤の配分は、ロケーション・セイビングに係る利潤も無形資産から生じた利潤も、区分することなく一括して配分する手法がとられる。このような算定方法によれば、本来はロケーション・セイビングの利潤の帰属に関する問題であったとしても、その区分がなされないままにそれが全体の利潤のなかに埋もれてしまうために、ロケーション・セイビング自体の問題が表面化してこなくなってしまうと考えられる。

そのため、ロケーション・セイビングそのものが紛争の中心的な問題として扱われなくなることにより、その金額の算定をどのように行うか、そして、その利潤を親会社と子会社で何を基準に配分するかという問題が未解決のまま残されてしまった。更に、ロケーション・セイビングだけでなく、現行の移転価格税制においては、市場取引に比較基準をおく手法を取っており、事業の種類、市場、事業規模などの比較可能性の高い企業が存在することが前提となっているにもかかわらず、そのような企業が見つからないという問題もある。

⁵⁸ 宮武弁護士は、講演会において「ロケーション・セイビングというのはやはり分析する必要があります。」としたうえで、「一時このロケーション・セイビングというのは非常に問題になったことがあるのですが、最近はあまり議論されていないように思われます。或いは、私の知らないところでこの論点は議論されているのかもしれませんが。[宮武 2008:159]」と述べている。

最後に本章では、技術的限界代替率及び供給の価格弾力性が、ロケーション・セイビングの金額算定と利潤の分配において、大きな影響を与えるために、移転価格税制の適用においてこれらの経済学の指標を考慮しなければならないことを示した。そこで、筆者の意見を述べたい。現在の移転価格税制の適用において、税務当局の側では、市場や産業に関する情報量が少ないために、これらの経済指標を膨大な海外取引のデータの中から、統計的な手法で収集を行い、実証分析により算出する方法は、保有している情報量の欠如から実施可能性に問題があると言える。しかし一方で、納税者である多国籍企業の側では、日常的に多額の海外取引や市場調査による、情報収集活動を行っていることから、海外市場に関する膨大な情報量を有していると考えられる。このため、多国籍企業の側からは、経済学の指標を算出して、移転価格の決定を行うことが可能な場合もあるかもしれない。現在、新たな潮流として、次章で取り上げる OECD の移転価格文書による取組みがある。OECD は、2014 年 9 月に BEPS 行動計画の一環として、『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書（Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting）』[OECD 2014c]を公表し、納税者側で、関連者間取引における移転価格の設定段階において、説得力のある首尾一貫した移転価格文書を作成することにより、税務当局に対して、納税者の税務申告における移転価格政策を示すことを提案している。今後、移転価格税制は、次章で取り上げる、独立企業原則に従った運営が行われる方向にあるといえる。この方向性の中で、移転価格文書を作成するにあたり、納税者である多国籍企業が海外市場から収集したデータを用い、統計的な手法により技術的限界代替率や供給の価格弾力性などの経済指標を、経済分析に利用して移転価格を算定し、税務当局に対して、移転価格政策の説明に用いるという方法が可能となれば、説得力がある移転価格文書につながると考える。

第3章 移転価格税制における独立企業間価格

- 1 独立企業間価格の意義と問題点
- 2 Hirshleifer モデル
- 3 租税が移転価格に与える影響
- 4 OECD の移転価格文書による取組み
- 5 小 括

1 独立企業間価格の意義と問題点

移転価格税制とは、法人が、国外関連者との間で行う取引の移転価格が独立企業間価格 (arm's length price) と異なることによりその法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税所得を計算する税制であり、いわゆる多国籍企業のみを対象としている。移転価格 (transfer price) は、海外子会社等の国外関連者との間における商品の移転及び役務の提供等に付される取引価格を意味する。独立企業間価格とは、関連企業間の取引が同様の状況下において非関連者間で行われた場合に成立する価格である。現在の日本の移転価格税制 (transfer pricing taxation) は、OECD 租税条約モデル条約第9条及びOECD 移転価格ガイドライン [OECD 2010] により提唱されている独立企業原則 (arm's length principle) に基づいている (租税特別措置法 66 の 4①)。独立企業原則は、「比較可能な状況下での比較可能な取引において、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考として利益を調整しようという原則である⁵⁹」 [OECD 2010:para1.6]。したがって、独立企業原則の下では、多国籍企業集団の構成員は、一つの統合された事業の切り離せない部分として見るのではなく、別個に独立した事業体として扱うというアプローチを取ることとされている。移転価格税制の目的の一つは、多国籍企業が海外の子会社等の国外関連者との移転価格を操作することにより税負担の軽減が行われた場合に、独立企業原則による移転価格課税を行うことにより自国の課税権を確保することである。もう一つの目的は、ひとたび移転価格課税が行われた場合には、ある所得に対して、複数の国からの課税

⁵⁹ この規定は、2001年以降改定されていない [OECD2001a.par.1.6]。

が行われるという経済的二重課税が生じるためにその調整を行うことにある。したがって、制度そのものの仕組みを見ると、相互協議による対応的調整により経済的二重課税を救済する措置を講じているために、租税制度としては、表面的には完成しているようにも考えられる。

さらに、OECD 移転価格ガイドラインでは、独立企業原則の固有の欠陥（規模の経済や多岐にわたる活動の相互関係の説明不能性、無形資産の評価の困難性、膨大な数と種類の国際取引を評価することの困難性、税務当局と納税者との情報の非対称性等）を指摘⁶⁰しながらも[OECD 2010:para. 1.10 -1.13]、独立企業原則が、関連企業間で財や役務提供が移転される場合に、競争市場の動きに最も近い状況をもたらすことから理論的に健全であるとして、当該原則維持を主張⁶¹している[OECD 2010:para1.14]。その理由として、独立企業原則が、関連納税者の特定に事実及び状況についての経済的実態を反映し、市場における通常の動きを基準としていることを挙げて⁶²[OECD 2010:para. 1.14]、その代替的方法である全世界的定式配分方式(global formulary apportionment method)を理論的にも執行的にも実務的にも受け入れられない方法であるとして否定⁶³している[OECD 2010:para. 1.15]。このように、OECD 租税委員会は、独立企業原則が最善の方法であると主張する。

しかしながら、現行の独立企業原則の下では、移転価格税制の執行において様々な問題が発生している。前章では、移転価格税制の個別問題としてロケーション・セイビングを取り上げ、その金額算定と帰属の決定において経済指標が大きく影響するにも関わらず、現行の独立企業原則に基づく手法においては、実施可能性を重視するあまり、経済指標の影響は軽視されていることを指摘した。そのため、現行の移転価格税制においては、ロケーション・セイビングの問題は未解決のままとなっている。さらに、独立企業原則における独立企業間価格の定義付けが、非関連者間で行われた場合の市場取引価格という法律上の概念に基づくものであるために、独立企業間価格に対する、経済的な分析は十分に行われてこなかったという問題もある。

⁶⁰ この指摘も 2001 年以降変更はない[OECD2001a:par.1.9-1.12]。

⁶¹ この独立企業間価格を指示するという主張も 2001 年に以降変更はない[OECD 2001a:para1.13]。

⁶² この理由も 2001 年以降変更はない[OECD 2001a:para. 1.13]。

⁶³ この全世界的定式配賦方式を否定する立場も 2001 年以降変更はない[OECD 2001a:para. 1.14]。

そこで、本章では、まず、Hirshleifer 教授のモデルを手がかりとして、企業間の最適移転価格が市場均衡により、いかにして決定されるのかを明らかにする。そして、次に中間製品市場が不完全競争である場合には、実際の取引により設定された最適移転価格と法定方法により算出された架空の独立企業間価格との間に齟齬が生ずることを明らかにして、独立企業原則に内在する欠陥を指摘したい。しかし、現行の移転価格税制は、第 2 章で述べたとおり、代替可能で実行可能性のある独立企業間価格の算定方法がないために、独立企業原則に沿った運営がなされている。そこで、現実的な方法として、第 2 章で取り上げた経済指標を用いた移転価格算定方法を、現行の移転価格税制にどう取り込むかについて OECD 租税委員会の移転価格文書の潮流の中で提案したい。そして最後に、移転価格税制執行における今後の紛争回避のための方向性について提案を行いたい。

2 Hirshleifer モデル

本節では、経済学的な観点から多国籍企業が企業全体としての利潤極大を目的として生産を行う場合に、移転価格がいかんして決定されるかをシカゴ学派の Hirshleifer 教授のモデル[Hirshleifer 1956]を手がかりとして分析していく。本節においては、まず、Hirshleifer モデルの意義を紹介し、次に、中間製品市場が不完全競争である場合の移転価格分析を行う。そして、最後に、Hirshleifer モデルから得られるインプリケーションについて検討する。

(1) Hirshleifer モデルの意義

Hirshleifer[1956]は、移転価格について静学的な観点から市場均衡分析を行った研究者で、その文献により、その後の理論研究の基礎となったという評価を経済学者から受けている⁶⁴。それは、市場全体ではなく、特定の財を扱う部分均衡市場における移転価格決定の分析を行ったもので、移転価格の経済学的な研究においては先駆的なものとなったと言われている。Hirshleifer[1956]によれば、製造事業部から販売事業部へと中間製品が移転される多国籍企業において、その中間製品が完全競争市場⁶⁵において移転される場合には、その市場価格が最適移転価格⁶⁶となる。しかし、その中間製品が不完全競争市場⁶⁷において移転される場合には、製造事業部の限界費用を移転価格とすることにより効率的な生産水準を達成す

⁶⁴ 小林[1993: 38]は、Hirshleifer[1956]を「限界価格理論で移転価格を分析した最初の労作で、その後の理論研究の基礎となっている重要な文献である」とし、小野島[2001: 105]においても、「移転価格の理論研究に先鞭をつけたのは、Hirshleifer [1956]であり、そのモデルは多くの経済分析の基礎となっている」と評価している。更に、江波戸[2003: 95]も同様に「経済学の理論的概念を移転価格問題の検討に取り入れた先駆的なものである」と評価しモデルの検討を行っている。

⁶⁵ 完全競争市場においては、産業に多くの生産者が参加しており、個々の生産者は市場価格に影響を与えないために、価格は所与となり、産業の需要曲線は水平となる。

⁶⁶ この場合の最適移転価格(optimal transfer pricing)とは、製造事業部と販売事業部がそれぞれ独立して利潤最大化を目的として生産を行う場合において、多国籍企業全体としての利潤も同時に最大となるような生産量を達成させる場合の移転価格を意味する。

⁶⁷ 不完全競争市場とは、完全競争市場のように価格が所与ではなく、個々の企業が生産量を増加させるとその企業の生産物への価格が低下するというように、個々の企業の生産量が市場価格に影響を与え、産業の需要曲線が右下がりとなる市場を言う。

ることができる[Hirshleifer 1956:172]というものである⁶⁸。

(2)多国籍企業を想定した Hirshleifer モデル

Hirshleifer[1956]は、次のモデルにより多国籍企業の最終製品市場が完全競争である場合の分析を行った。製造事業部と販売事業部を持つ多国籍企業を想定する。製造事業部から販売事業部に移転される製品を中間製品と呼び、販売事業部から顧客に最終製品が販売されるものとする。この二つの事業部には、技術的独立性と需要独立性が適用されると仮定する。技術的独立性(technical independence)とは、一方の営業費用は、他方の生産量に影響されないことを意味し、需要独立性(demand independence)とは、双方の追加的な売上増が外部的な需要に影響を与えないことを意味する[Hirshleifer 1956:173]。

二つの事業部は、それぞれプロフィット・センターとして、企業全体の経営管理方針に従い利潤最大化を目指し共同の生産量が決定されると仮定する。そして、販売事業部が製造事業部で生産した製品を全て販売するものとする。二事業部の生産量は、全社的な管理部門により決定され、中間製品が製造事業部より外部マーケットに販売されることは無く、二事業部の間に強い技術的独立性が働くものとする[Hirshleifer 1956:173]。

Hirshleifer [1956]は、このような前提の下で、さらに製造事業部が、移転価格を製造に係る限界費用に設定するという仮定を付加したうえで、二つの異なるプライシング・ルールを示している。一つ目は、①多国籍企業全体としての最適生産量を選択した場合の移転価格ルールであり、二つ目は、②独立した企業がそれぞれに最適生産量を選択した場合の移転価格ルールである。

①多国籍企業全体としての最適生産量を選択した場合の移転価格ルール

図7に多国籍企業全体としての最適な共同生産量⁶⁹が示されている。この図の横軸は、Q:生産量(q_m : 製造事業部の生産量、 q_d : 販売事業部の生産量)を示している。中間製品と最

⁶⁸ これは、財政学者の間では、ハーシェライファー法則(Hirshleifer Rule)と呼ばれている。

⁶⁹ この場合の最適な共同生産量(joint level of output)とは、製造事業部と販売事業部が同一数量の生産を行うと仮定した場合に、多国籍企業全体としての利潤を最大化させる生産量を意味する。最終製品市場が完全競争市場の場合の、企業全体としての利潤最大化の条件は、 $P^* = mmc + mdc$ である。

最終製品の数量単位は比例的であると仮定する。(例えば、靴製造事業部と靴販売事業部の生産量を比較した場合は、靴の製造数量と販売数量が共に同一であると仮定する。つまり、製造事業部の製品を販売事業部が全て販売すると仮定する。) 縦軸は、一単位当たりの P: 価格を示している。曲線 mmc は、製造事業部における限界製造費用(marginal manufacturing cost)を示し、mdc は、販売事業部における限界販売費用(marginal distribution cost)を示す。

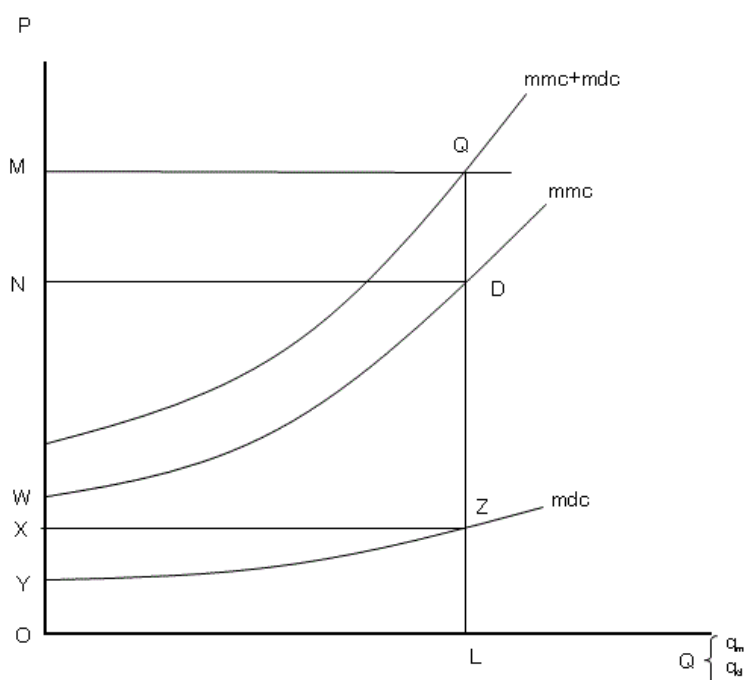


図7 多国籍企業全体としての共同最適生産量の決定

Hirshleifer [1956:174]を参考として作成。

最終製品に完全競争市場が存在すると仮定すると販売事業部は所与の価格 P^* に直面する。企業全体として最適な生産量は、 q_m 及び q_d の共同生産水準を $mmc + mdc = P^*$ となる生産量で決定することである。それは、製造事業部と販売事業部の合計の限界費用が最終製品の価格に等しくなる生産量を意味する。図7において、 P^* が OM に等しい場合には、共同の最適生産量は OL である。当該生産量 OL は、全社的な管理部門が mdc と mmc の合計額である企業全体としての限界費用と P^* とが等しくなる ($P^* = mmc + mdc$) ような生産量をそれぞれの事業部に割り当てることにより決定される。結論として、最適生産量は、 OL であり、移転価格が $LD = ON$ であるので、その際の利潤は、図7の領域 NDW 及び領域 XZY

の面積部分となる。領域 NDW が製造事業部の利潤を表し、領域 XZY が販売事業部の利潤を表している⁷⁰。この LD = ON こそが、多国籍企業が企業全体としての利潤最大化を目的とした場合の移転価格となる。このように、多国籍企業全体としての最適生産量を選択した場合の移転価格ルールによれば、LD = ON が最適な移転価格となるという結論を得ることができる。

⑥独立した企業がそれぞれに最適生産量を選択した場合の移転価格ルール

しかし、Hirshleifer[1956]によれば、独立した企業がそれぞれに最適生産量を選択した場合の移転価格ルールも存在する。この場合の移転価格ルールを図 8 に示している。

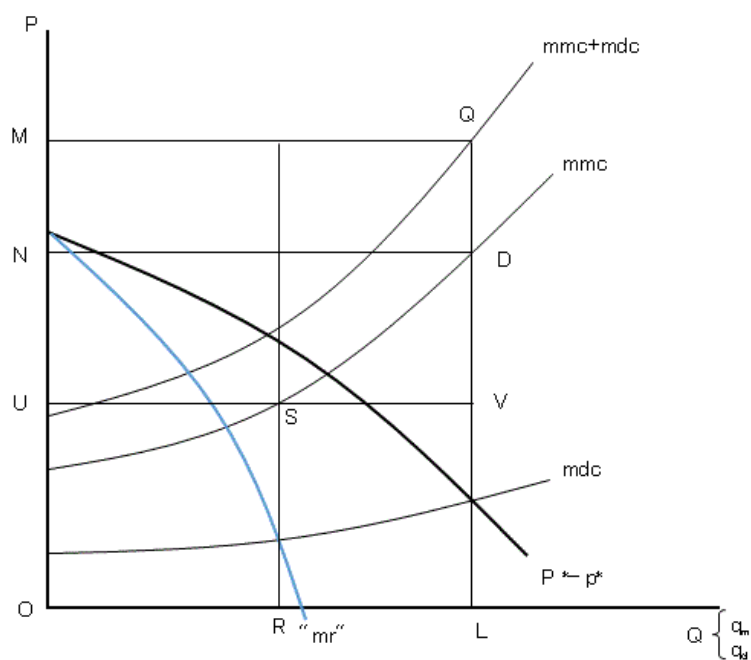


図 8 独立した企業間の最適生産量の決定

Hirshleifer [1956:174]を参考として作成。

図 8 では、販売企業が単独で自由に利潤最大を追求すると仮定する。図 7 と同様に、最終製品は完全競争市場で販売されるため、最終製品の価格は、 P^* ($=LQ=OM$) になると仮

⁷⁰ 図 7 の領域 NDW 及び領域 XZY は、マーシャルの生産者余剰を表している。Hirshleifer[1956]のモデルでは、可変費用のみ考慮し、固定費用はないものという仮定に立っているため、生産者余剰は利潤に一致する。

定する。次に、製造企業が $p^*=mmc$ となるように移転価格を設定すると、移転価格 p^* は、 mmc 曲線と一致する。この移転価格 p^* により、販売企業は、設定した生産量に応じた一単位あたりの純収入 (P^*-p^*) 曲線を導出することが出来る。次に、販売企業は、独自での利潤最大化生産量を決定するため、販売企業の限界収入曲線「 mr (販売事業部の純収入： P^*-p^* の限界曲線)」を導出し、 $mr = mdc$ となる OR を産出量とする。この場合の移転価格 $p^*=mmc$ は、産出量が OR であるので、 OR 上の $p^*=mmc$ に対応する $RS = OU$ となる。この $RS = OU$ が独立した企業間の移転価格となるのである。販売事業部が単独で利潤最大を追求することは、独占的な購入者の立場から製造事業部の生産余剰を搾取することとなる [Hirshleifer 1956: 174-5]。

(3) Hirshleifer モデルから得られるインプリケーション

本稿において考察している問題点は、移転価格税制であるが、Hirshleifer モデルでは租税を考慮していない。しかし、Hirshleifer モデルには、移転価格税制の適用における問題点が含まれていると筆者は考えている。そこで、Hirshleifer モデルからどのようなインプリケーションが得られるかについて考察したい。Hirshleifer モデルを用いることによって、多国籍企業が二国間に渡って中間製品の移転を行う場合に、設定する最適移転価格は、外部取引を内部化した結果生じたものであって、租税の影響を考慮しない場合でも、独立した企業の取引価格である独立企業間価格とは必ずしも一致しないという独立企業原則に内在する欠陥が見えてくると筆者は考える。

図 8 において、製造企業が日本国に所在し、販売企業が A 国に所在すると仮定する。移転価格税制の適用場面を考えた場合に、中間製品市場が完全競争にある場合は、さほど問題は生じないであろう。なぜならば、中間製品市場において、外生的に所与とされる市場価格が存在するならば、独立企業原則において独立企業間価格がその市場価格であることは、納税者側においても税務当局側においても議論をさしはさむ余地はない。むしろ、移転価格税制の適用場面において問題となるのは、中間製品市場が不完全競争にある場合である⁷¹。図 8 で取り上げた Hirshleifer のモデル、中間製品に買手独占 (monopsony) 市

⁷¹ 岸[1997]は、実務家の視点から、比較可能な非関連者取引の存在の可能性を検討するに当たり、完全競争市場について次のように述べている。「一般的には、理論に限りなく近い完全競争市場はほとんど存在し

場⁷²が存在するケースであるといえる。この場合、販売企業（A 国）は、買手独占市場から中間生産物を購入し、販売加工のうえ、最終生産物を外部市場に販売することができる。そして、販売企業(A 国)は、買手独占企業として独自の購入量を選択できるため、利潤最大化を目的として限界純収入曲線 $mr = mdc$ となる OR を購入量 (=産出量) とするよう行動するのである。それにより、製造企業（日本）の供給関数は mmc となるから、取引価格は OU となる。この取引価格こそが、移転価格税制の規定における独立した企業間での取引価格、すなわち独立企業間価格を意味する。つまり、租税が無い場合においても、中間製品市場が買手独占(monopsony)の場合には、独立企業間価格が OU となり、多国籍企業が企業全体として利潤最大化を目的として設定した内部取引価格である移転価格 ON よりも低い価格となり、両者に差異が生じるのである。

Hirshleifer モデルで見てきたように、多国籍企業が企業全体として利潤最大化を目的として行動した場合に中間製品市場が不完全競争市場である場合には、中間製品の最適移転価格は、製造事業部の限界製造費用となる。したがって、日本の多国籍企業が、日本に製造事業部を有し、A 国に販売事業部を有する場合に、日本から A 国へ輸出する企業全体としての最適移転価格は、図 7 の $LD = ON$ である。

しかし、中間製品市場が不完全市場である場合には、必ずしも多国籍企業の中間製品の最適移転価格は、移転価格税制上の独立した企業間価格である図 8 の $RS = OU$ には一致しない。なぜならば、多国籍企業は企業全体としての利潤最大化を目的として生産を行うのに対して、独立企業はそれぞれが独自に利潤最大化を目的として生産を行うからである。この場合、A 国の税務当局が、比較可能取引（独立した企業体である製造企業（日本）と販

ないと言われている。(中略) 移転価格税制上大きな問題が生じる可能性がある企業は、通常海外に進出するなど国際的に事業を展開しているいわば大企業である。これらの大企業は、より多くの利益を獲得するため、研究・開発や広告・宣伝に多額の資金を投入し、独自の先端技術の開発に努め、ブランドや製品イメージを高め或いは維持することに力を注いでおり、価格競争だけでなく製品の差別化も重要な戦略に位置付けて行動している[岸 1997 : 206]。このように、中間製品市場については、不完全競争を想定することが現実に即していると考えられる。

⁷² 買手独占(monopsony)市場は、不完全競争市場の一形態であり、一つの財の市場に買手企業が一つだけしか存在しない市場である。買手独占の場合、独占企業は、独自に製品の購入量を決められるので、利潤最大化条件($MR=MC$)を達成させるような製品購入量を選択することができる。

売企業（A国）との中間製品の取引価格（図8のRS = OU）を把握したならば、多国籍企業
の中間製品の移転価格（図7のLD = ON）が過大であると誤認して、次のような理由に
より、図8のRS = OUを独立企業間価格とする移転価格課税を行ってしまうという問題が
生じる。

多国籍企業の場合、企業全体としての最適生産量は、(2) ④で見たように、図7の生産
量OLであり、最適な移転価格は、図7のLD = ONである。

しかしながら、独立企業間の場合は、製造企業（日本）と販売企業（A国）との中間製品
市場に第三者間の取引価格（図8のRS = OU）が存在することとなるから、A国の税務当
局が、この独立企業間価格（図8のRS = OU）を見つけてくれば、多国籍企業の中間製品
の移転価格（図7のLD = ON）が過大であるとして独立企業間価格（図8のRS = OU）に
よる移転価格課税を行ってしまうこととなる。その場合、A国の税務当局は、多国籍企業の
製造事業部（日本）は最適生産量OLで生産を行い、販売事業部（A国）に対して、OLの
輸出を行っているのであるから、販売事業部（A国）から製造事業部（日本）へ図8の領域
NDVUに相当する利潤が移転したとして、誤って移転価格課税を行ってしまう可能性があ
るのである⁷³。

最後に、この場合、多国籍企業の中間製品の最適移転価格（図7のLD = ON）と、独立
企業間価格（図8のRS = OU）との差について検討する。この差が生じた理由は、多国籍
企業の場合は、外部取引を内部化し、企業全体として利潤最大化（ $P^* = mmc + mdc$ ）となる
生産量OLを達成するために、本社管理部が製造事業部に対して、移転価格 P^* をmmcとな
るように設定するため、製造事業部は、 $P^* - p^* = mdc$ となる生産量OLを販売することとな
り、結果として最適な移転価格（図7のLD = ON）が設定されることとなる。しかし、製
造事業部と販売事業部が独立企業であり、中間製品市場が買手独占にある場合には、販売
事業部は購入量を決定できるため、独占者としての立場を利用し、単独で利潤最大化 $mr =$

⁷³後述するように、最適移転価格ONと独立企業間価格OUとの差は、製造者がOLで生産するか、ORで生産
するかの生産量の差によるものであるから、本来は差異の調整により吸収されるべきものであるが、情
報の非対称性が税務当局と多国籍企業に存在する場合には、本来課税すべきでない移転価格課税を外国
税務当局が行ってくる可能性があるという意味である。

mdc となる生産量 OR を選択するため、移転価格は、図 8 の $RS = OU$ となるのである。その結果、租税の影響がない場合であっても、多国籍企業の内部取引である最適移転価格は、図 7 の $LD = ON$ となるのに対して、独立した第三者企業間の取引の場合の移転価格は、それよりも低い図 8 の $RS = OU$ となり、両者の間に差異が生じてくるのである。その差異は、租税目的で、多国籍企業の移転価格が独立企業間価格と異なっている訳ではないので、本来は課税の対象となる性質のものではない。本来であれば、多国籍企業の移転価格（図 7 の $LD = ON$ ）と独立企業間価格（図 8 の $RS = OU$ ）との差異 NU は、買手独占という市場の特異性による生産量の差として、移転価格税制の適用においては、取り扱われるべきものである。この差異は、多国籍企業が取引を内部化することによって、企業全体としての利潤最大化を達成した結果の差異であり、所得を移転し企業全体としての納税額を少なくするという、租税目的により生じた差異ではないので、移転価格税制の適用においては、本来課税されるべき性質のものではない。

しかしながら、このような性質のものについて、完全な差異の調整が行われるのは、両国の税務当局と多国籍企業が、それぞれに完全な情報を有していることが前提となる。多国籍企業側は、多数の情報を有するが、税務当局側には情報が少ないといったような、情報の非対称性が存在する場合には、本来行われるべきでない移転価格課税が行われる可能性が生じる。これは、現行の移転価格税制の支配的な手法である、独立企業原則に内在する欠陥であると考えられる。

本節で見てきた Hirshleifer モデルは、租税の影響を考慮しない場合の企業間の移転価格を取り扱ったモデルであった。そこで、次節では、租税を考慮した場合の影響を検討する。多国籍企業は、外部との取引を内部化し、効率性を高めることにより企業全体としての利潤を最大化する。多国籍企業にとっては、租税も費用の一部である。そして、多国籍企業は、税率の異なる複数の国家にまたがっているから、利益を税率の高い国から低い国へ移転させることで企業全体としての租税負担額を少なくすることが出来る。そこで、高税率の国から低税率の国へと利益移転を行う、底辺への競争(race to the bottom)という現象も起きてきた。しかし、これは、多国籍企業の存在する国家の税務当局から見れば、租税負担軽減のための恣意的な移転価格操作による他国への所得流出と見られる。次節では、多国籍企業モデルにおいて、税率の異なる国を設定し、税引後利潤最大化を目的とした場合

に、租税が移転価格にどのような影響を与えるかについて検討を行ない、本来、移転価格税制が適用対象とすべき移転価格操作の意義を明らかにする。

3 租税が移転価格に与える影響

本節では、租税を考慮した場合に税率の差異が、企業の移転価格にどのような影響を与えるかについて検討を行う。Clausing[2003]は、Horst[1971]を参考として、グループ企業間の租税戦略により、租税の軽減という動機に基づき、国外関連者間の取引価格が影響を受けるという理論的モデルを構築した。二国において事業を営む、相当程度市場に影響力を持つ多国籍企業を想定する。当該多国籍企業は、それぞれの国において生産活動及び販売活動を行うとともに、1国で生産した製品の一部を、2国の国外関連者に輸出する。2国の国外関連者は100%子会社であると想定する。

Clausing[2003]によれば、二国での営業活動から生ずる利潤関数は、次の等式で導かれる。

$$\pi_1 = R_1(q_1) - C_1(q_1 + x) + px \quad (1)$$

$$\pi_2 = R_2(q_2) - C_2(q_2 - x) - px \quad (2)$$

$\pi_i (i=1,2)$ は、 i 国企業の利潤関数であり、収入 $R_i (i=1,2)$ 及び費用 $C_i (i=1,2)$ により決定される。収入 R_i は、売上数量 $q_i (i=1,2)$ の関数であり、費用 C_i は、生産関数である。1国の生産数量は、1国での生産数量 q_1 及び1国から2国への輸出数量 x の和である。2国の国外関連者への輸出に係る移転価格を p とする。

1国の税率が2国の税率より高い($t_1 > t_2$)と想定する。 $S (S \in (0,1))$ が、1国から2国への利潤の国外流出利潤割合と定義すると、2国で稼得された所得の実効税率 t_2^e は次式で表される。

$$t_2^e = t_2 + (t_1 - t_2)S \quad (3)$$

企業の全世界での税引後の利潤関数は、次式で表される。

$$\pi = (1 - t_1)\pi_1 + (1 - t_2^e)\pi_2 \quad (4)$$

次に、企業が、いかにして税引後利潤最大化のための移転価格を設定するかを説明する。

一階の条件である次式

$$\frac{\partial \pi}{\partial q_1} = \frac{\partial \pi}{\partial q_2} = \frac{\partial \pi}{\partial x} = 0 \quad (5)$$

を前提として、(4)式に(1)式の π_1 及び(2)式の π_2 を代入し、(4)式を移転価格 p に関して偏微分する。

$$\frac{\partial \pi}{\partial p} = (1 - t_1)x - (1 - t_2^e)x \quad (6)$$

(3)式より t_2^e を代入し、整理する。

$$\frac{\partial \pi}{\partial p} = -(t_1 - t_2)(1 - S)x \quad (7)$$

したがって、 $S \in (0, 1)$ より、 $t_1 > t_2$ の場合、 $t_1 - t_2 > 0$ であるから(7)式は負となり、企業の税引後の利潤は、移転価格に関して減少する。したがって、多国籍企業は、高税率国（1国）から低税率国（2国）への輸出の場合、移転価格 p を低く設定することにより企業全体としての税引後利潤 π を増加させることができる。このことは、多国籍企業が、移転価格操作を通じて、高税率の国から低税率の国へ所得移転を行うことを意味する。

ここで、筆者なりに前章から本節までの検討事項を関連付けてまとめてみたい。前節では、Hirshleiferモデルを用いることにより、租税を考慮しない場合でも、多国籍企業が選択した最適移転価格は、外部取引を内部化することにより生じた内部取引価格であるため、外部の第三者価格と比較した場合に差異が生じることを示した。その差異は、租税目的上

の利益の移転を目的とした移転価格操作ではないから、本来、移転価格税制の適用対象とはならないはずのものである。一方で、本節におけるように、国家間の税率の格差を利用して、多国籍企業全体としての租税負担を少なくするような移転価格操作を行うことが、移転価格税制の適用対象となるのである。この区分が適正に行われていれば、移転価格税制の適用をめぐる紛争はあまり生じないはずであるが、現実には紛争が絶えない。その理由は、現行の移転価格税制では、所得移転額の算定方法として、独立した第三者との取引価格に基づく独立企業間価格が用いられていることにあると考える。多国籍企業が発達した理由として、独立した第三者間との取引では競争に生き残れないため、規模の経済や子会社支配の有利性を得るために、外部取引を内部化したことが挙げられる。そのため、前節の **Hirshleifer** モデルで見てきたように、多国籍企業における内部取引である最適移転価格は、租税の影響がなくても独立した第三者との移転価格とは異なる場合があるのである。

しかし、現行の移転価格税制においては、独立企業原則に従った運営が支配的であるために、多国籍企業における租税の影響を受けない最適移転価格にも課税してしまう場合も生じてくる。その解決方法として、第 2 章においては、技術的限界代替率や供給の価格弾力性といった経済指標を用いた移転価格の算出方法を検討した。このような経済指標を用いる方法は、理論的には正確であるが、制度として取り上げるには、実施可能性の観点から問題があるといえる。現行の移転価格税制においては、独立企業原則の代替方法はまだ見つかっていないのである。そこで、第 2 章の最後で提案したように、納税者である多国籍企業側で経済指標を用いた移転価格文書を作成し、税務当局に示すという方法を提案したい。現行の移転価格税制は、OECD 租税委員会が指向するような独立企業原則の中で、移転価格文書の作成によって税務上の紛争を回避していくという方向性にあるので、OECD 租税委員会の取組みを次に見ていくことにする。

4 OECDの移転価格文書による取組み

(1) 『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書』[OECD 2014c]の公表と概要

本節では、OECD 租税委員会の移転価格税制への取組みを取り上げる。OECD 租税委員会は、2014年9月16日に、BEPS 行動計画13「移転価格文書の再検討(Re-examine Transfer Pricing Documentation)」に基づく『移転価格文書及び国別報告書に関する案内書(Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-country Reporting)』[OECD 2014c]を公表した。この報告書の13頁以降は、既存の『OECD 移転価格ガイドライン(Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)』[OECD 2010]の第5章の差し換えとなるものである⁷⁴。BEPS 行動計画13は、税務当局のために、移転価格の適用における危険度を評価するための情報提供を行うことにより税源浸食に対する税務調査における透明性を強化する。この案内書は、移転価格文書(マスター・ファイルとローカル・ファイル)と国別報告書(country-by-country report)の作成を含んでいる。

最初のOECD 移転価格ガイドラインの第5章は、1995年に採択されたが、当初は税務当局にとっても納税者の側でも移転価格文書の作成はあまり行われていなかった。そこで、現在では、第5章が改正され、税務当局と納税者の両方において、移転価格に関する情報文書の作成に関して過剰な法令順守費用の発生を避け、独立企業間価格に沿った移転価格設定がなされていることを説明し、適時な情報を提供するという目的のためにも、合理的な移転価格文書の作成が必要であることを強調している[OECD 2010:par.5.1]。

その後、多くの国々が移転価格文書の規定と要件を採用したために、国際的な関連者間取引の増大により、納税者にとって、法令順守費用が増大することとなった。その一方で、移転価格の文書規定が不十分であるために、税務当局の側では、十分に情報提供されていないと受け取られてしまうという問題も生じることとなった。

そこで、OECD [2014c]は、移転価格文書に関して主要な目的を次の三点に設定した⁷⁵。

① 納税者が、関連者間取引に係る価格及び取引条件の設定において、移転価格税制上必要

⁷⁴ OECD[2014c: 13]参照。

⁷⁵ OECD[2014c: 14]参照。

な条件を満たし、適正な税務申告ができるような体制作りを行うこと。

② 税務当局に対して移転価格のリスク評価を実行するために必要な情報提供を行うこと。

③ 税務当局に対して移転価格の税務調査を適切に行うための有用な情報を提供すること。

ただし、税務調査の過程においては、追加情報に関する資料提出を求められることもある。

納税者にとって、説得力のある首尾一貫した移転価格文書の作成は、税務当局が法令順守の文化が納税者に根付いていると確信させる手助けとなる。良く準備された移転価格文書は、税務当局に対し、納税者の税務申告書における移転価格政策を示すものである。この法令順守目的は、二つの方法により達成される。一つ目は、移転価格文書が取引の行われたときに準備されるという同時文書の作成による方法である。二つ目は、移転価格文書の作成が期限内に行われない場合に、移転価格の罰則を課すという規定の整備である。

以上が、OECD [2014c]の概要である。

(2)移転価格文書のための三段階アプローチ

前述の目的を達成するために、OECD[2014c]は、移転価格文書に関して次の三段階アプローチを提案している⁷⁶。

第1段階は、多国籍企業全体のグループ企業に関する基本情報を記載したマスター・ファイルの作成である。第2段階は、各国の納税者のそれぞれの取引に関するローカル・ファイルの作成であり、第3段階は、多国籍企業の所得と租税に関し、グループ内における経済活動の状況を指標で示し、全世界での配分に関する情報を記載した国別報告書の作成である。

マスター・ファイルは、税務当局が主要な移転価格の危険度を評価するために、移転価格政策やグローバルに行われている事業活動の状況などの多国籍企業の状況を示した文書の作成である。マスター・ファイルは、多国籍企業グループの経済的・法的・財務的・税務に関する移転価格に関する実務を概略的に説明するものであり、多国籍企業が有している全ての特許権の明細などの網羅的な詳細のリストを提供するものではない。マスター・ファイルには、重要な契約、無形資産、取引などが記載されるが、税務当局に概略を示す

⁷⁶ OECD[2014c: 17]参照。

ものであるという趣旨を踏まえて、どの程度の情報を記載するか検討すべきである。

納税者は、多国籍企業グループ全体の情報をマスター・ファイルに記載しなければならない。多国籍企業グループの状況を示す資料として、マスター・ファイルには、5種類の情報が含まれる⁷⁷（下線は筆者による）。

① 多国籍企業グループの組織構造

- ・多国籍企業の法的な資本関係図及び活動事業体の地理的場所

② 多国籍企業の事業概要

- ・事業の主要な稼得手段
- ・サプライ・チェーンの詳細及びグループの主要な5製品・サービス
- ・多国籍企業グループ内の重要なサービス契約
- ・多国籍企業グループの製品および役務提供に関する主要な地理的市場
- ・グループ内の個々の事業体による価値創造への主要な貢献を示す機能分析の概要
- ・重要な事業再編取引

③ 多国籍企業の無形資産

- ・主要な研究開発施設の場所、及び、研究開発経営管理の場所などの情報を含んだ、多国籍企業の無形資産の開発、所有、利用に関する全体的な戦略方針
- ・移転価格の設定に重要な無形資産のリスト
- ・費用分担契約など無形資産に関する重要な契約のリスト
- ・研究開発及び無形資産に関するグループの移転価格政策
- ・事業年度内における重要な無形資産の持分譲渡に関する概要

④ 多国籍企業内の関連者間の財務活動取引

- ・重要な借入契約などグループの財務資金の概要
- ・グループにおいて主要な財務資金調達を行う会社の状況
- ・関連者間での資金調達に関するグループ内の移転価格政策

⑤ 多国籍企業の財務及び納税状況

- ・その事業年度の多国籍企業の連結財務諸表
- ・多国籍企業の今までの移転価格の事前確認（APA）の状況

⁷⁷ OECD[2014c: 27]参照。

ここで、第2章の最後に筆者が提言した、多国籍企業側からの移転価格文書における経済指標の利用について、具体的な検討を行いたい。マスター・ファイルに記載すべき5項目のうち、②多国籍企業の事業概要における、下線部分の「多国籍企業グループの製品および役務提供に関する主要な地理的市場」に、地理的な経済指標および分析結果を記載することができると思う。例えば、「地理的市場」の特徴として、労働集約的な製品の製造拠点を賃金の安いX国に移管し、X国では、労働の資本に対する技術的限界代替率⁷⁸が日本より低いためにロケーション・セイビングが生じたことを記載する。

次に、移転価格文書の第2段階であるローカル・ファイルの作成の内容を検討する。ローカル・ファイルでは、特定の関連者間取引に関するより詳細な情報を提供する。ローカル・ファイルで必要とされる情報は、マスター・ファイルを補完し、納税者が独立企業原則に従い、それぞれの国の移転価格規定に準拠していることを説明するものであり、関連者間取引に関する財務情報、比較可能性分析、移転価格の算定方法などの具体的な情報を含むものである⁷⁹。ローカル・ファイルには、次の3項目の情報が含まれる⁸⁰（下線は筆者による）。

① 現地国の事業体

- ・現地国での事業体の管理構造の詳細、現地国での組織図、主要役員の経営管理報告書
- ・事業及び事業戦略の詳細等
- ・主要な競合者

② 関連者間取引

- ・製造サービス、棚卸資産の購入、サービス提供、借入、保証料、無形資産の使用許諾などの重要な関連者間取引の詳細

⁷⁸ 労働の資本に対する技術的代替率は、製品の生産量を一定に保つために、資本の増加量と労働の減少量との比率（ $= -\frac{\text{資本の増加量}}{\text{労働の減少量}}$ ）を言う。第2章の図4の等産出量曲線の傾きの絶対値に等しい。

⁷⁹ OECD[2014c: 19]参照。

⁸⁰ OECD[2014c: 31]参照。

- ・借入事業体に関するグループ間の支払・受取などの関連者間取引の金額
- ・関連者間取引のあるグループ会社の特定
- ・現地国事業体が締結した主要な会社間契約写し
- ・関連者間取引に関する納税者の比較可能性分析及び機能分析の詳細
- ・合理的な移転価格の算定方法及びその選定理由
- ・試験的に採用された関連者がある場合には、その理由
- ・移転価格算定方法における重要な仮定及びその理由
- ・複数事業年度分析を行った場合には、その理由
- ・選択した非関連者間取引のリスト
- ・実行した全ての比較可能性調整の詳細、及び、その調整が信頼できる当事者との取引に基づくものか、比較可能性のある独立企業間取引によるものか、あるいは、その双方を満たすものか。

- ・移転価格算定方法により独立企業間価格を選択するに至った詳細とその理由
- ・移転価格算定方法を適用する場合に利用した財務情報の概要
- ・既存の1国・二国間・多国間での事前確認制度（APA）の写し

③ 財務情報

- ・関連する事業年度の現地国事業体の財務諸表
- ・移転価格算定方法を適用する際に、財務情報をどのように利用し配分を行ったかという情報
- ・比較可能取引の分析のために入手した財務データの概要と出所

上記の下線部分である「比較可能性調整の詳細」が、筆者が第2章で提案した経済指標の活用による移転価格の文書作りに関連する部分である。ローカル・ファイルは、特定の関連者間取引に関する詳細な情報を記載する文書である。そのため、マスター・ファイルの「主要な地理的市場」に労働賃金の安いX国に製造拠点を移管したことに関連して、ローカル・ファイルに、労働の資本に対する技術的限界代替率が日本よりもX国が低いためにロケーション・セイビングが生じたこと、そして、X国での限界代替率を用いたロケーション・セイビングの金額の算出過程を記載する。また、マスター・ファイルで示した市場

の地理的差異に関連付けて、ローカル・ファイルにおいてその差異の調整が経済指標を示して算出できれば、その過程を記載すればよいと考える。例えば、日本と異なり X 国では、供給の価格弾力性⁸¹が大きいと、ロケーション・セイビングによる追加利潤の X 国の製造子会社への配分は、少額となっている⁸²ことを記載すれば、説得力のある移転価格文書作りができると思う。

第 3 段階である国別報告書(country-by-country report)は、多国籍企業グループの事業から生じた全世界での所得配分、納税状況に関する国別の情報と、全世界での経済活動の所在を明示した報告書である。そして、国別報告書には、全ての構成事業体(constituent entity)⁸³の財務情報、事業管理地が設立国と異なる場合には設立国の情報、主要な事業活動国に関するリストが添付される⁸⁴。

税務当局は、国別報告書を用いることにより高度な移転価格リスクの評価を行うことができる。また、税務当局が経済的、統計的分析に利用し、税源浸食による利潤移転以外のリスク評価に用いる可能性もある。しかし、国別報告書における情報は、あくまで国別の情報であって、個別の関連者間取引における機能分析や比較可能性分析による移転価格算定方法の代替方法とはならない。また、OECD[2014c]は、国別報告書を全世界所得の定式配賦方式の目的で税務当局が利用すべきではないと提言している⁸⁵。

(3)同時文書の作成時期について

⁸¹ 供給の価格弾力性は、(=供給の%変化分 / 価格の%変化分)として定義される。第 2 章 5 節参照。

⁸² 第 2 章 5 節において、製造子会社における価格の供給弾力性が無限大である場合には、ロケーション・セイビングによる追加利潤は、すべて親会社に帰属し、子会社への帰属は無くなるのに対し、製造子会社における価格の供給弾力性が弾力的(0より大きく1より小さい)である場合には、子会社に対するロケーション・セイビングの追加利潤が発生するという結論を得た。

⁸³ 構成事業体(constituent entity)とは、多国籍企業グループにおいて財務諸表作成の際に連結対象となる、全ての独立した事業単位(会社(company)、法人(corporation)、信託(trust)、組合(partnership)等)をいう。ただし、重要性の原則により連結財務諸表から除かれた事業体も構成事業体(constituent entity)として国別報告書に含めることとする[OECD 2014c: 39]。

⁸⁴ OECD[2014c: 19]参照。

⁸⁵ OECD[2014c: 20]参照。

納税者は、取引時に合理的に利用可能な情報に基づいて独立企業原則に従い、移転価格を決定することとされている。さらに、税務申告時が提出される前に、財務結果が独立企業間価格に照らして適正であることを確認する必要がある。しかし、納税者に文書作成に当たり過剰な法令順守費用を負担させるべきではないから、税務当局は、文書作成費用と行政事務の負担を比較考慮しなければならない⁸⁶。

また、移転価格文書の準備作成時期に関する規定は国によって異なる。ある国では、税務申告書提出時に最終的な情報が必要とされるし、他の国では、税務調査の開始までに文書作成が求められている。OECD[2014c]では、ローカル・ファイルの作成は、税務申告の提出期限までに行い、マスター・ファイルの作成も多国籍企業グループの最終親会社の税務申告期限までに更新され、必要があれば見直しを行うべきであると提言されている。国別報告書については、税務申告書提出日まで最終的に確定しないこともあるため、多国籍企業グループの最終親会社の事業年度終了後1年以内まで延長すべきであるとしている⁸⁷。

さらに、多くの国では、移転価格文書の規定において、簡略化のため、中小企業はローカル・ファイルの文書の対象から除外、あるいは、軽減するなど、重要性を考慮した規定となっている。納税者に過剰な費用負担を与えないため、OECD[2014c]は、中小企業には大企業に求められるような量の文書の作成を求めるべきではないと提言されている。しかしながら、国別報告書の作成に当たっては、全ての国ごとの報告書を作成する目的から、その国での事業の大小に関係なく、多国籍企業グループが事業体居住者を有するときは、全ての国を含むべきであるとしている⁸⁸。

(4) 移転価格文書の今後の方向性と提案

今後、移転価格税制は、移転価格文書作成により、納税者である多国籍企業側の情報を税務当局に積極的に開示し、説明する形で税務紛争を避ける方向にあるといえる。具体的には、マスター・ファイルの作成、ローカル・ファイルの作成、及び国別報告書の作成が義務付けられることとなりそうである。その際に、まず、納税者である多国籍企業の側で、

⁸⁶ OECD[2014c: 20]参照。

⁸⁷ OECD[2014c: 21]参照。

⁸⁸ OECD[2014c: 22]参照。

マスター・ファイルの地理的市場の情報に、その地域に特有な経済指標⁸⁹の特徴を記載して、移転価格算定に与える影響を明らかにする。次に、ローカル・ファイルの比較可能性調整の詳細に、その経済指標を用いた移転価格の経済分析に基づく、市場の差異の調整過程を記載することにより、移転価格算定根拠を、多国籍企業側から課税庁側に説明するという方法は、実行可能な方策であると考えられる。このような、移転価格文書作成の流れの中では、第2章の最後で検討したように、多国籍企業の側で保有する市場や産業に関する膨大な情報を利用して、経済指標を算出し、その経済指標に沿った移転価格の算定を行い、説得力のある移転価格文書を作成して税務当局に移転価格算定根拠の説明を行うことで、税務上の紛争を回避していくという方法が、より効果的な方法となるだろう。

⁸⁹ 経済指標の例として、第2章第4節においては、技術的限界代替率が移転価格算定金額に影響を与えることを示した。また、第2章第5節では、親会社と子会社の存在する地理的市場において、供給の価格弾力性が異なる場合には、親会社と子会社のロケーション・セイビングの追加利潤の配分が異なってくることを分析した。多国籍企業側から、これらの経済指標を地理的市場ごとに異なることを示すことにより、移転価格の算定に与える影響を説明することができれば、説得力のある移転価格文書を作成できると考える。

5 小 括

移転価格税制は、経済的な二重課税の調整を想定して救済措置も講じているという意味で、優れた租税制度と思われる一方で、国際課税における紛争が増加してきていることは冒頭で述べた。そのような紛争がなぜ絶えないのかについて考えてみる。その理由は、Hirshleifer [1956]のモデルで検討したように、資本関係のない第三者との取引に基づく独立企業原則における独立企業間価格と、多国籍企業が規模の経済や子会社支配によるメリットを得るために、外部取引を内部化した結果により設定された、最適移転価格との間に差異が生じていることにある。その場合、税務当局及び多国籍企業の双方が完全な情報を有していれば、その差異の調整が可能であるが、実際には、税務当局のほうが多国籍企業よりも情報が少ない場合が多く、両者で、意見が一致しないことが多いと考えられる。そのため、税務当局及び多国籍企業の双方での意見が一致したところでは、差異の調整を行うことが困難な場合があり、税務上の紛争へ発展すると考えられる。

OECD 移転価格ガイドライン[OECD 2010]では、独立企業原則に内在する欠陥として、独立した事業体アプローチでは、統合された事業体が生み出す規模の経済や様々な活動の相互関係の説明不能性を指摘してはいるが、関連企業間で規模の経済あるいは統合による利益を配分するための広く受け入れられた客観的な基準が存在しないことを理由に、独立企業原則を支持している⁹⁰[OECD 2010:para 1.10]。本来、移転価格税制の目的は、多国籍企業が移転価格操作を通じて、税率の高い国から低い国へと所得を移転させることによって租税回避を行うことに対して、所得の移転による租税の流出を防ぎ、課税権を確保することにある。しかし、多国籍企業が発展してきた理由には、独立した第三者との取引では、国際競争に残れないために、外部取引を内部化し、規模の経済や子会社支配による秘密情報流出の防止など、租税回避の目的以外のメリットが多い。このような場合は、多国籍企業の内部取引の価格と、外部の第三者間の価格との差異が生じるのには正当な理由があるといえる。

しかし、独立企業原則では、この二つを比較して差がある場合には、市場の違いによる差異の調整を行ったうえで、移転価格税制により課税することとしているために問題が生

⁹⁰ この基本的な立場は、2001年以降変更がない[OECD 2001a:par.1.9]。

じるのである。このような独立企業原則に内在する問題を回避するためには、第 4 節で取り上げた移転価格文書の作成による取組みが重要であると考え。今後は、多くの情報量を有する納税者側で、移転価格政策や市場の経済指標に関する情報を、積極的に税務当局に開示することで税務当局を説得するという方向へ向かうといえる。その際に、第 2 章の最後に提言した経済指標を用いた移転価格政策の説明なども効果的であり、また現実的でもあると考える。

さらに、今後は、事前確認制度（APA）や相互協議制度の充実による救済制度も併せて考えていく必要がある。

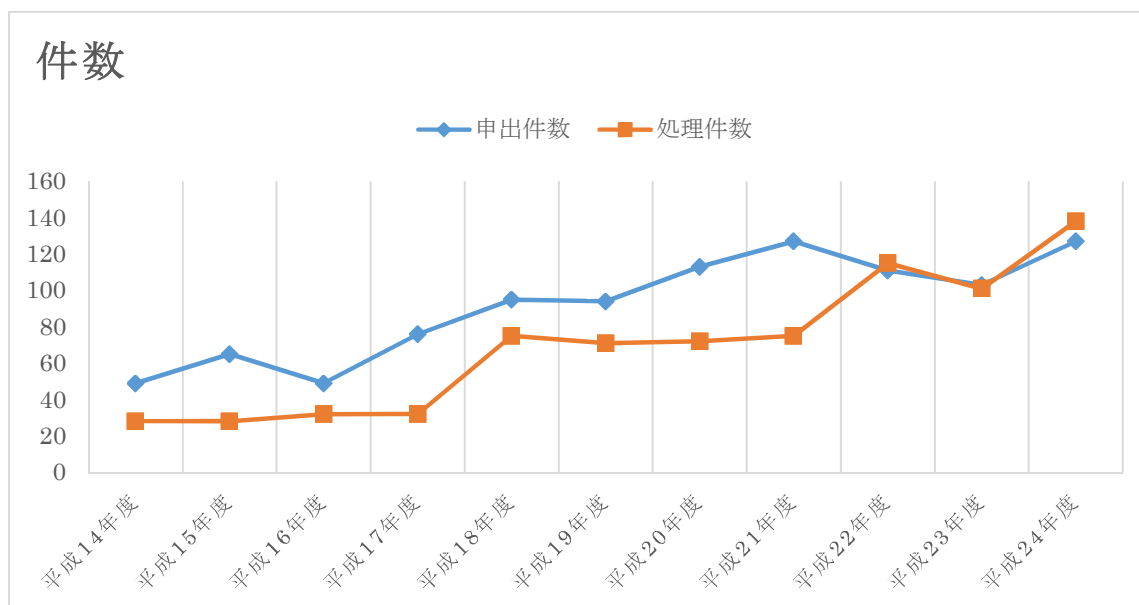


図 1 0 事前確認の申出件数及び処理件数

『国税庁レポート』2010-2014 より作成。

図 1 0 は、事前確認の申出件数及び処理件数を表している。平成 1 4 年度には、申出件数 4 9 件、処理件数 2 8 件であったものが年々増加し、平成 2 1 年には、申出件数 1 2 7 件、処理件数 7 5 件とおおよそ 3 倍に増加している。しかも、平成 2 2 年には、申出件数 1 1 1 件を処理件数が 1 1 5 件と上回った。平成 2 4 年にはさらに処理件数が増加し、申出件数 1 2 7 件に対して、処理件数 1 3 8 件となっている。このように、申出件数の増加に伴って、処理件数も増加していることが分かる。事前確認制度の充実は、納税者の側から見れば、二重課税の回避につながるため、今後もニーズは増えてくると想定される。しかし、このまま申出件数が増加していけば、やがて税務当局側の処理能力の限界を超えてし

まうかもしれない。そこで、やはり今後は、移転価格文書の作成が重要となってくると考えられる。現在の主流である独立企業原則自体は、本来的に内在する欠陥を抱えているが、他に代替性のある現実的な方法がない状況では、今後は OECD 租税委員会の提唱する、マスター・ファイル及びローカル・ファイルと国別報告書の作成を含んだ、移転価格文書による対応が有効である。なぜならば、税務当局にとって、有用な情報が得られるばかりではなく、納税者にとっても、移転価格が独立企業原則に沿って行われていることを立証し、説明責任を果たすという役割があるからである。

日本の税務当局は、多国籍企業に対する移転価格税制の更なる有効な実施のためには、移転価格文書の制度化を進める方向と並行して、各国との租税協調もより強化し、租税回避の防止と二重課税の排除の問題に取り組んでいかなければならない。

第4章 コーポレート・インバージョンによる租税回避

- 1 コーポレート・インバージョンの意義、背景と問題点
- 2 コーポレート・インバージョンの先行研究
- 3 米国コーポレート・インバージョンの仕組
- 4 米国コーポレート・インバージョン取引の租税問題
- 5 日本のコーポレート・インバージョン対策税制、過少資本税制及びタックス・ヘイブ
ン税制
- 6 小 括

1 コーポレート・インバージョンの意義、背景と問題点

(1) コーポレート・インバージョンの意義

前章では、多国籍企業が移転価格操作を通じて、高税率国から低税率国へと所得移転を行うことによる租税の流出に歯止めを掛けるため、税務当局が導入した移転価格税制の検討を行った。しかし、移転価格税制で対応できるのは、財やサービスの流通といった単純な海外取引に対する課税に限定されている。現在では、多国籍企業を巡る税務問題は複雑性を増してきており、国際的な企業組織再編といったような企業の組織再編を伴う複雑な租税回避⁹¹には、もはや、移転価格税制のみでは十分には対応できなくなっている。本章で取り上げるコーポレート・インバージョン取引は、低税率国に新設の外国法人を設立し、既存の自国親会社をその外国法人に置き換えることによって、もともと国内に本拠を置いていた多国籍企業の自国親会社が、外国法人へと法人組織を変換するような取引である。

最初に税制を導入した米国財務省によれば、コーポレート・インバージョンとは、「国内

⁹¹ 租税回避(Tax Avoidance)とは、金子[2011]によれば、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理性がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」をいう[金子 2011:114]。脱税(Tax Evasion)は、課税要件を仮装隠ぺい行為によって逃れる行為であり、租税回避とは区分される違法な行為である。

に本拠を有する多国籍企業が、組織再編成を通じてそのグループ法人の最終的な親会社を外国事業体とするような一連の取引」[The Treasury 2002:3]と定義される。このようなコーポレート・インバージョンは、国際的な組織再編成の一部として行われることにより、租税回避のための抜け道として用いられる危険性があるため問題視されている。その問題点の具体的内容は、本節の最後で指摘することとするが、その前に、コーポレート・インバージョン問題が提起されるようになった背景について、日米における相違を概観することとする。

(2)コーポレート・インバージョン対策税制導入の日米における背景の相違

コーポレート・インバージョン対策税制は、2003年に初めて米国で導入され、日本では2007年に導入された税制である。両国での導入には4年のタイムラグがあるが、各々にコーポレート・インバージョン対策税制を導入するにあたって、どのようなタイミングで問題が提起され、その対策を講じてきたのかという背景の相違を明らかにする⁹²。そのため、1990年以降の両国のクロス・ボーダーM&A取引の増減を比較する。図1-1は、日本及び米国におけるクロス・ボーダーM&Aの国別売却額（百万US\$）を示している。コーポレート・インバージョン取引は、設立した外国法人に対して、クロス・ボーダーM&A取引を通じて自国親会社を売却することによって成立する取引であるので、図1-1に示したクロス・ボーダーM&Aの売却額の中に含まれている。1990年から2013年までの米国での売却額の年間の単純平均は、85,965百万US\$であり、日本は4,221百万US\$であるので、単純に金額ベースで比較すると約20倍もの開きがある。

⁹² 日米でのコーポレート・インバージョンが問題とされるようになった背景の相違は、本章第6節において、米国のような幅広い取引を対象とするコーポレート・インバージョン対策税制を、日本も倣って導入すべきか否かという検討をする際の判断材料に用いられる。

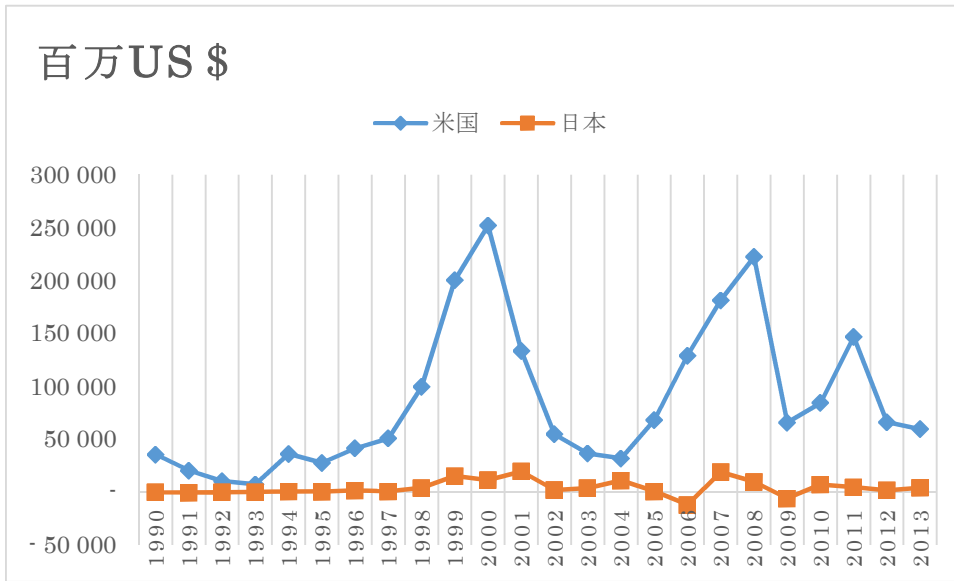


図 1 1 日米のクロス・ボーダーM&A 売却額 (百万 US\$)

United Nations Conference on Trade and Development [2014],

World Investment Report 2014, Investing in the SDGs: An Action Plan,

Annex table 09 - Value of cross-border M&As

by region/economy of seller, 1990-2013 より作成

ただし、図 1 1 は、日本と米国のクロス・ボーダーM&A の国別売却額を単純に金額ベースで比較したものであるため、それぞれの国ごとの増減の趨勢を見るには適していると考えられるが、両国の売却取引の大小を比較する際には、各々の国の経済規模の差が考慮されていないという問題がある。そこで、図 1 2 に、日本と米国のクロス・ボーダーM&A の国別売却額を GDP における割合 (%) として示し、日米の売却取引規模の比較を行うこととした。

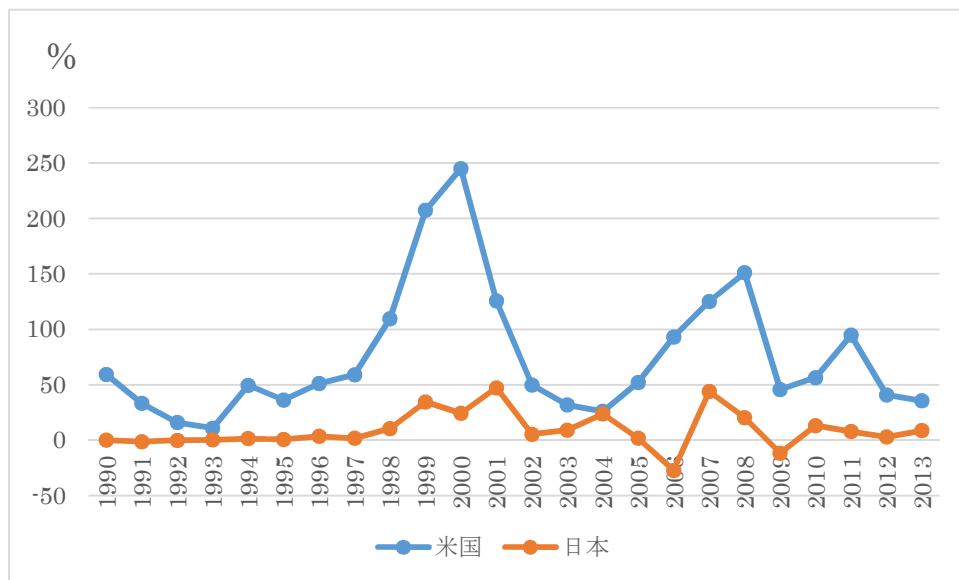


図 1 2 日米のクロス・ボーダーM&A 売却額の GDP に対する割合 (%)

United Nations Conference on Trade and Development [2014],

World Investment Report 2014, Investing in the SDGs: An Action Plan,

Annex table 09 - Value of cross-border M&As

by region/economy of seller, 1990-2013 及び

International Monetary Fund [2015],

World Economic Outlook Database, April 2015

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/01/weodata/index.aspx>) より作成

図 1 2 によると、1990 年から 2013 年までの米国のクロス・ボーダーM&A の売却額の GDP 比の単純平均は、75.24%であり、日本は9.25%であるので、両国の経済規模による差を考慮してもなお米国は日本の約 8.1 倍もの売却取引が行われている。さらに、米国のクロス・ボーダーM&A 売却額 GDP 比は、1990 年から 2013 年までを通じて全て日本を上回っていることが見て取れる。このように、米国の方が、日本よりもクロス・ボーダーM&A による売却取引の規模が大きく、その差が顕著であることが分かる。次に、国別の趨勢を見るために図 1 1 に戻ると、米国のクロス・ボーダーM&A の売却額は、1990 年代の増加が顕著であるといえる。具体的には、図 1 1 によると、米国の売却額は、1990 年の 35,509 百万 US\$と、2000

年の 252, 049 百万 US\$を比較すると、約 7 倍の増加となっている。その後、米国では、2000 年の株式バブル崩壊と 2001 年同時多発テロ事件による株式市場の低迷を反映したためか、2001 年から 2004 年にかけて、クロス・ボーダーM&A の売却額が減少する。そして、2005 年には増加に転じたものの、2008 年のリーマン・ショックの影響を受け翌年の 2009 年には減少している。このように、米国では、クロス・ボーダーM&A の売却額の増減がある一方で、日本では、図 1 1 を見て分かるように、クロス・ボーダーM&A の売却額は、横ばい傾向にあり、米国のような増減は見てとれないという特徴がある。

このことから、米国では、1990 年代後半にかけて、クロス・ボーダーM&A の売却取引が増加し、コーポレート・インバージョンを行う多国籍企業が増加したのに対し、日本では、クロス・ボーダーM&A の売却取引がそれほど増加しておらず、コーポレート・インバージョン問題は米国と比較すると、それほど表面化してこなかったと考えられる。日本でも米国と同様に、コーポレート・インバージョンが問題になるのではないかと指摘されるようになったのは、2007 年の会社法施行⁹³により、コーポレート・インバージョンの仕組みを作ることが可能となってからであったと言われている。

(3) コーポレート・インバージョンの課税上の問題点

米国では、1990 年代後半にコーポレート・インバージョンが増加したことに伴い、米国財務省は、2002 年 2 月に、コーポレート・インバージョンが米国租税制度と経済に与える影響について、『コーポレート・インバージョン取引：租税政策へのインプリケーション (Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications)』 [The Treasury 2002] を公表した。この報告書に基づき、いくつかの法案が議会に提出され⁹⁴、コーポレート・インバ

⁹³ 2005 年制定の会社法は、吸収合併において、吸収合併消滅会社の株主が保有する株式と引き換えに取得する対価を、吸収合併存続会社の株式・持分に限らず、金銭その他の財産でもよい（会社法第 749 条 1 項 2 号）とする「対価の柔軟化」を導入し、2007 年にこれが施行されたことにより、いわゆる「三角合併」が解禁された。それによって、日本でもコーポレート・インバージョンが可能となった（三角合併とコーポレート・インバージョンの関係については、本章第 5 節参照）。

⁹⁴ H.R.3884, Corporate Patriot Enforcement Act of 2002; H.R.3922, Save America's Jobs Act of 2002; H.S.2050; S.2119, Reversing the Expatriation of Profits Offshore Act; H.R.4756, Uncle Sam Wants Your Act 2002

ージョン税制が導入されることとなった。コーポレート・インバージョンには、次のような課税上の問題点がある。第一に、自国で事業活動を行っていた親会社が外国へ移転してしまうため、移転後の親会社に対する自国での課税の機会が永遠に失われてしまうという問題がある。次に、外国親会社を有する自国子会社が、自国での事業活動を行う際に、外国からの借入を増加させた場合には、利子の支払を損金に算入することにより、自国での課税標準が浸食されるという問題が生じる。さらに、特許、商標権などの知的財産権を外国の事業体に移転させた場合についても、自国企業から外国企業に対して知的財産権の使用料の支払が発生することとなるので、自国企業がその使用料を損金算入することにより、自国での課税標準の浸食が生じるという問題も生じるのである。

そこで、本章では、次に、米国での制度を中心として、コーポレート・インバージョン取引に関する先行研究を概観する。そして、米国でのコーポレート・インバージョンの仕組みを、取引段階ごとに類型に分けて詳細に分析する。それを受けて、コーポレート・インバージョンの取引類型ごとに、米国での租税問題を検討する。そして、日本でのコーポレート・インバージョン対策税制の導入の経緯と内容を検討し、最後に、日本の税制へのインプリケーションと方向性を探ることとする。

2 コーポレート・インバージョンの先行研究

本節では、最初にコーポレート・インバージョン対策税制を導入した、米国での先行研究を概観することとする。まず、Desai and Hines [2002]は、法人が海外移転する際の決定要因を実証研究により検討した。その業績は、次の三項目である。第一に、Stanley Work社を例に挙げ、海外移転による市場の反応の検討を行ない、インバージョンを行う動機が外国所得課税額の減少を意図するだけでなく、米国での納税額の減少も意図したものであることを明らかにした。第二に、統計的な証拠により外国に多額の資産と負債を有する米国大企業が、インバージョンを行っている傾向を示した。このことは、米国内国歳入法において外国所得を本国送金する際に課税する制度が、インバージョンに多大な影響を与えていることを示している。第三に、外国への移転の公表に反応して、企業の株価が平均して1.7%上昇していることを示した。

次に、Desai and Dharmapala [2009]は、米国の外国ポートフォリオ投資⁹⁵のパターンは、米国で採用されている租税体系の下で、全世界法人税額に反応して決定されることを示した。法人税率が低い国に対する米国企業のポートフォリオ投資は、対外直接投資（FDI）に比較して高い傾向にある。Desai and Dharmapala [2009]は、1994年から2005年までの50カ国のパネルデータを用いた実証研究を行っている。その結果、ある国の法人税率の低下は、米国資本の外国ポートフォリオ投資の割合の増加に対して、統計的に有意な反応が見られた。そして、この効果の影響が大きいことも実証された。具体的には、外国の法人税率の10%の低下は、米国投資家の外国ポートフォリオ投資の持分を、対外直接投資及び他の要因への効果を通じて約10%増加させるという結果を得た。

Desai and Dharmapala [2010]は、コーポレート・インバージョン対策税制が、資本輸出中立性⁹⁶を損なうという観点から、「強いフェンス」と呼び批判した。そして、そのフェン

⁹⁵ 一般的に、投資家が金融資産をリスク管理のために分散投資する組合せをポートフォリオと呼んでいる。ここでのポートフォリオ投資とは、対外直接投資（FDI）と区別される投資であり、企業の普通株または株主総会における議決権の所有率が支配基準に満たない投資を言う。例えば、国連の定義では、対外直接投資（FDI）に区分される支配基準は、10%以上の所有率である[林 2009:23]。

⁹⁶ 資本輸出中立性(capital export neutrality: CEN)とは、ある国の居住者や企業が投資を行うときに、その投資した資本が投資場所にかかわらず、同じ税率で課税されることをいう。資本輸出中立性が達成され

スと法人の居住地、支配、管理及び資本調達のための世界市場の関係と、門戸開放政策の重要性を指摘した。

さらに、Voget [2011]は、1997年から2007年までの期間に、本国から外国に本社移転を行った多国籍企業は、全体の約6%に上ることを示した。また、Voget [2011]は、企業が外国への移転を決定する際に、租税の役割が重要であることも実証的に証明した。Voget [2011]は、過去において本社移転を行った140社の多国籍企業と、移転を行わなかった1943社の多国籍企業の比較分析を行い、外国利潤の本国送金に対する追加課税が、移転に対して有意な効果を与えるという実証結果を得た。その結果によれば、本国送金に対する10%ポイントの租税の増加は、多国籍企業が移転する割合を2.2%ポイント増加させる。そして、その多国籍企業の移転は、企業数の増加の1/3を越える結果となった[Voget 2011]。

このように、コーポレート・インバージョンは、公表により株価が上昇するという面では、多国籍企業にとってプラスの側面があるが、米国政府の税収の確保という側面では、税収の減少というマイナスの側面があるといえる。また、資本輸出の中立性という効率性の側面からも、コーポレート・インバージョン税制の導入に対する、批判があることも分かった。では、次に米国財務省に基づいて、米国のコーポレート・インバージョン取引の仕組みを具体的に見ていくこととする。

れば、企業の投資場所は税制の影響を受けなくなる。このような資本輸出の中立性は、①無制限な外国税額控除、又は、②源泉地国課税の無い、純粋な居住地主義によって達成される。

3 米国コーポレート・インバージョンの仕組

米国財務省によれば、米国のコーポレート・インバージョン取引には、大きく二つの段階がある。第一段階として、タックス・ヘイブン国に外国会社を設立する。この設立は、通常、他の外国組織再編と同時に行われる。第二段階として、その外国組織再編と平行して、グループの既存の外国事業の所有権を、既存の外国子会社から新設外国親会社へ移転する。この二つの段階の形態を、それぞれ見ていくこととする。

(1) コーポレート・インバージョンの第一段階

米国財務省は、コーポレート・インバージョンの第一段階の形態を、外国組織再編の形態により次の三つに区分している[The Treasury 2002:4]。

① 株式取引

自国の現行の親会社と自国の株主との間に、タックス・ヘイブン国に新規に設立した外国子会社を介在させる。新設の外国子会社が自国親会社の発行済株式を直接購入するか三角合併⁹⁷により取得する。自国親会社は、新設外国子会社の子会社として事業が存続し、自国親会社の株主は、新設子会社と株式交換を行う。取引が完了した時には、グループの事業には変化がなく、唯一、自国親会社の株式が新設子会社に保有されていることだけが異なっている。そして、自国親会社の株主は、新設子会社の株主となっている。

② 資産取引

資産取引は、比較的小規模の法人における企業再編の過程において用いられる方法である。資産取引は、自国親会社を外国の管轄に直接に再編させる方法による。企業法上の問題によるが、自国親会社を新設外国子会社に吸収合併させ、自国親会社の既存の株主に新設子会社の株式と交換させるなどの取引により企業再編をはかる。この取引の結果として、新設の外国親会社は、以前は自国親会社の傘下にあった企業グループを所有し、株主は、以前の親会社の株式の代わりに新設子会社の株式を保有することとなる。

③ 処分取引

⁹⁷外国子会社が、さらに通時的な外国子会社を設立し、その通時的な外国子会社に自国親会社を吸収合併させることにより三角合併を行う。

処分取引は、株式処理と資産取引の両方の要素を有する取引である。自国親会社は、新設外国子会社に保有資産を譲渡し、その資産がそのまま新設外国親会社の自国子会社に現物出資される。したがって、資産はそのまま自国に留まることとなる。外国法人と既存の自国グループ及び株主との間に法人を介在させることは株式処理と同様である。また、外国法人が直接に既存の自国親会社の資産を保有する点で資産処理と同様である。

この三つのどの取引形態を用いても、法人としての事業活動に実質的な影響は与えないという共通点がある。次に、この三つの外国組織再編と平行して、グループの既存の外国事業の所有権を、既存の外国子会社から新設外国親会社へ移転する、コーポレート・インバージョンの第二段階を見ていく。

(2) コーポレート・インバージョンの第二段階

①外国株主の移転

米国財務省によれば、コーポレート・インバージョンにおいては、既存の自国親会社の株主を新設の外国子会社の株主へと移転させる手続きが重要となる。株式取引においては、外国子会社と既存の自国親会社との間の株式交換を通じて、外国株主の移転が行われる。この場合の新規株式は、無議決株式が用いられることが多いが、普通株式同様に配当請求権を有している[The Treasury 2002:6]。

資産取引においては、既存外国子会社の株主移転は、組織再編の一段階として行われる。処分取引においては、外国子会社の株主移転は、資産の移転と現物出資を通じて行われる。

② 会社間の負債の創出

コーポレート・インバージョン取引においては、現存する自国の企業グループと外国親会社との間に負債を作る場合が多いといわれる[The Treasury 2002:6]。このような会社間負債は、組織再編の過程に先立ち、自国親会社が外国親会社に外国親会社の第二種普通株式と引き替えに社債を発行することによって行われることがある。また、会社間負債は、コーポレート・インバージョン取引の後で、同等の価値の資産との交換等により作られることもある。会社間負債は、資産の所在地とは無関係に作り出されることに留意する必要がある。しかし、会社間負債の存在により支払利子が損金に算入され、自国の課税標準を

浸食することとなるという問題がある。

以上が、二つの段階によるコーポレート・インバージョンの仕組みと、その一般的な形態である。次に、米国でどのような租税制度上の問題が生じてきたのかを、この形態ごとに政府の対応を検討することとする。

4 米国コーポレート・インバージョン取引の租税問題

前節では、米国のコーポレート・インバージョンの形態を、二つの段階に分け、第一段階において、タックス・ヘイブン国に外国会社を設立する際の、外国組織再編の形態によって三種類（株式取引、資産取引、処分取引）に区分した。本節では、米国内国歳入法（以下「IRC」という。）の規定が、この取引の種類ごとに、どのように適用されるかを明らかにして、コーポレート・インバージョンにおける租税制度上の問題点を検討する。

IRC § 3 6 7 は、国際的な国境を越えた資産の移転が免税となる場合に「通行料(toll charge)⁹⁸」を課すことを目的として設けられた規定である。IRC § 3 6 7 の規制対象とする取引は次の三つである。最初は、米国の資産が外国納税者に移転される「対外」取引である（IRC § 3 6 7 (a)）。次は、外国納税者によって使用された資産が米国納税者に移転する「対内」取引である（IRC § 3 6 7 (b)）。第3の取引は、外国納税者により使用される資産が他の外国納税者に移転される、外国から外国への取引である（IRC § 3 6 7 (c)）。IRC § 3 6 7 は、2003年3月4日以降のコーポレート・インバージョンを対象とする。そこで生じる租税問題は、取引の構造とインバージョンを行う法人と株主との事実関係によって異なる。そして、コーポレート・インバージョンの組織再編の過程においては、株主の段階だけでなく、法人の段階においても様々な租税問題が生じる。ここでは、外国組織再編の取引類型ごとに、米国での租税問題を検討し、次にその対応がどのように行われたか、そして、現在どのような問題が残されているのかを検討する。

(1) 株式取引における租税問題

通常の株式の取引は、IRC § 3 6 8 の範囲内で適格組織再編取引として取り扱われる。しかし、株式取引は、外国法人に資産を移転するために、IRC § 3 6 7 も同時に適用される。つまり、IRC § 3 6 7 (a) の規則の下で、特定の条件が満たされた場合を除いて、米国法人の株式の対外移転は、課税取引として扱われる。IRC § 3 6 7 では、次の条件を満たす場合には、米国法人の対外株式移転に課税繰延を認めることとされている（ただし、損失は認

⁹⁸ IRC § 3 6 7 は、通行料を効果的に課すため、米国納税者の法人の適格組織再編による課税繰延の恩典を否定している。[Doernberg 2009:419]

識しない)。(Regulation. § 1.367(a)-3(c)(1))。

- ① 米国法人の米国株主が、移転先外国法人株式の総議決権及び総価値の50%以下を受け取ること。
- ② 移転先外国法人の株式の総議決権及び総価値の50%以下が、従前の米国法人の役員、取締役、及び、議決権を5%以上保有する株主(以下「5%株主」という。)に保有されていること。
- ③ 米国法人の5%株主が、それぞれ利得認識合意⁹⁹を、税務当局と締結していること。
- ④ 移転先外国法人が、積極的事業活動の基準¹⁰⁰を満たしていること。
- ⑤ 特定の申告要件を満たしていること。

株式取引においては、外国の株式取得法人は、重要な資産を有しない新設の事業体となる。IRC § 367により、租税の適用において、株主が交換による利得を認識することが必要になる。課税対象となる利得金額は、株式の公正市場価格が、その株式の調整後の租税ベース¹⁰¹を超過した額に等しい。交換により株主に損失が生じた場合には、租税目的上損失を認識しない。その代り、その損失は、取引において受け取る外国親会社株式の租税ベースに留保される。株式取引においては、従前の米国親会社自体は、組織再編取引において課税されないが、米国親会社又は子会社による関連した資産の移転には課税される。

⁹⁹ 利得認識合意 (Gain Recognition Agreement : G.R.A.)によれば、移転元法人の株式又は実質的な全ての資産が最初の移転から5年以内に譲渡された場合に、納税者は、当初取引で認識しなかった利得及び利子を実現利得として申告することとなる (Regulation. § 1.367(a)-8)。Regulation は、IRC の委任規定に基づき米国財務省により制定される法令である。IRC は多くの場合、概略的な規定であるために、その解釈や取扱いが Regulation に定められている。Regulation の規定が IRC に矛盾しない限り強制力を有すると解されている。

¹⁰⁰ 積極的事業活動の基準は、次のことを要件とする (Regulation. § 1.367(a)-3(c)(3))。

- ① 移転先外国法人が、取引以前の36か月の期間、米国外において積極的な事業活動を行っていること。
- ② 取引の時点において、事業活動の譲渡または中止を行うがないこと。
- ③ 移転先外国法人の公正市場価格が、米国法人の公正市場価格以上であること。

¹⁰¹ 租税ベース (tax basis) とは、納税者が資産を売却した時の資本所得を計算するにあたって、資本収入から控除される資産の帳簿価額を意味する。

(2)資産取引における租税問題

資産取引においては、米国の既存の親会社により新設された外国親会社に対し、資産の対外移転が行われるため、米国の既存の親会社は、租税の適用において、IRC § 367により利得を認識しなければならない。その計算は、取引時に全ての資産が、公正市場価値で売却されたものとして行う。資産取引がIRC § 368の下で、組織再編における適格取引として扱われる限り、株主段階での第2次課税は行われず。この場合、株主は、従前の米国親会社の株式と同様の租税ベースと、保有期間を持つ新設外国親会社の株式を保有することとなる。

(3)処分取引における租税問題

処分取引も、上記二つの取引と同様に、IRC § 367の規定に従った課税が行われる(Regulation. § 1.367(a)-3(d) (2) (vi))。新設外国親会社に移転された資産が、新設米国子会社に現物出資される取引については、株式取引と同様に扱われる。つまり、米国株主が、租税目的上交換による利得を認識する(損失は認識しない)。そして、米国親会社は、これらの資産が米国法人に現物出資されたことに関して、租税の適用において利得を認識しない。

しかし、新設子会社へ資産を移転させる取引は、資産取引として扱われることとなる。外国法人へと資産を移転させるため、租税目的上、法人レベルで利得を認識し(損失は認識しない)、株主レベルでは、利得は認識しない。

(4)外国法人を内国法人として取扱う規定の創設

IRC § 367(a)は、適格組織再編、現物出資、子会社清算の規定により米国法人の所有する資産が米国から移転された場合に、その資産の譲渡益を認識する規定である。しかし、株式市場の停滞している場合には、多くの株主にとって、米国法人の公正価値はそのベースを上回らず、本来非課税であるべき取引を課税取引として認識するという機能が働かない。米国議会は、インバージョン取引を防止することを目的として、更なる条項を創設

した¹⁰²。その規定が、外国移転事業体及び代理外国法人に対する IRC § 7874 である。「外国移転事業体」とは、基本的に外国法人が代理外国法人となる内国法人又はパートナーシップと定義される。IRC § 7874 では、外国法人が、一つの計画又は関連する一連の取引について次の要件を満たす場合に、「代理外国法人」として、内国法人と同様に扱われる。

- ① 外国法人が、内国法人により直接又は間接に保有される、全資産又は内国パートナーシップの事業継続のための全資産を実質的に取得すること。
- ② その取得後に、外国事業体の持ち分割合の 60%以上が、従前の内国事業体に保有されていること。
- ③ その外国法人を含む拡大関連集団¹⁰³が、その外国法人が設立された国において、拡大関連集団の全ての事業に比べて、実質的な事業活動を行っていないこと。

外国移転事業体及び代理外国法人の課税の取扱は、所有主の継続の水準に依存する。内国事業体の従前の所有主により、保有される代理外国法人における株式（議決権又は価値）の割合が 80%以上である場合には、その代理外国法人は、内国歳入法の全ての目的において内国法人として取り扱われる。この場合の所有割合が 60%以上、80%未満である場合には、代理外国法人は外国法人として扱われるが、特定の所得又は譲渡益がインバージョンにより外国移転した事業体により認識されるか、10年間純損失又は税額控除（IRC § 901 による税額控除を除く）による相殺が認められない。

移転元法人の保有割合が、移転先法人の 50%以下となった場合には、利得認識合意書の提出により、IRC § 7874 も IRC § 367(a)も適用されない。

IRC § 367(a)は、間接的な株式移転に類似する他の組織再編にも適用される。例えば、米国親会社 USCO が、米国子会社 USSub の全株式を保有し、非関連者である Forco が米国新設法人 Newco の全株式を保有しているとする。USSub は、全資産を Newco に Newco の親会社 Forco の株式との交換により譲渡する。そして、USSub が清算することにより USCO は、Forco の株式を取得する（IRC § 368(a)(1)(c)における組織再編）。このような

¹⁰² 2004 年米国雇用創出法(American Jobs creation Act of 2004)により導入された。

¹⁰³ 拡大関連集団(Expanded Affiliated Group)とは、外国法人による持分割合が 50%超の関連がある全ての法人集団をいう。

場合において、USCO が株式を直接に Forco に譲渡したわけではないにもかかわらず、IRC § 367(a)が適用され、USCO は、USSub の株式を Forco に対して Forco 株式と交換に譲渡したものとして取り扱われる。さらに、IRC § 7874 は、米国株主が外国法人の株式を 60%以上取得した場合には、間接的な譲渡にも適用される。この場合に、Forco は、所有割合が 80%以上の時には米国法人として取り扱われ、所有割合が 60%以上 80%未満の時には、純損失控除と税額控除が適用できなくなった。これにより、米国でのインバージョンはいったん終結したように見えたが、実際には止まらなかった。ここまでの米国政府の対応は、後に「第一波への対応」と呼ばれるようになった。

(5)米国インバージョンの第二波到来とその対応策

2004 年から 2009 年までは、米国では、IRC § 367 が、国内で実質的な事業活動を行っている法人のインバージョンに対しては、一定の効果があった。しかし、IRC § 367 が国外で実質的な経済活動を行っている場合に適用が除外されていたために、海外に実質的な経済活動を移転したインバージョンが増加することとなった。さらに、IRC § 367 が米国企業の規模の少なくとも 25%以上の外国企業による合併を対象としていたために、米国大企業と外国小企業との合併によるインバージョンも増加した。その離脱先は、かつて第一波予防策が想定していた、バミューダやケイマンといったタックス・ヘイブンから、イギリス、カナダ、アイルランドへと変化していった¹⁰⁴。

2014 年 9 月 25 日に、米国議会調査会より公表された「法人離脱、インバージョン及び合併：租税問題」と題された報告書は、これを「第二波(second wave)のインバージョン」と呼んだ[Marples and Gravelle 2014:2]。この報告書によれば、2014 年 9 月にファイザーがアストラ・ゼネカとの合併でイギリスへ離脱する計画があり、2009 年にチキータが米国租税を支払わないでファイフェスを取得してアイルランドへ、2014 年 5 月にオムニコムがパブリシスとの合併でオランダへ離脱しようとしたが計画を取りやめ、2014 年 4 月にウォルグリーンズがスイスに離脱を図っていた¹⁰⁵。2014 年 9 月現在では、ファイザーとオムニ

¹⁰⁴ Marples and Gravelle [2014 : 6]参照。

¹⁰⁵ Marples and Gravelle [2014 : 1]参照。

コムは合併計画及びウォルグリーンズの本部移転は、行われていない¹⁰⁶。しかし、その他にも、メドトロニクス、サリックス、アブビー、ミラン、ホスピラといった多くの医療器具・製薬会社等が本店移転を伴った合併や合併計画を相次いで発表した。さらに、2014年8月には、バーガーキングがカナダのティム・ホートンズと合併し、本部をカナダに移転すると発表し、インバージョン問題が再び表面化した¹⁰⁷。

このような第二波インバージョンが押し寄せる状況下で、米国財務省は、2014年9月22日にインバージョンに対抗すべく、IRC § 367に基づく Regulation を改正する Treasury Notice 2014-521 を公表した。これにより、インバージョンの二つの側面が規制された¹⁰⁸。

一つ目の制限は、米国企業の外国子会社の累積された繰延利益への接近(access)を次の3方法によって規制するものである¹⁰⁹。

- ① 国外の関連者の債務（例えば借入金）又は株式を取得する場合には、米国財産として取り扱われ、課税対象とされる。（いわゆる「石けり(hopscotching)」への対抗）
- ② いわゆる「統制除去(decontrolling)¹¹⁰」への対抗として、外国買収会社が米国法人の子会社の株式を過半数未満しか取得しない場合は、統制除去に該当しないので接近(access)を認めるが、過半数以上である場合には、外国子会社株式の取得に米国親会社の株式の取得とみなして課税対象とされる。
- ③ 外国買収会社が前の米国親会社の CFC（被支配外国会社）の株式を資産又は現金と交換に売却する取引を規制する。改正前の Regulation の解釈においては、この取引の場合の CFC 課税の回避を認めるが、新たな規定ではインバージョンの状況に係らず、課税の回避を認めないこととした。

二つ目の制限は、「60%以上、80%未満」であった所有割合の要件を「50%超」に変更したことである。これにより、改正前は、企業は、インバージョン前に米国親会社の

¹⁰⁶ Marples and Gravelle [2014 : 2]参照。

¹⁰⁷ Marples and Gravelle [2014 : 2]参照。

¹⁰⁸ Marples and Gravelle [2014 : 9]参照。

¹⁰⁹ 3方法については、Marples and Gravelle [2014 : 10]を参照した。

¹¹⁰ 外国買収会社が米国法人の外国子会社の株式を手形と交換に買収する場合には、株式の過半数を取得した場合には、もはや CFC（被支配外国会社）では無くなるので、CFC 税制が適用されなくなる。これをいわゆる「統制除去(decontrolling)」と呼んでいる。

株主の合併後の新会社における所有割合が60%以上、80%未満である場合には、外国法人として扱われるため課税されないというメリットがあったが、外国合併親会社の規模を拡大することにより80%未満の要件を満たすという租税回避が生じた。その防止のため、新しい Regulation では、所有要件が「50%超」とされたのである。

このように、米国財務省は、インバージョンの第二波に対して、応急措置を講じて対抗を行ったのである。しかし、このような緊急的な対応で十分と言えるかどうかは、疑問が残る。今後、果たしてインバージョンを止められるのか、また、止められない場合に、どのような対応を行っていくのか、米国の動向には注目したい。

5 日本のコーポレート・インバージョン対策税制、過少資本税制及びタックス・ヘイブ ン税制

(1)日本のコーポレート・インバージョン対策税制

日本では、2007年5月1日から、会社法に合併の際の「対価の柔軟化」が導入されたことにより、いわゆる「三角合併」が可能となった¹¹¹。これにより、2007年度税制改正では、三角合併により内国法人の経済実態や株主構成を変えることなく、外国法人の子会社とすることが容易となることから、租税回避の手段に使用されないように、軽課税国の親法人が行った三角合併の適格性を否認し、その外国法人が留保した所得のうち、課税対象留保金額に相当する金額を、直前に株主であった内国法人の収益の額とみなして益金算入するコーポレート・インバージョン対策税制¹¹²が盛り込まれた。

組織再編の適格性の否認

内国法人が行う合併、分割又は株式交換（以下「合併等」という。）が特定グループ内合併等に該当する場合には、たとえ適格合併等の要件を満たす場合であっても非適格合併等と取り扱われる（租特68の2の3、租税特別措置法施行令（以下「租特令」）39の34の3）。

特定グループ内合併

次のすべての要件を満たすものが特定グループ内合併となる。

¹¹¹ 2007年より、吸収合併において、吸収合併消滅会社の株主が保有する株式と引き換えに取得する対価は、吸収合併存続会社の株式・持分に限らず、金銭その他の財産でもよい（会社法第749条1項2号）とされた。これを「対価の柔軟化」と呼んでいる（本章第1節参照）。この対価の柔軟化により、吸収合併において、親会社株式を合併対価とすることで、吸収合併消滅会社の株主が、当該親会社の株主となることが可能となった（いわゆる「三角合併」）。この三角合併を利用することにより、吸収合併において存続会社となる会社が、既に親会社の完全子会社である場合には、完全子会社のまま吸収合併存続会社となることができるようになった。この三角合併を利用した取引をクロス・ボーダーで行うことにより、日本の会社でもコーポレート・インバージョンが可能となったのである。

¹¹² このような制度のため、日本のコーポレート・インバージョン税制は、「軽課税国親法人三角合併の適格性否認」とも呼ばれている。この日本の税制は、2007年10月1日以降の取引に適用される。

① 被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式の50%超を直接又は間接に保有する関係があること¹¹³

② 合併法人の親法人が外国法人である三角合併を行っていること

③ 上記②の外国法人は、法人の所得に課税されていない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有すること、又は合併の日を含む事業年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度のいずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課税される租税の額がその所得の20%以下であったこと。

ただし、③に該当する外国法人であっても、次のすべての要件を満たす場合には、③の外国法人に含まれないこととなる（租特令39の34の3⑦）。

(i)株式若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供又は船舶若しくは航空機の貸付を主たる事業とする者でないこと。

(ii)その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定的施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

(iii)合併が行われる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前2日以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度において、その行う事業が、卸売業、銀行業等の特定業種とそれぞれの要件に該当する場合

特定グループ内合併から除かれる場合

特定グループ内合併の要件を満たしたとしても次のイ～ホのすべての要件に該当する場合は、特定グループ内合併から除かれることになる（租特令39の34の3①）。

特定グループ内合併に該当しない要件

イ 事業関連要件

被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人のその合併前

¹¹³ 同一の者によって2つの内国法人がそれぞれの発行済株式の50%超を直接又は間接に保有される関係がある場合は、①の関係に含める（租特令39の34の3⑩二）

に営む事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連すること

ロ 事業規模基準

合併法人が合併前に継続して営む事業に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、被合併法人が合併前に継続して営む事業に係るこれらの額の合計額のおおむね2分の1を下回るものでないこと

ハ 事業性要件

合併前の合併前に営む主たる事業が次のいずれにも該当しないこと

i 株式（出資を含む）又は債券の保有

ii 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む）又は著作権の提供

ニ 事業主体要件

合併法人が合併前に日本においてその事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工事その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

ホ 特定役員要件

合併前の特定役員（法人税法施行令（以下「法税令」）4の3④二）の過半数が次に掲げる者でないこと

i 被合併法人の役員（法人税法（以下「法税」）2一五）若しくは使用人を兼務している者又はその被合併法人の役員若しくは使用人であった者

ii 合併法人に係る外国親法人（法税2一二ハ）の役員若しくは使用人を兼務している者又はその外国親法人の役員若しくは使用人であった者

iii i 又は ii に掲げる者と特殊の関係にある者（法税令4①）

(2)日本の過少資本税制

次に、他の国際課税との整合性を検討するため、日本の過少資本税制を取り上げる。まず、日本で過少資本税制が導入された経緯について述べる。法人所得税の課税標準の計算において、支払利息は損金として所得控除されるが、配当は所得控除されないため、法人は株主から必要な資金を調達する際に、株主からの出資をなるべく少なくし、借入金を多くす

ることにより、法人税の負担を少なくすることができる。これが、過少資本の問題¹¹⁴である。これに対処するため、米国とドイツでは、税法の措置として、一定の場合に法人の株主からの借入を出資とみなし、支払利子を損金に算入できないこととしている。このような問題は、国際取引においても生ずる。外資系の法人は、外国の親会社から資金調達する際に、借入の形態を選択することにより、支払利子相当額を法人所得税の計算において損金算入し課税標準額を減少させることができる。その結果、外資系子会社の所在地国は、法人所得税収を失うこととなる。このような国際的租税回避に対処するため、日本をはじめ、先進諸国は、一定の要件のもとに一定の範囲で、自国の内国法人が外国の親会社に支払う借入金利子の所得控除を認めない、いわゆる過少資本税制を導入することとなったのである。

日本では、1992年の税制改正により、過少資本の問題に対処するため、国際取引に関して過少資本税制が導入された（租特66条の5）。そして、2006年度においては、重要な改正が行われた。この制度においては、日本の法人と自己株式を除く50%以上の出資その他の特別の関係にある非居住者または外国法人を「国外支配株主等」と呼び（同4項1号）、また内国法人に資金を提供する者及び当該資金の供与に関係のある者を「資金提供者等」と呼び（同2号）、日本の法人が国外支配株主等及び資金提供者等に負債（同4号）の利子等（同3号）を支払う場合において、各事業年度におけるこの両者に対する負債の平均残高（同5号）が、国外支配株主等の資本持分の3倍を超えている場合に、国外支配株主等及び資金提供者等に対して支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応する金額は、損金に算入しないこととしている。ただし、当該法人の総利付負債残高の平均残高が当該法人の自己資本の額の3倍相当額以下である場合はこの限りでない（同1項）。また、国外支配株主等が日本に恒久的施設を有するために、内国法人の支払う負債利子が日本の法人税の課税対象となっている場合の負債利子は、過少資本税制の適用対象から除外される（同4項4号括弧内）。

資金供与者とは、(1)国外支配株主が第三者を通じて内国法人に資金を供与したと認められる場合における当該第三者、(2)内国法人にかかる国外支配株主が第三者に対して債務の

¹¹⁴ 過少資本の問題については、金子[2011: 453]、羽床[2003: 107]、水野[1993:125]参照。

保証をすることにより、第三者が内国法人に対して資金を供与したと認められる場合における当該第三者、及び、(3)内国法人にかかる国外支配株主からその内国法人に貸し付けられた債券が、他の第三者に担保として提供され、債券現先取引¹¹⁵で譲渡され、または現金担保付債券貸借取引で貸し付けられたことにより、当該他の第三者が内国法人に対して資金を提供したと認められる場合における当該第三者及び他の第三者をいう（租特令 39 条の 13 第 13 号）。そして、資金提供者から供与を受けた資金にかかる負債の利子も 2006 年度改正により過少資本税制の適用対象となった。

2006 年度改正で、国外支配株主及び資金提供者に対する負債のうち、借入と貸付けの対応関係の明らかな債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引にかかる負債があるときには、(1)国外支配株主及び資金供与者に対する平均負債残高から債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引にかかる平均負債残高を控除して計算した平均負債残高、または、(2)当該事業年度の総負債にかかる平均負債残高から債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引にかかる負債の利子の額を控除した金額を国外支配株主及び資金供与者に支払う負債の利子の額とすることができることとされた。この場合の倍数は 3 倍でなく 2 倍とすることとされた（同 2 項）。

(3) 日本のタックス・ヘイブン税制

次に、日本のコーポレート・インバージョン対策税制よりも先に、租税回避を防止するために導入された、タックス・ヘイブン税制を検討する。タックス・ヘイブン税制は、日本法人が、タックス・ヘイブンにある子会社に留保した所得を、課税する税制であるが、その逆の、タックス・ヘイブンの法人が親会社となるケースには対応できないので、コーポレート・インバージョン対策税制が導入されたという関係がある。

日本の法人税法は、全世界所得主義を採用しているため、企業が海外に支店を設置して事業活動を行う場合には、海外支店の所得は日本の法人税の課税標準に含まれるが、海外に子会社を設置して事業活動を行う場合には、日本の親会社に配当されない限り、親会社の所得は法人税の課税標準には含まれない。その制度を利用して、多国籍企業は、タックス・

¹¹⁵ 債券現先取引とは、一定期間後に一定の価格で買い戻す、あるいは売り戻す条件で債券を売買する取引である。

ヘイブン国に子会社を設立し、その子会社を通して取引を行うことにより、全世界的な租税負担の軽減を図る傾向がある。例えば、日本企業が特許権を保有している場合に、特許権を直接海外の取引先と使用許諾させる契約を締結した場合、取引先から受け取る使用料は、日本の法人税の計算において益金として課税標準に含まれる。しかし、タックス・ヘイブン国の子会社に特許権を現物出資し、その子会社が海外の取引先と使用許諾契約を締結した場合には、当該使用料はタックス・ヘイブン子会社の課税標準に含まれることとなるので、日本親会社に配当されるまでは、日本の法人税は課税されないこととなる¹¹⁶。一般的に、タックス・ヘイブン国においては、弁護士事務所や大手5大会計事務所のサービスが充実しており、法人の設立が簡単に行える。また、タックス・ヘイブン子会社は、実質的な専任従業員や事務所を持たず、登記手続きのみで設立され、弁護士事務所の本棚に収まっているいわゆる「ブックシェルフ・カンパニー」であることも多く、親会社と海外取引先との導管(conduit)として用いられる傾向にある。

日本では、このようなタックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対処するために、1983年にタックス・ヘイブン税制を導入した(租特40条の4以下、66条の6以下)¹¹⁷。この税制は、発行済株式の10%以上¹¹⁸を直接・間接に保有する日本の居住者及び内国法人、及び、内国法人が有する外国関係会社¹¹⁹の直接、間接保有株式の当該外国関係会社の発行済株式が10%以上である同族株主グループに属する居住者及び内国法人を適用対象とされる(租特40条の4第1項1号、2項1号、66条の6第1項1号、2項1号)。さらに、外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国または地域においてその所得に対して課される法人税の実効税率(いわゆるトリガー税率)が20%以下¹²⁰であるものを特定外国子会社と呼ぶ(租特令25条の19第1項、39条の14第1項)。そして、その適用対象

¹¹⁶ なお、2009年度税制改正で、外国子会社の受取配当の益金不算入制度が設けられた。

¹¹⁷ タックス・ヘイブン税制に関しては、金子[2011: 456]、本庄[2009: 94]、中里[2004]、吉村[2008: 87]、一高[2009]参照。

¹¹⁸ 2010年度税制改正で、5%以上から10%以上へと株式保有割合が引き上げられた。

¹¹⁹ 内国法人が特殊関係非居住者と合わせて発行済株式の50%を超える株式を直接、間接に所有している内国法人をいう(租特66条の6第2項1号)。

¹²⁰ 2010年度税制改正で、トリガー税率が、25%から20%へと引き下げられた。

金額¹²¹のうち、日本の居住者または内国法人である株主の持ち株数に対応する課税対象金額をそれらの個人または法人の総収入金額ないし収益とみなして総収入金額ないし益金に算入して日本の所得税、法人税の課税対象とすることとしている（租特 40 条の 4 第 1 項、66 条の 6 第 1 項）。2009 年度改正までは、特定外国子会社が日本の非居住者および法人に支払った配当は、国際的二重課税を排除するために、適用対象留保金額の計算において控除されていた。支払った配当は、日本の居住者及び法人の所得として課税されていたからである。これに対して、2009 年度改正により、外国子会社からの受取配当の益金不算入制度が導入されたため、調整を行う必要がなくなり、特定外国子会社が支払う配当は、適用対象金額の計算において控除しないこととされた（租特 66 条の 6 第 1 項、2 項 2 号）。

この制度は、租税回避の防止を目的とするもので、特定外国子会社が事実上の事業活動を行っている場合にまで適用する必要はないので、適用除外要件が定められている。特定外国子会社が、本店または主たる事務所の所在するタックス・ヘイブン国において事業を行うのに必要な事務所、店舗その他の固定施設を持ち（実体基準）、かつその事業の管理、支配及び運営を自ら行っており（管理支配基準）、しかもその主たる事業が卸売業、銀行業等の一定の事業である場合には、各事業年度において関連者以外の者との取引がその収入金額の 50%を超えている場合（非関連者基準）、または各事業年度において行う主たる事業がそれ以外の場合にその事業を主として当該国で行っている場合（所在地国基準）は、この制度が適用されない（租特 40 条の 4 第 3 項、66 条の 6 第 3 項）。

(4)日本でのコーポレート・インバージョン対策税制、過少資本税制、タックス・ヘイブン対策税制の関係

日本での租税回避の防止を目的とする、コーポレート・インバージョン対策税制、過少資本税制、及び、タックス・ヘイブン対策税制を見てきたが、これらは相互に補完する関係にあると言える。まず、1983 年に、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対処するために、タックス・ヘイブン税制が導入された。そして、次に 1992 年に、過少資本の間

¹²¹ 適用対象金額とは、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得に金額につき、日本の法人税関係法令による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額である（租特 40 条の 4 第 2 項 2 号、租特令 25 条の 20、租特 66 条の 6 第 1 項、租特令 39 条の 15）。

題に対処するため、過少資本税制が導入された。そして最後に、2007年に、会社法の合併対価の柔軟化措置によりいわゆる「三角合併」が可能となったことにより、それが租税回避に利用されることを防止するために、コーポレート・インバージョン対策税制が導入されることとなった。これらの三つの国際課税に関する税制は、それぞれに規制する目的が異なるが、第2章及び第3章で見てきた移転価格税制と同様に、いずれも多国籍企業を対象とする税制で、相互に補完しあって租税回避の防止を達成するための税制であるといえる。したがって、次の小括で述べるように、税制の構築と執行に当たっては、相互に他の税制との整合性を重視する必要があると考える。

6 小 括

米国においては、1983年から2002年にかけて、第一波と呼ばれる、多くの多国籍企業のコーポレート・インバージョン取引が公表された¹²²。それに対抗して、コーポレート・インバージョン税制を導入し、いったんはその波が収まったにもかかわらず、2009年から2014年にかけて、税制のループホールをついて、いわゆる第二波が押し寄せてきており、米国財務省は、その対応に追われている。米国と日本のコーポレート・インバージョン対策税制を比較してみると、IRC § 7874のように、外国法人を内国法人として取り扱うというような規定は、日本には無いという点に違いが見られる。また、日本のコーポレート・インバージョン税制は、いわゆる「軽課税国親法人三角合併の適格性否認」と表現されるように、国内で保有される含み益を有する資産を外国に移転させる取引に対して、全て「通行料」を課すような制度ではなく、その中の一部の取引を、留保所得として、課税の対象とするに過ぎないという点も、米国とは異なる。その違いは、日本ではコーポレート・インバージョンの問題が顕著とならない段階で、会社法の組織再編の整備に伴って、コーポレート・インバージョン対策税制が導入されたという背景があるのではないかと思われる。そのため、日本のコーポレート・インバージョン対策税制よりも、米国のコーポレート・インバージョン対策税制の方が、課税対象が広く、様々な租税回避に対応できることとなっている。そのため、米国のようなIRC § 7874のような規定を、日本も導入すべきであるかという点、それは、少し状況が異なると考える。

その理由は、次の通りである。第5節で見てきたように、日本のコーポレート・インバージョン対策税制は、移転価格税制、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制などの他の国際課税に関する税制と同様に、多国籍企業を規制対象とする。しかし、それぞれの税制は、同じ多国籍企業を規制対象とするのであるが、相互に補完しあって、その異なる取引を規制している。例えば、コーポレート・インバージョン対策税制は、タックス・ヘイブンの法人が親会社となる取引を規制するのに対し、タックス・ヘイブン税制は、逆に、タックス・ヘイブンに子会社がある場合を規制対象としており、資本関係の形態により規制

¹²² Desai and Hines[2002:418-420]によれば、1983年にMcDermott社がパナマへ課税株式の移転から、2002年のStanley Tools社のバミューダへの課税株式移転まで24社の上場企業の移転が公表されている。

対象が異なる。また、移転価格税制は、多国籍企業のグループ会社間の財の輸出入、及びサービス等の貿易外取引を規制対象とする。さらに、過少資本税制は、海外から資金を調達する際に、出資によるか借入によるかという資金調達形態を規制対象とする。このように、これらの税制は、それぞれ多国籍企業に対する規制を行うという共通点を有するが、それぞれ規制対象の形態が異なり、それぞれ補完関係にあるので、相互に整合させる必要があると考える。そのため、米国のコーポレート・インバージョン対策税制のような、外国法人を内国法人と同様に扱うという規定を、日本がコーポレート・インバージョン対策税制に導入すると、日本の他の税制にはそのような取り扱いがないために、コーポレート・インバージョン対策税制だけが、他の税制との整合性が取れなくなり、執行の段階において混乱を招く原因となる恐れがあると考え¹²³。

日本では、欧米のように盛んなタックス・プランニングは、まだ行われていない状況にあるといわれている。今後、このようなタックス・プランニングによる租税回避が、日本でも表面化し、問題となった場合には、米国の様に外国法人を内国法人として取り扱う、というような規定を取り入れた税制の導入を、検討すべき時期が来るかもしれないが、まだ現在の段階では、米国の様な外国法人を内国法人として取り扱う規定を、日本のコーポレート・インバージョン税制に導入するのは、適切ではないと考える。さらに、OECD 諸国の法人税率がイギリス(1984)や米国(1986)等の大規模な税制改革による法人税率の減少に追随して、減少してきていることもあり、その流れのなかで、日本も平成 23 年度に法人税率を引き下げたという経緯もある。そのため、「強いフェンス」と呼ばれるように、資本輸出の中立性を阻害する規制として批判があるコーポレート・インバージョン税制を、現時点でさらに強化する必要もないのではないかと考えている。

しかし、今後、日本でもタックス・プランニングの文化が根付くようなことになれば、多国籍企業の資産を、タックス・ヘイブンなどの外国へと移転することによる租税回避は、大きな問題となっていくかも知れない。その時にこそ、米国での教訓を参考として制度設計の見直しを行うべきであろう。米国での IRC § 367 の導入は、インバージョンの第一

¹²³例えば、山崎[2007:84]は、タックス・ヘイブン税制における、軽課税国所在法人に対する管理支配地基準の導入について、「PE 課税やタックス・ヘイブン課税が機能することから、現時点では、そこまでの必要はない」として、他の国際課税制度との整合性を重視する考えを述べている。

波に対しては、一時的な効果があったが、国外で実質的な経済活動を行っている場合に対応していないというループホールについて、第二波がやってきた。現在、米国財務省は応急的な対応に追われているが、その後の動向を見守って、どのような税制上の対応が租税回避防止に効果的であったかを検討して、見極めたうえで、将来的に税制を我が国へ導入する際に参考にすべきだと考える。

第5章 租税裁定取引による租税回避

- 1 租税裁定取引の意義
- 2 米国における租税裁定取引の道具
- 3 米国におけるハイブリッド事業体を用いた租税裁定事例
- 4 米国における条約サンドウィッチの盛衰
- 5 OECD の新たな取組み
- 6 小 括

1 租税裁定取引の意義

国際課税の適用において重要性を増しているのは、グローバル化への対応である。国境を越えた、財・サービスの取引費用の減少により経済市場の統合が進み、経営管理やサービスを行う地理的場所の重要性が低下した。また、グローバル化は財・サービス市場だけでなく、金融市場でも起きている。このようなグローバル化に対応するため、各国の税務当局ができる限り多額の税収を獲得するために、最初に移転価格税制の導入が行われた。移転価格税制は、自国の企業が国外関連者との取引価格を恣意的に操作することにより、本来は国内に留保されるべき所得が、国外に流出することを防止するため、国外関連者の移転価格が独立企業間価格と異なる場合には、移転価格を独立企業間価格に修正して、所得を再計算し課税する制度である。第3章では、静学的な均衡分析に基づく最適移転価格と独立企業間価格との比較分析を行い、現実の取引で設定された移転価格と、様々な方法で算定した架空の移転価格である独立企業間価格が異なる場合には、関係者間で公正性に問題が生じ、紛争の原因となることを示した。次に、第4章では、日本法人が国際的な組織再編により、外国法人の子会社となる、コーポレート・インバージョンの事例を合法的な租税回避行為¹²⁴の一形態と捉えて、米国と日本のコーポレート・インバージョン対策税

¹²⁴ 租税回避行為とは、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理性がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的効果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあ

制を比較検討し、日本税制上に、米国の様な外国法人を内国法人と取扱う規定を導入するのは、時期早尚であると結論付けた。

しかし、現代のグローバル化の進展により、国際課税の問題は複雑化し、多国籍企業のみをその課税対象とする移転価格税制やコーポレート・インバージョン税制のみでは対応しきれなくなっている。本章においては、米国での制度を中心として、多様化する国際的な租税回避の問題として、「租税裁定取引」を取り上げる。二つの国が、同一の取引を異なる取引として分類する際に「租税裁定」の機会が生じる。「租税裁定取引」とは、二つの租税管轄の租税の税制及び取扱いの差異を利用して、納税者が二つの租税管轄から、同一の恩典を受ける取引をいう¹²⁵。そこで、租税回避行為の一形態である租税裁定取引について、米国で発達した、ハイブリッド事業体を利用した事例を取り上げて分析し、日本税制へのインプリケーションを探る。そして、米国で隆盛と衰退を繰り返した、条約サンドウィッチの事例を取り上げて、その原因と問題点を分析し、OECD の新たな条約への不適切な恩典付与の防止への取組みと合わせて、日本での今後の対応策と方向性を検討する。

るいは排除することをいう[金子 2011]。通常、租税回避は違法な脱税とは区別される。

¹²⁵ もともと「裁定取引(Arbitrage)」とは、金融用語で、異なる市場の価格の差を利用して利鞘を得る取引であり、鞘取り取引などとも言われる。

2 米国における租税裁定取引の道具

米国において、タックス・プランナーが租税裁定取引を行う際に利用する道具として最初に挙げられるのが、いわゆる「チェック・ザ・ボックス規則¹²⁶」である。租税裁定取引に頻繁に登場するハイブリッド事業体(Hybrid Entity)は、チェック・ザ・ボックス規則を利用して組成される。ハイブリッド事業体とは、ある事業体が一方の国で、課税上透明な事業体(transparent entity)¹²⁷として扱われる一方で、他方の国で法人課税を受ける当該事業体をいう。逆に、ある事業体が一方の国で法人課税を受け、他方の国で透明に扱われる場合を「逆ハイブリッド事業体」と呼んでいる。

チェック・ザ・ボックス規則は、その要件に合致する内国及び外国の両方の「適格事業体」に対して事業体選択を認める。原則として、いったん事業体選択が行われれば、引き続き5年間は継続する必要がある。しかし、新事業体設立による場合には、選択変更とは見なされず、設立時の選択から5年を経過していなくても事業体の選択変更ができる¹²⁸。事業体の構成員が単独であり、構成員課税を選択した場合にその事業体は、米国税制上、「無視される事業体(Disregarded Entity: DRE)¹²⁹」として取り扱われ、単独構成員が納税主体となる。

チェック・ザ・ボックス規則には要件が規定されており、まず連邦税法の適用において独立した事業体であることが要件とされる。つまり、単なる契約関係による事業体は、要件を満たさない。独立事業体の要件を満たした後、さらに米国内国歳入法の信託など特別な取扱を受ける事業体でないことが要件とされる。連邦税法においては、二人以上の構成員からなる事業体の場合には、事業体選択により法人課税又はパートナーシップ課税を受けることとなる。そして、単独構成員からなる事業体の場合には、法人課税、又は単独構

¹²⁶ Regulation §301.7701-1 から 4。

¹²⁷ 課税上、法人自体が課税主体とならず、その株主が直接に構成員課税を受ける場合、その法人のことを「透明な事業体 (transparent entity)」と呼んでいる。

¹²⁸ Regulation §301.7701-3(c)(1)(iv)

¹²⁹ 租税の適用において「無視される(disregarded)」とは、「個人事業主(sole proprietorship)、支店(branch)、または所有者の事業部(division)と同様に取り扱われる」ことをいう[Regulation §301.7701-2(a)]。

成員課税のどちらかを受けることとなる。しかし、当然法人(per se corporation)として列挙された事業体については、チェック・ザ・ボックスによる事業体選択を受けることはできない。例えば、米国で設立された当然法人である Inc.は、透明な事業体となることはできず、法人課税のみを受ける。同様に、日本の株式会社(K.K.)、英国の Public Limited Company(PLC)、ブラジルの Sociedade Anonima(SA)等も、透明な事業体となることができず、法人課税のみを受けることとなる¹³⁰。

選択を受けようとする適格事業体は、欠格条項¹³¹により区分される場合もある。例えば、二人以上の構成員が、法人格を持たない内国事業体を設立した場合には、パートナーシップに区分され、課税上透明な事業体として扱われる。外国の適格事業体は、有限責任か否かで区分される。外国の適格事業体が、二人以上の構成員を持ち、その全員が有限責任である場合には、欠格条項により法人と見なされる。有限責任の単独構成員事業体も法人と見なされる。外国の適格事業体が、二人以上の構成員を持ち、いずれかの構成員が無限責任である場合は、パートナーシップとされる。また、無限責任の単独構成員による外国の適格事業体は、無視される事業体(DRE)となる。米国におけるチェック・ザ・ボックス規則は、納税者に法人課税を受けるか構成員課税を受けるかという選択権を与えることにより、事業体分類の問題を単純化して、予測可能性を高めるというメリットがある一方で、ハイブリッド事業体を利用したタックス・スキームが、顕著に増加してしまったという弊害も引き起こした。次に、Doernberg[2012: 457-501]により紹介された、ハイブリッド事業体を用いた租税裁定の四つの事例を検討する。

¹³⁰ Regulation§301.7701-2

¹³¹ Regulation§301.7701-3(b)

3 米国におけるハイブリッド事業体を用いた租税裁定事例

(1)租税裁定事例①

XCorp は、X国に設立されたが実質的にY国で管理¹³²されているとする。XCorp は、X国において事業所得を有するが、恒久的施設は有していない。X国が、事業の管理を行う場所を基準として法人の居住地を決める管理支配地基準を採用し、Y国が、本店所在地を基準とする本店所在地基準を採用している場合には、XCorp の所得は課税を免れることとなる。XCorp は、X国側では管理支配地であるY国居住者として認定され、Y国側では、本店所在地であるX国居住者と認定されるからである。

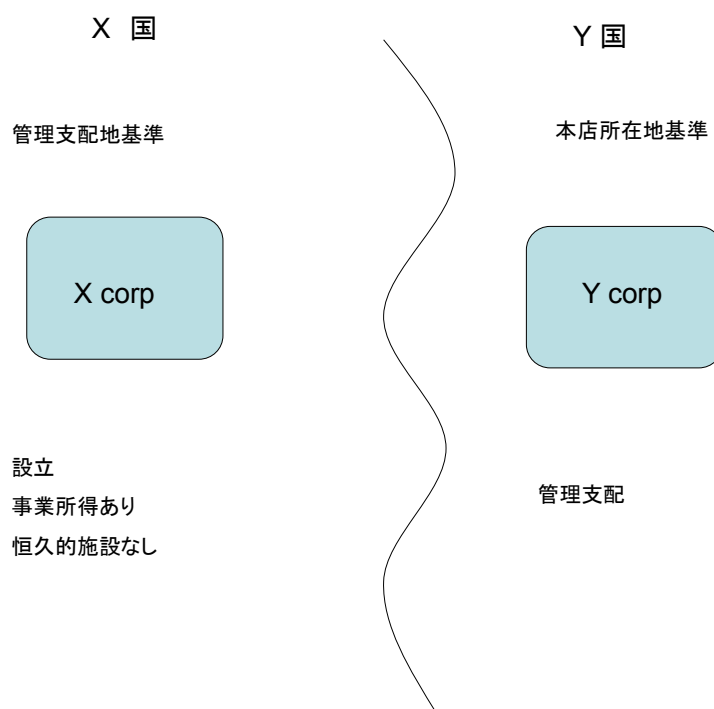


図 1 3 租税裁定事例①

¹³² 「管理」とは、事業の重要な意思決定及び指揮管理が行われることを意味する。

(2)租税裁定事例②

—逆ハイブリッド事業体を用いた事例—

USCo は、米国内国法人で、X国で事業活動を行う Forco の単一株主であるとする。Forco が稼得する所得は、非サブパート F 所得であるため、米国での CFC 規則による課税は受けないと仮定する¹³³。次に、USCo が X 国に、もう一つの事業体 Rev.Hyb. を設立したとする。Rev.Hyb. は、米国の税法では法人として扱われるが、X 国の税法ではパートナーシップとして扱われる。Rev.Hyb. は、Forco に対して貸付を行い、利子を受け取る。もし仮に、Rev.Hyb. の受取利子がサブパート F 所得に該当しない場合には¹³⁴、米国の税務当局は、CFC 規則による課税を行うことができない。一方、X 国は、利息の支払いが米国パートナーに対して行われたと見ている。そして、Forco は、支払利子を所得控除することができる。このように、受取側が課税を受けない一方で、支払側は所得控除できる取引を、タックス・プランニングにおいて「ダブル・ディップ」と呼んでいる。

¹³³ 米国内国歳入法では、10%以上の議決権を有する米国株主により、その 50%以上の持分が保有される被支配外国法人(controlled foreign corporation : CFC)の持分割合に応じて、当該法人の 10%以上の議決権を有する米国株主は、CFC のサブパート F 所得を申告所得に含めなければならない(IRC § 951-964)。この場合のサブパート F 所得(subpart F income)とは、①米国のリスクから生じた保険による所得②外国基地会社所得(foreign base company income)③国際ボイコットに属する国から生じた特定の所得、及び④特定の不法支出である(IRC § 952)。このうち、外国基地会社所得(foreign base company income)とは、利子、配当、賃貸料、使用料などの受動的所得(passive income)及び、特定の移動可能とみなされる能動的所得(active income)である。したがって、この租税裁定事例②の場合、Forco の受け取る所得が、能動的所得に区分されるような事業所得(例えば、売上、給与、賃金、手数料収入など)である場合には、非サブパート F 所得と認定され、米国の CFC 規則の適用を受けないこととなる。

¹³⁴ 実際は、この租税裁定事例②の場合、Rev.Hyb. が受取る利子所得は、前注で説明した受動的所得とみなされ、サブパート F 所得に含まれるであろう。したがって、このようなスキームを組成する場合は、金銭貸付取引ではなく、非サブパート F 所得に分類されるような取引を行うことが必要となる。

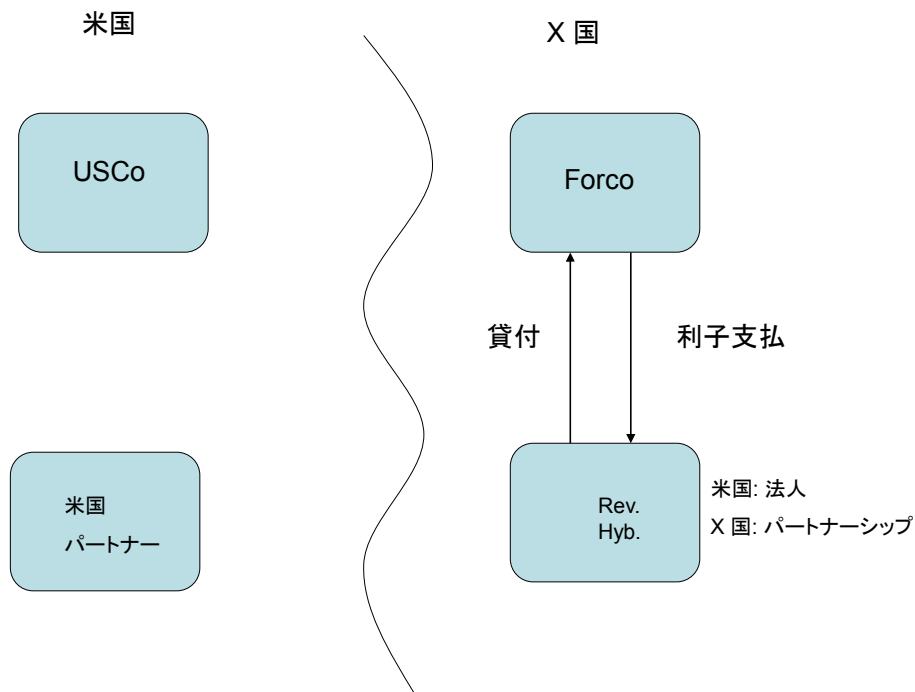


図14 租税裁定事例②

(3)租税裁定事例③

租税制度の差異をした租税裁定には、ハイブリッド事業体が用いられることが多い。ここでは、事業体の取扱いの差異による租税裁定の事例を検討する。

米国内国法人 USCo が、高税率国である X 国で設立され、事業を行う当然法人 Forco の単独株主であるとする。Forco は、当然法人であるために、米国において事業体分類の選択適用を受けることができず、米国と X 国の双方の税法において、法人として扱われるとする。Forco は、X 国に当然法人である Forco Sub を、低税率国である Y 国に、当然法人リストに該当しない SME Co を設立し、それぞれ、100%子会社として保有する。Forco sub は、当然法人であるため事業体分類選択の適用がなく、米国でも X 国でも法人課税を受ける。一方、SME Co は、当然法人リストに該当しないため、米国の課税において事業体分類選択を受けることができる。SME Co が、構成員課税を選択したとすると、米国の課税上「無視される事業体」となり、その株主である Forco に帰属することとなる。

米国では、SME Co と Forco を一つの事業体として取り扱うが、X 国と Y 国の側では、それぞれ別個の独立した事業体として取り扱うとする。この場合に、SME Co が Forco に貸付を行い、利子を受け取ることにより、租税裁定取引を作り出すことができる。Forco Sub は、高税率国である X 国において、支払利子を所得控除することができ、SME Co は、低税率国 Y 国で受取利子を、益金として申告する。米国では、Forco と SME Sub を一つの事業体として取り扱うので、Forco から Forco Sub への貸付取引と見る。Forco の受取利子が非サブパート F 所得であるため、直接の課税は生じない。このようにハイブリッド事業体を用いることでダブル・ディップの状態を創り出し、全世界での納税額を減らすことができることになる。

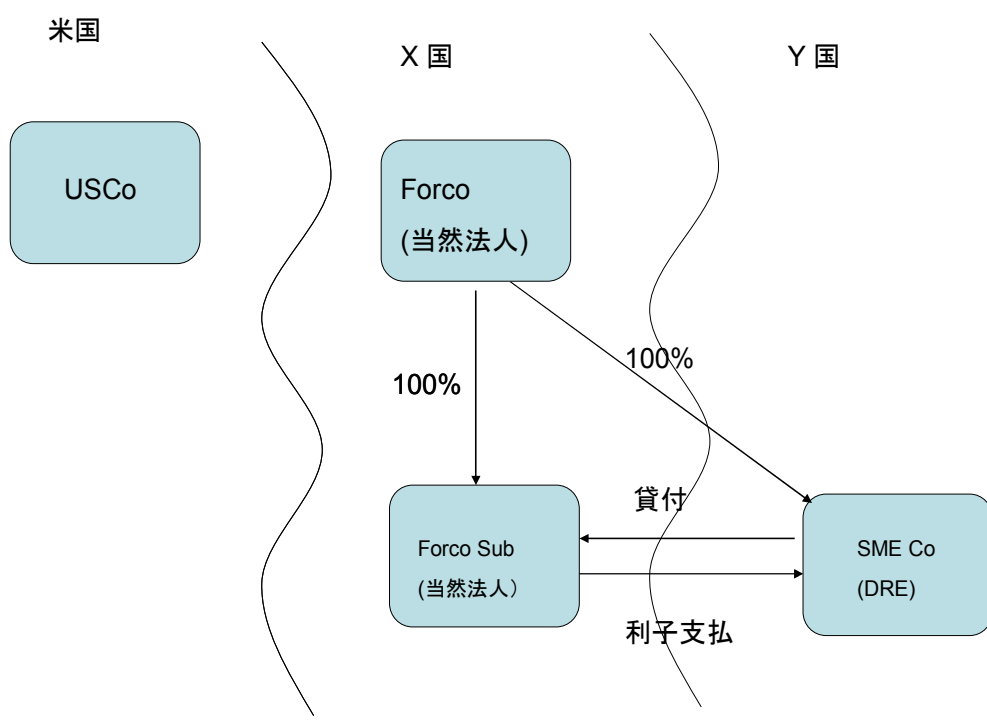


図 1 5 租税裁定事例③

(4)租税裁定事例④

外国ハイブリッド事業体を用いた租税裁定の事例を検討する。米国内国法人 USCo が、高税率国 X 国で事業を営む Opco の全株式を保有しているとする。次に、USCo が、X 国に

ハイブリッド事業体である For. Hyb. を設立し、Opco の全株式を売却し、対価として手形を取得する。当該株式の売却は、米国では、For. Hyb. が無視される事業体として取り扱われるため、無かったものとして取り扱われる。したがって、For. Hyb. から利子の支払いが行われたとしても課税上は認識しない。一方で、X国では、For. Hyb. は、独立した法人として取り扱われる。仮に、X国に連結納税制度があるとする、Opco の事業所得と For. Hyb. の支払利子を連結申告すれば、結果として、利子相当額の所得を所得控除できることとなる。この事例も「ダブル・ディップ」の一例である。

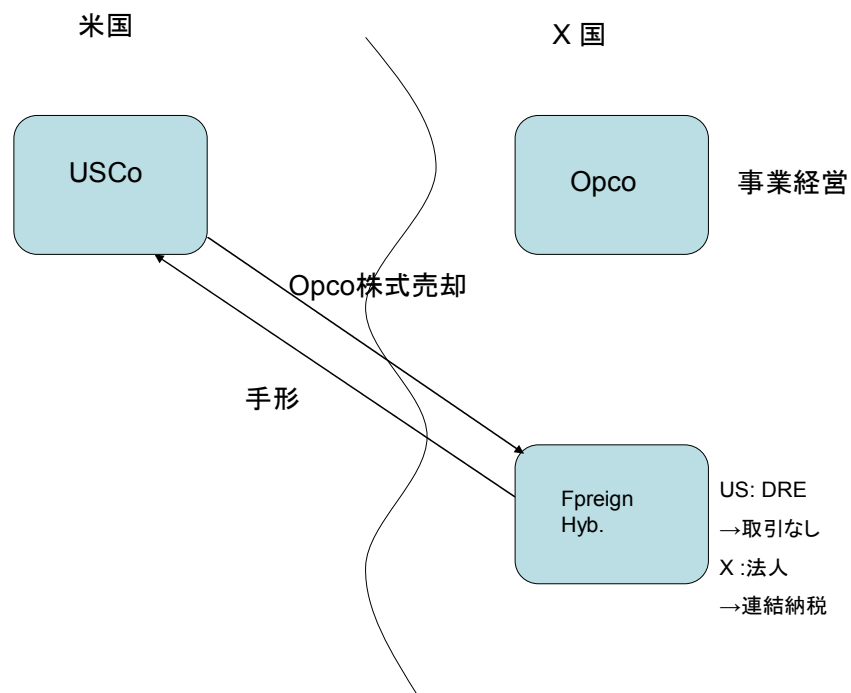


図 1 6 租税裁定事例④

(5) 租税裁定事例の分析と日本税制へのインプリケーション

ハイブリッド事業体を用いた、租税裁定の四つの事例については、共通点が見られる。一つ目の特徴としては、「ダブル・ディップ」つまり、受取り側では益金算入されないが支払い側で損金算入される状態が創出されることである。事例の②から④までは、典型的なダブル・ディップの事例であり、事例①についても、二国間の租税法上の本店所在地基準

と管理支配地基準との差異を利用して、両国で事業活動に課税さないという、ダブル・ディップに類似した状況を創出している。二つ目の共通点は、租税条約による受動的所得に対する免税条項の利用である。この二つの点について、日本へのインプリケーションを考えていく。

日本においては、日本版LLCである合同会社¹³⁵の導入時において、財務省の意見により米国のようなチェック・ザ・ボックス規則は導入されず、法人課税のみを行うこととされた。それにより、米国のようなハイブリッド事業体の問題は生じていない。しかし、今後、規制緩和の方向で、チェック・ザ・ボックス規則を導入するような機会があるとしたならば、米国の経験を参考とすべきであろう¹³⁶。つまり、米国では、十分な対応策を講じないままに、チェック・ザ・ボックス規則を導入してしまったために、それが租税裁定取引のための道具として用いられることとなってしまった。そのため、米国では、租税裁定取引による租税回避の問題は、今後の重要な課題となっている。この租税回避の問題は、米国単独では対応しきれないため、後の第5節で検討するように、OECDの新たな潮流の中で、国内法の個別改正と租税条約の改正を通じて、BEPS参加国が協力して取り組んでいく必要があるだろう。したがって、日本では、チェック・ザ・ボックス規則の導入を検討する際には、このようなOECDの新たな取組みも視野に入れ、十分な税制上の対策を講じたうえで、制度設計を図るべきであると考ええる。

また、租税条約の免税条項を利用した租税回避の問題については、今まで、日本の条約締結国にタックス・ヘイブンは含まれていなかったため、あまり問題は表面化してこなか

¹³⁵ 合同会社（会社法第576条4項）は、会社法における会社形態の一つであり、米国のLLC（Limited Liability Company）に倣って導入された会社である。合同会社は、全ての社員が有限責任であり、定款記載の出資の額までしか責任を負わない（会社法第580条2項）。また、会社の内部関係について定款自治が認められ、利益の配分を出資比率によらず定款で規定することができるなど、株式会社と比べて柔軟な経営構造となっている。税務上、米国のLLC（Limited Liability Company）は、内国歳入法のチェック・ザ・ボックス規則により、構成員課税（その構成員が直接個人課税を受けること）か法人課税かを選択できるが、日本の法人税法では、法人課税のみで構成員課税は選択できない。

¹³⁶ 本田[2006:114]は、「チェック・ザ・ボックス規則の制定後の10年間の米国の経験は、他の諸制度への影響への予防措置を講じずに、税制上大幅な選択制や裁量性を導入した場合、その後それを利用した租税回避に対して対抗措置を講じることは非常に困難であり、また、混乱を招くことではないか」と述べている。

った。しかし、平成 23 年 8 月 14 日には、軽課税国である香港特別行政区との租税条約が発効し、平成 24 年 1 月 1 日から適用が開始されている。今後は、日本でも引き続き軽税率国との租税条約が締結される傾向にあり、租税条約の免税条項を利用した租税回避への対応が重要となってくると考えるため、次節では、米国での条約サンドウィッチの事例の検討を行ない、我が国へのインプリケーションを探ることとする。

4 米国における条約サンドウィッチの盛衰

(1)米国における条約タックス・ヘイブンの起源

米国において、条約タックス・ヘイブン¹³⁷が生じた原因としては、第二次世界大戦後の植民地帝国主義の崩壊と、米国経済へ外国資本を呼び込もうとしたことが挙げられている。1950年代において、米国は、英国及びオランダから独立した元植民地との間で、租税条約を締結してきた。新興独立国の経済体系は、母国と大きく異なったが、租税条約の条件は、母国のものと基本的に同一であった。例えば、1955年に米国は欄領アンティル諸島と条約を締結したが、オランダの既存の条約とほぼ同一のものとなった。そして、その条約が30年以上にわたり、条約タックス・シェルターの中心的な役割を担うこととなった。

また、1950年代初めには、米国の貿易収支は継続的に赤字の状態にあった。また、国外での米ドルの累積残高が増加したこともあり、外国投資家は米国に対して再投資を行わなくなった。その結果、外国銀行に預金されたユーロ・ドルにより、ユーロ・ドル市場が発達した。その時に、ユーロ・ドル市場の利子率が、米国資本市場の利子率より低かったために、米国企業がユーロ・ドルによる資金調達を行うという現象が生じた。このような資金調達の障害となったのが、米国源泉利子に対する30%税率による源泉課税であった。1984年に米国源泉ポートフォリオ利子の免税（§ 871(h) § 881(c)）が導入されるまで、非居住者に対して利子の支払いを行う者は、租税条約による減免がなければ、30%の一律税率を課されていた。このように、30%税率課税は、米国企業がユーロ・ドル市場から借入による資金調達をする際に大きな障害となっていた。

(2)欄領アンティル諸島金融会社の利用

1950年代においては、タックス・プランナーによって、ユーロ・ドル借入れを欄

¹³⁷ 一般的に、租税の避難地を「タックス・ヘイブン」と呼んでいる。「タックス・ヘイブン」の厳格な定義は後述するように多義であるが、「条約タックス・ヘイブン」とは、租税条約に免税条項が存在し、実効的な情報交換規定がないなどの理由で租税条約を利用することにより租税の避難を行うことができる国を言う。

領アンティル諸島と結びつけることによって、米国の一律源泉課税を消去することが考案された¹³⁸。その方法は、欄領アンティル諸島を、「バック・トゥ・バック¹³⁹」と言われる借入の仲介者として利用するものであった。

外国投資家が保有するドルを借り入れようとする米国企業は、まず、欄領アンティル諸島で登記されたファイナンス子会社を設立する。そのアンティルの子会社は、ユーロ・ドルの集まるルクセンブルグやジェノバといった金融センターで、ドル建ての無記名社債を発行する。次に、アンティル子会社から米国親会社に対して、その最初の融資と、反対の再融資を、ほとんど同一の利子率と満期で設定して行う。米国親会社がアンティル子会社の社債を、最終貸付人に保証することにより、米国親会社は第二回目の融資に責任を負うこととなる。

欄領アンティル諸島と米国との租税条約は、米国借主からアンティル法人への借入金利子の支払いに対する源泉徴収課税を免税とする。欄領アンティル側でも、アンティル法人から、外国の非居住者に支払われた利子の源泉徴収を免税としていた。したがって、この仕組みの中では、どの時点でも利子に対する源泉徴収は生じない。このようにして、世界中の米国への貸主は、アンティル条約により、アンティル金融会社を経由することによって、米国の源泉税をゼロとすることができた。この仕組みの中で、欄領アンティル政府が行うのは、金融会社の法人設立の登記を許可するだけである。米国の借主も、外国貸主も、欄領アンティルに何ら経済的な実体も関連も有していない。これらの当事者は、第三国から、米国へと貸付けられた利子の支払いに対する源泉課税を防ぐために、欄領アンティル条約を利用したのである。当時、欄領アンティル条約が、米国の借主と、世界中の貸主との間の、利子の源泉課税を事実上無効にする、条約漁りに利用されることはよく知られており、バック・トゥ・バック貸付により、金融会社をはさんだ様子から、条約サンドウィッチと呼ばれていた。それは、米国財務省が、対抗策として欄領アンティル条約を停止するまで繁栄することとなった。

¹³⁸ 欄領アンティル諸島金融会社を用いたスキームについては、Isenberg[2010: 260]参照。

¹³⁹ 「バック・トゥ・バック」取引とは、同条件での反対取引（例えば貸付取引なら借入取引）を行うことをいう。

(3)米国における条約サンドウィッチの発達

どのような国をタックス・ヘイブンと呼ぶかについては、OECD 等で議論されていることである¹⁴⁰が、必ずしも所得税が課されないか、名目的な税率であることが必要条件とはいえない。欄領アンティルは、アンティル居住の法人に対して、約 30%の法人所得税を課している。アンティルを条約サンドウィッチにおいて、タックス・ヘイブンとしたのは、米国との租税条約によるアンティル居住法人により、外国の者に支払われた利子の免税条項である。米国の借主から、アンティル居住法人に支払われた利子は、米国アンティル条約の適用を受ける。そして同時に、アンティル居住法人では、その支払利子を所得控除できる。したがって、バック・トゥ・バック貸付取引による受取利子と、支払利子のわずかな差額のみに対して、欄領アンティルの法人課税が適用される。その受取利子と支払利子の利率を同じにすれば、アンティル居住法人の課税所得をゼロにすることができるが、その場合には、アンティル課税当局により、利子受取総額の課税が行われるかもしれないというリスクが生じる。それを未然に防止するには、アンティル居住法人の受取利子と、支払利子の利鞘を設定することによって、その活動による課税利潤を作り出す必要がある。例えば、アンティル居住法人が、米国貸主に対して、ユーロ・ドル社債 5%の利子を支払うとすれば、米国借り主から 5.25%の利子を受け取る。利ざやの 0.25%の差し引き受取利子額が、アンティルでの課税所得となる。この税金は、タックス・プランナーの間では、欄領アンティルの「通行料」と呼ばれていた。欄領アンティルの租税条約を利用することにより便益を受け、アンティル財務省に支払う税金だからである。

しかし、このような条約サンドウィッチには、欄領アンティルとの人為的な関係しか存在しない場合には、米国内国歳入庁(IRS)により、経済的実質を欠いた純粋な導管取引 (conduit transaction)として、アンティル居住法人の法人格を否認される危険もある。その場合は、ユーロ・ドル所有者から米国借主への直接取引と認定され、30%の一律源泉課

¹⁴⁰ OECD は、1998 年レポートにおいて「タックス・ヘイブン」の定義を次の 4 項目に指定した。[OECD: 1998]

- ①実効税率がゼロあるいは名目的である。
- ②実効性のある情報交換が欠如している。
- ③税制、税務行政における透明性が欠如している。
- ④実質的な経済活動がない。

なお、OECD のタックス・ヘイブンに対する取組みについては、原田[2013: 301]参照。

税が行われることとなる。

(4) Aiken Industries v. Commissioner 事件における「事業目的」原理の支持

Aiken 事件¹⁴¹においては、当初、バハマ法人が米国法人及びエクアドル法人の全株式を保有していた。バハマ法人は、米国法人に約束手形による融資を行い、元本と利子の授受を行っていた。その一年後、エクアドル子会社がホンジュラスに100%子会社を設立した。そのホンジュラス子会社は、バハマ法人から米国子会社の約束手形を自らの9分割された一覧払約束手形と引き替えに取得した。その一覧払い約束手形は、米国法人の約束手形と同じ利率で元本が9等分されたものである。その結果として、貸付金利子は、まず米国法人からホンジュラス法人に支払われ、同法人から同じ利率でバハマ法人に支払われることとなる。当時は、米国とホンジュラスの租税条約が発効しており、源泉地国での利子の支払いの源泉徴収が免税とされていた。

そこで、IRS は、ホンジュラス条約での恩典を否認した。IRS は、租税の適用においてホンジュラス法人の存在自体を、実体がないものとして否認し、米国法人からバハマ法人に直接支払われたものとみなして、源泉徴収課税を行った。しかし、租税裁判所はホンジュラス法人が明らかに実在する法人であるとして、その存在の否認は認めなかった。ただし、Aiken 判決においては、租税裁判所がホンジュラス法人の存在を認めたにも関わらず、納税者が敗訴した。租税裁判所は、表面上、ホンジュラス法人が受け取った利子は、所有権と支配権の観点からバック・トゥ・バックで、直接にバハマ法人に支払われるものであるため、同法人の受け取った利子ではなく、真の受益者はバハマ法人であると判示した。これは、Gregory v. Helvering 判決¹⁴²により生じた、租税の適用において事業の遂行上の経済目的が租税の軽減以外に認められない場合には、その効果を表面的なものとして否認するという「事業目的」原理を支持したものであった。

(5) Aiken スキームと 欄領アンティル金融会社との相違

1984 年税制改革により、米国源泉のポートフォリオ利子で、非居住者に支払われるもの

¹⁴¹ Aiken Industries, Inc. v. Commissioner, 56 T.C.925(1971),acq.,1972-2 Cum.Bull.1

¹⁴² Gregory v. Helvering, 69 F.2nd 809(2nd Cir.1934)

は免税とされた。1970年代から1980年代にかけて、米国の資本市場には、欄領アンティール金融会社を窓口として、多額のユーロ・ドルが外国から流入してきた。しかし、IRSは、欄領アンティール金融会社のスキームに対して、Aiken判決を発動した否認は行なっていない。Aikenスキームと欄領アンティール金融会社スキームは、その構造はほとんど同じであるにもかかわらず、その間には決定的な相違があった。Aikenスキームにおいては、バック・トゥ・バック取引を行ったホンジュラス会社に、利益は全く生じなかったが、欄領アンティール金融会社にはわずかの利益、すなわち「通行料」が発生していた。そのため、IRSは、Aikenの判決の考え方を利用することが、できなかったものと考えられる。1970年代には、欄領アンティールを通じて米国に流入する資金は、5千億ドルに達したともいわれており、「通行料」は欄領アンティール経済の大きな収入となった。1984年改革法により、米国ポートフォリオ利子が免税となってからは、ヨーロッパから直接借入を行っても、源泉徴収が行われなくなったために、多くの米国の資金調達者は、欄領アンティールを窓口とする必要がなくなった。しかし、それでもなお、条約サンドウィッチが消滅したわけではなかった。なぜならば、すべての米国ポートフォリオ利子が、免税となったわけではなかったからである。特に、借入事業体の10%株主は免税条項から除かれていた。

(6)バミューダ・サンドウィッチからダッチ・サンドウィッチへの流れ

米国と欄領アンティールの租税条約は、1988年に停止することとなるが、それまで欄領アンティール金融会社は、非居住外国人の米国投資の源泉課税を、回避するための用具として利用された。特に、非居住外国人が米国で事業を行う際に、タックス・ヘイブンのバミューダを間に挟んだスキームがよく用いられ、「バミューダ・サンドウィッチ」と呼ばれた。Isenberg[2010:269]により次のスキームが紹介されている。

第3国の居住者であるA氏が\$2Mを借り入れる。次に、バミューダに\$2M全額を株式出資し法人を設立する。バミューダ法人は、\$0.5Mを株式出資して、欄領アンティールに子会社を設立し、同社に残りの\$1.5M(利率5%)を貸し付ける。さらに、欄領アンティール法人が、米国事業法人に\$0.5Mを株式出資して、その子会社を設立する。そして、少額のスプレッドをとって、同社に残りの\$1.5M(5.5%)を貸し付ける。それによって、欄領アンティール法人には、元本の0.5%相当額(\$7,500)の「通行料」が生じることとなる。しかし、

この「バミューダ・サンドウィッチ」により、例えば、米国事業法人に米国事業収入\$100,000が生じたとしても、利子\$82,500を控除することにより、課税所得は\$17,500にまで圧縮されることとなる。A氏が高税率国に居住していたとしても、バミューダ法人が配当を行わない限り利益は繰り延べられることとなる¹⁴³。

1994年までの間は、米国とオランダの条約が機能していたため、オランダと欄領アンティルをサンドウィッチしたスキームが、米国内への投資によく用いられた。これらの構造は、オランダの事業体をそれぞれ二つ挟んでいることから「ダッチ・サンドウィッチ」[Isenberg2010:273]と呼ばれた。米国事業会社からオランダ法人への利子支払は、米国オランダ条約により免税となり、オランダ法人から欄領アンティル法人への利子支払いは、オランダ欄領アンティル条約により免税となるため、この構造は、1980年代半ばから1994年まで最も有効な条約サンドウィッチといわれた。

そして、1994年の米国オランダ条約廃止後も、条約サンドウィッチは、終焉をむかえなかった。2001年に、米国が、ルクセンブルグと特典条項を有する新条約を発行するまでは、オランダ法人の代わりにルクセンブルグ法人¹⁴⁴が用いられた。この最後の条約サンドウィッチは、「ルクセンブルグ・サンドウィッチ」[Isenberg2010:274]と呼ばれた。

(7)ルクセンブルグ・サンドウィッチの隆盛と終焉

1993年法により、条約サンドウィッチへの対抗策として、米国内国歳入法（IRC）§7701(1)「導管取引に関する規則」が導入された。IRC §7701(1)によれば、「内国歳入庁長官は、全ての複数当事者間融資が、導管取引による租税回避のためのものと認められる場合には、二者以上の間の直接融資として取扱うことができる。」とされた。この規則により、バック・トゥ・バック取引による条約サンドウィッチを用いた納税者と、内国歳入庁との立場は逆転した。

IRC §7701(1)「導管規則」は、バック・トゥ・バック取引を用いた、条約サンドウィッ

¹⁴³ このように高税率国の課税を繰り延べるためにまだ課税されていない所得を留保する事業体は、外国基地法人として知られる。

¹⁴⁴ ルクセンブルグは、欄領アンティルとの間に利子所得免税の租税条約を締結している。

チには有効だったため、条約サンドウィッチに対して効果がありそうだと考えられていたが、実際には、そうはならなかった。導管規則の導入以降は、バック・トゥ・バック取引とは関係のない、次のようなルクセンブルグ・サンドウィッチがはびこることとなった。

図 17 に示したルクセンブルグ・サンドウィッチは、米国ルクセンブルグ租税条約の規定と、ルクセンブルグ及びスイスの国内法の取扱いの差異を利用して組成される。ルクセンブルグ国内法は、その内国法人の外国支店による、金融取引から生じた所得に課税しない。一方で、スイス国内法でも、ルクセンブルグ法人のスイス支店による、金融取引から生じた所得には課税しない。IRC § 7701(1)の適用を避けるため、米国法人 USCo の株主が、ルクセンブルグ法人 LUXCo を設立し、そのスイス支店を開設する。LUXCo のスイス支店から USCo に融資を行い、USCo が LUXCo に対して利子を支払う。その際の支払利子には、米国ルクセンブルグ租税条約により源泉徴収は免税となる。USCo は、利子を損金算入することで、課税所得を少なくする一方で、利子の受取者である LUXCo のスイス支店では、ルクセンブルグでもスイスでも課税を受けないこととなる。

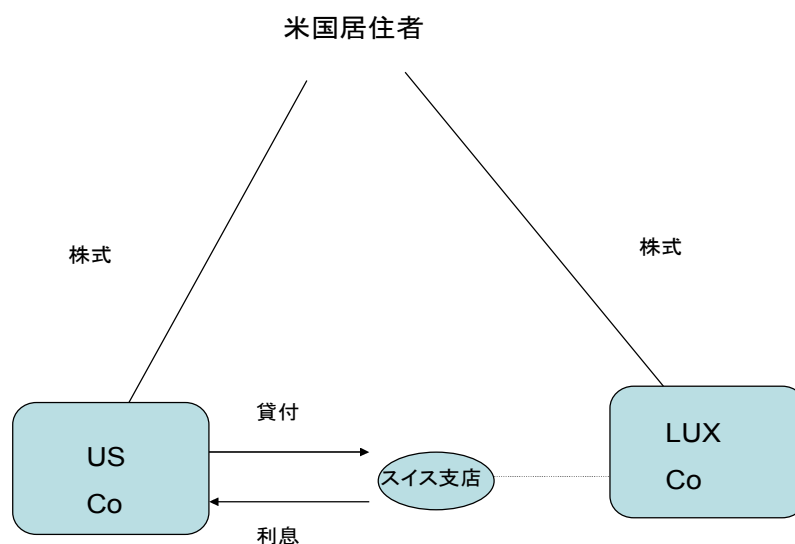


図 17 ルクセンブルグ・サンドウィッチ

しかしながら、このような手の込んだ条約サンドウィッチも終焉を迎えることとなる。米国は、2001年にルクセンブルグとの条約を新しく改正した。その新条約は、条約の特典が適用される適格居住者の要件を満たす個人や、上場企業等の適格居住者の要件を満たさない限り条約全体の適用を否定する、「特典条項(Limitation of Benefit: LOB)¹⁴⁵」の規定を含んでいた。その後米国は、2008年アイスランド、2009年ハンガリー、2010年ポーランドと、条約サンドウィッチに使用される締約国との条約に、次々と特典条項を導入していくこととなる¹⁴⁶。日本でも、2008年に日米租税条約で初めて特典条項が導入された。

本節では、米国での条約サンドウィッチの発達とその衰退を見てきたが、それは、タックス・プランナーがループホールを見つけ、その穴をIRSが塞ぐという対応が、際限なく繰り返される状況にあったと見る事が出来る。国際課税における租税回避の防止は、一国のみでは、とうてい達成することが出来ず、このような繰り返が行われることとなってしまったと考えられる。そのため、各国と協調して租税回避の防止を図っていく必要がある。その流れの中で、米国において、最後の条約サンドウィッチとなった、ルクセンブルグ・サンドウィッチを終焉へと追い込んだのは、租税条約に特典条項(LOB)を盛り込んだことであることは、着目すべきであり、今後、日本でも参考となると考える。

さらに、この米国での教訓を参考として、今後は、国際協調の一環として、現行の租税条約を改良し、租税回避防止に有効な条約を開発しようという取組みが、OECD租税委員会により進行中である。次節では、このようなOECD租税委員会の新たな取組みである、租税条約における不適切な恩典の付与を防止するという動きを取り上げ、検討していくこととする。

¹⁴⁵ 特典条項については、中山[2006]参照。

¹⁴⁶ Isenberg[2010]の280頁に米国が条約サンドウィッチに対抗していくために、次々と特典条項を導入していく歴史が記述されている。

5 OECD の新たな取組み

(1) 不適切な条約特典の付与防止

2013年にOECD及びG20は、共同してBEPS対抗のために15の行動計画を採択した。OECD租税委員会の基本的なスタンスとしては、租税条約による国際間の共通のルール作りを通じて、二重課税の防止に取り組んで行こうとするものであり、BEPS行動計画への取組みもその一環として行われている。OECD租税委員会は、そのBEPS行動計画の目的として、「利潤は、価値が創造(value is created)され、経済活動(economic activities)が行われた場所で課税される[OECD2014b:3]」ことを基準に国際課税のルール作りを行っていくことを確認している。また、BEPSは、参加国にとって重要な問題として、タイムリーに行われることが求められており、各行動計画については、最終期限が2015年12月までとされている。OECD租税委員会は、OECD及びG20の44か国とともに、2014年に期限とされる行動計画の報告書『不適切な状況における条約特典の付与防止 (Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances)』[OECD2014b]を新たに公表した。これは、行動6の一つであり、期限通り2014年9月16日に公表された¹⁴⁷。

BEPS行動計画における行動6は、租税条約の濫用、特に「条約漁り(treaty shopping)」を税源浸食の主要な原因と位置付けており、その防止を第一の目的として、次の3項目の改善点を設定している¹⁴⁸。

- ① 不適切な状況において、条約特典を付与することを防止するため、モデル租税条約の策定と国内法の改正勧告の両面から整備を行う。
- ② 租税条約の目的が、二重非課税(double non-taxation)を生じさせるものでないことを明確にする。
- ③ 一般論として、ある国が、他国との租税条約締結の際にどのような租税政策を考慮すべきかを明確にする。

上記①の目的のために、次の二つの勧告がなされている。一つ目は、①租税条約それ自

¹⁴⁷ 各行動計画の期限と期待される成果物及びその内容については、第1章を参照。

¹⁴⁸ OECD[2014b:9]参照。

体から付与された制限に抜け道を見つける方法についての勧告であり、二つ目は、⑥租税条約を利用して付与された国内法の制限に抜け道を見つける方法についての勧告である。

上記④の場合には、租税条約固有の問題であり、米国や EU 加盟国を中心として、特典条項 (LOB) により条約適用により恩典を受けられる者を制限するなどの条約濫用の防止規定を租税条約の中に規定することで今まで対応を行ってきた。しかし、⑥の場合には、租税条約だけでなく、国内法の制限を利用するため、国内法の濫用防止規定も用意する必要があるという点が異なる。以下、それぞれの内容を概観する。

④租税条約それ自体から付与された制限に抜け道を見つける方法への対処

この新たな租税条約の濫用規定は、本来であれば条約締結先国の居住者ではない納税者が、当該租税条約の恩典を受けるためだけに条約締結国の居住者になりすます、いわゆる「条約漁り (treaty shopping)」に対抗することを内容としている。

この報告書は、三つの方法での条約漁りへの対抗策を勧告している¹⁴⁹。

(i) 租税条約の名称及び前文に濫用防止目的を明言すること

租税条約締結に際して、名称及び前文に条約漁りを通じて二重非課税や租税回避を行うことを防止する目的により締結されたものであることを明示する。

(ii) 特典条項 (LOB) の拡充

今までは、米国や EU 加盟国を中心に租税条約に特典条項 (LOB) が取り込まれてきたが、それを拡充することにより、真に特典を受けることのできる資格のある者のみが租税条約の特典を受けることができるようにする。多くの国が特典条項 (LOB) を租税条約に導入することにより、条約漁りの機会は減少すると考えられる。

(iii) 主要目的基準 (PPT) の導入

¹⁴⁹ OECD[2014b:11]参照。

条約濫用の場合に特典条項（LOB）の規定が適用されないような場合に¹⁵⁰、主要目的基準(principal purpose test: PPT)といわれる、新たな基準を導入する¹⁵¹。この主要目的基準（PPT）とは、租税条約の目的に従った状況においてのみ恩典が付与され、不適切な事実と状況の下では、恩典が与えられないという基準である¹⁵²。

⑥租税条約を利用して付与された国内法の制限に抜け道を見つける方法への対処

租税条約を利用して国内法の制限に抜け道を見つめる方法に対応する場合には、租税条約を改正するのみでは不十分であり、国内法への条約濫用防止規定の導入が必要である。

この報告書の 2 番目の目的は、租税条約の目的が、二重非課税(double non-taxation)を生じさせるものでないことを明確にすることである。このことにより、租税条約の解釈及び適用において、条約漁りなどの租税回避による二重非課税を排除しようとするものである。

そして、この報告書の 3 番目の目的は、租税条約締結の際にどのような租税政策を考慮すべきかを明確にすることである。この目的は、低税率あるいはタックス・ヘイブン国との租税条約を締結すべきか否か、あるいは、既に締結された租税条約を改正するか停止させるかといった租税政策に関連するものであり、意思決定に役立てるものである¹⁵³。

(2)ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認

さらに、OECD 租税委員会は、BEPS 行動計画 2 に従い、2014 年 9 月 16 日に『ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認(Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements)』[OECD 2014a]を公表した。ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントとは、「二つ以上の租税管轄の法の下での、事業体又は機関の税法の取扱いの差

¹⁵⁰ 本章の *Aiken Industries v. Commissioner* スキームの場合のように、いわゆる「通行料」を支払った場合には、多くの場合、特典条項（LOB）における導管規定（いわゆる導管（conduit）のようにある取引をそのまま別の租税条約締約国にすりかえる取引を、あたかもそれが行われなかったように本来の取引に引き直して租税条約の恩典を与えない規定）が適用されない。

¹⁵¹ OECD[2014b:11]参照。

¹⁵² OECD[2014b:12]参照。

¹⁵³ OECD[2014b:15]参照。

異を利用して、積極的な租税負担額の軽減の効果をもたらす、不適切な組合せ(mismatch)を作出するための取り決め (arrangement) [OECD 2014a: 29]と定義される。また、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントは、長期の課税の延期(long-term tax deferral)を含む二重非課税 (double non-taxation) を達成するために用いられるものであり、世界全体の国々の課税標準を減少させるが、個々の国ごとの租税収入の損失の決定が困難なものである¹⁵⁴。そうすると、本章で今まで取扱ってきた租税裁定取引が主に「二つの」租税管轄の租税の差異を利用した取引であるのに対し、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントは、二つ以上のグローバルな取り決めであるからより広い意味で用いられていると考えられる。しかし、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントは、租税裁定取引と同様の問題を対象としているといえる。そこで、次に、OECD [2014a]の勧告の内容を検討する。

OECD [2014a]は、2部で構成されている。第1部は、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の否認のための国内法の改正勧告を行っている。第2部は、ハイブリッド事業体などの透明な事業体に対処するための OECD モデル租税条約の改正、及び、第1部の国内法の改正勧告と OECD モデル租税条約との規定の関係について勧告している¹⁵⁵。

OECD [2014a]の第1部では、最初に、国内および国境を超えた租税を整合させるための国内法の個別改正を勧告しており、その内容は次の4項目である¹⁵⁶。

- ① 金融商品による損金可能な支払が生じた場合に、経済的二重課税を排除するために配当免税とすることを適用除外とする。
- ② 源泉徴収された租税の税額控除を二重に行うための、ハイブリッドな譲渡を防止する他の措置を導入する。
- ③ ハイブリッド事業体の所得を投資家の租税管轄で課税されるように、CFC 税制及び外国投資税制を改善すること、そして、外国投資家に投資を促進させ、税務当局に税制適用を容易にさせるため、仲介者に対する情報申告を義務付ける。
- ④ 被支配グループの構成員であるリバース・ハイブリッド事業体の、課税上の透明性を制

¹⁵⁴ OECD [2014a: 11]参照。

¹⁵⁵ OECD [2014a: 11]参照。

¹⁵⁶ OECD [2014a: 13]参照。

限する規定を設ける。

次に、OECD [2014a]は、引き続き第1部で、「ハイブリッド・ミスマッチ規定(Hybrid Mismatch Rule)」と呼ばれる、ある租税管轄の租税の結果と他の租税管轄の結果との調整を行う規定を、国内法に設けることを勧告している。具体的には次の3つである¹⁵⁷。

- ① 他の国で損金算入可能な支払に対して、損金算入を認めない。
- ② 支払者側で損金算入可能な支払に対して、免税あるいは非課税とすることを認めない
- ③ 受領者側で事業所得に算入されず、CFC 税制でも課税されない所得について、支払者側の損金算入を認めない。

ただし、OECD [2014a]では、過度に広範囲なハイブリッド・ミスマッチ規則を設けることは、税務当局にとって適用及び執行が、困難となることを指摘している。そのために、個々のハイブリッド・ミスマッチ規則は、個別の定義された範囲に適用されるものとし、目標達成と執行可能性との、全体的なバランスにより規定されるべきであるとしている¹⁵⁸。

次に、OECD [2014a]は、第2部で、次の3項目の問題を取り扱っている¹⁵⁹。

- ① 二重居住事業体(dual-resident entity)¹⁶⁰に関する問題
- ② 透明な事業体(transparent entity)に関する問題
- ③ 第1部の勧告とOECDモデル租税条約との相互作用に関する問題

上記の①は、二重居住事業体が不適切な租税条約の恩典を受けるために利用されないために、OECDモデル租税条約の改正を明言した行動2（ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認）に基づく問題提起である。行動6（租税条約濫用の防止）によるOECDモデル租税条約の改正は、二重居住事業体による税源浸食、及び利潤移転の全ての問題に対処するものではないので、租税回避戦略に対する解決策を国内法改正に見出さな

¹⁵⁷ OECD [2014a: 14]参照。

¹⁵⁸ OECD[2014a: 16]参照。

¹⁵⁹ OECD[2014a: 18]参照。

¹⁶⁰ 二つの租税管轄の居住者となる事業体をいう。一方で、個人の場合には、二重居住者という。主に、二重居住者が問題となるのは、多国籍企業に勤務する海外勤務者や外国企業から派遣されたエキスパツの場合であり、これらは国内と海外とに居住地をもつ個人がどちらの国の居住者とみるかという問題である。しかし、二重居住事業体は、不適切な租税条約の恩典を受けるために創出された場合が多いという問題がある。

ければならないと問題を提起している¹⁶¹。

上記②は、透明な事業体(transparent entity)に関する問題である。1999年にOECDにより公表された『OECDモデル租税条約のパートナーシップに対する適用に関する報告書』[OECD 1999]では、パートナーシップの租税の取扱いに不適切な組合せが生じる状況など、条約規定をパートナーシップに適用する際の広範囲な分析が行われている。しかし、OECD [1999]は、パートナーシップ以外の事業体に対する条約規定の適用については、明言していなかった。この問題に対処するため、OECD [2014a]は、透明な事業体の所得が、条約の適用において、OECD [1999]の原則に従って取り扱われるように、新たな規定及び詳細なコメントを、OECDモデル租税条約に含めることを提案している¹⁶²。これは、一方で、適切な場合には租税条約の恩典が与えられることを担保するが、いずれの締約国も、その事業体の所得を、国内法における居住者の所得として認識しない場合には、租税条約上の恩典を与えないことを担保するものである。

上記③は、第1部の勧告とOECDモデル租税条約との、相互作用に関する問題である。例えば、ハイブリッド・ミスマッチの効果を否認するため、「受領者側で事業所得に算入されず、CFC税制でも課税されない所得について、支払者側の損金算入を認めない。」というハイブリッド・ミスマッチ規則から、租税条約の問題が生じるかどうかを検討している。この問題についてOECD [2014a]は、租税条約の規定は、原則として、支払が損金算入可能であるかどうか、あるいは、それらが実質的にいずれで課税されているかを規制するものではないので、これらは国内法の問題であることを租税条約に規定するよう改正すべきであると指摘している¹⁶³。

(3)OECDの新たな取組みにより期待できる効果

本節では、OECD租税委員会が、租税条約による国際的な共通のルール作りを通じて、二重課税を排除していこうとする延長線上にある新たな取組みとして、上記(1)不適切な条約恩典の付与防止、及び(2)ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認の二つ

¹⁶¹ OECD[2014a: 18]参照。

¹⁶² OECD[2014a: 19]参照。

¹⁶³ OECD[2014a: 19]参照。

の取組みを見てきた。最後に、この二つの取組みにより、租税回避の防止に関して、どのような効果が期待できるかを筆者なりに検討してみたい。

上記(1)の不適切な条約特典の付与防止により、第4節で取り上げた、条約サンドウィッチを利用した租税回避の防止に効果が期待できると考える。BEPS 行動計画6（租税条約濫用の防止）は、主目的を「条約漁り(treaty shopping)」の防止としている。このOECD 租税委員会の取組みは、租税条約の改正と国内法の改正という両面からの対応により、条約漁りを防止するという、今までにない試みであり、その効果が期待される。今までは、米国を中心として、特典条項(LOB)の規定を租税条約に取り込むことによって、真に条約の特典を受けることができる適格居住者のみに受益者を限定することで、条約濫用の防止に取り組んできた。それに加えて、新たな規定である主要目的基準(PPT)を、租税条約に導入することによって、租税条約の目的に従ったものでない場合には、条約の特典を受けられなくなるため、二重非課税の防止にも効果が見込まれる。このことから、租税条約を利用した租税回避の防止に、非常に効果的ではないかと期待している。

次に、上記(2)のハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果否認についてであるが、これは、第3節で取り上げた、米国でのハイブリッド事業体を用いた租税裁定取引への対処に効果が見込まれる。まず、OECD 租税委員会は、国内法の改正勧告を行い、次に、OECD モデル租税条約の改正を計画している。つまり、国内法でハイブリッド事業体を利用したダブル・ディップを無効とする規定を導入し、租税条約を改正することで、二重非課税の状態を防止しようとするものである。第3節の最後で述べたように、米国では、租税裁定取引に対する対応を行うことのないままに、チェック・ザ・ボックス規則を導入してしまったという経緯がある。現在でも、その対応は、十分とは言えないだろう。今後は、米国の方向性としては、OECD 租税委員会の提唱するように、国内法と租税条約の両面からの改正を通じて、ハイブリッド事業体を利用したダブル・ディップ防止へと取り組んでいくべきであり、一定の効果が期待できるであろう。

6 小 括

これまで、米国での税制を中心にして、租税回避行為の一形態としての租税裁定取引の分析を行ってきた。先に述べたとおり、その共通点は二つある。一つ目は、「ダブル・ディップ」の創出であり、二つ目は租税条約の免税条項の利用である。最初に取り上げた、チェック・ザ・ボックス規定を利用し、ハイブリッド事業体を用いた租税裁定取引の事例については、日本においてはチェック・ザ・ボックス規定が導入されなかったために、米国のような混乱は結果として避けられたことを述べた。しかし、規制緩和による様々な事業体の導入を制度として整備することで、外国資本を呼び込もうとする動きには逆行している。税制上の規制を厳しくすれば、行政上の混乱は避けられるというメリットはあるが、私企業の国境を越えた経済活動を阻害し、外国資本の参入による自由競争が抑制されることにより経済的な厚生を損なうというデメリットもある。このようなメリットとデメリットを勘案したうえで、チェック・ザ・ボックス規定については、将来、十分な対応策を考えたうえでの導入を検討すべきだろう。

次に、租税条約の免税条項の利用の問題については、米国と同様に、日本でも租税条約による情報交換と特典条項の導入が有効であろう。そこで、次の第 6 章では、租税競争から租税協調への歴史的段階を追って、OECD や EU の租税協調への取組みを見ていくが、日本でもアジア地域の租税協調に向けて機関車となるような牽引的な役割を担うべきであろうと考える。それと並行して、条約の濫用防止規定としては、ルクセンブルグ・サンドウィッチを終焉へと追い込んだ米国の教訓が参考となるだろう。すなわち、日米租税条約をはじめとして新たな租税条約に導入されている、包括的な特典条項 (LOB) を租税条約に積極的に取り込んでいくことが有効な手段であると考えられる。さらに、OECD 租税委員会が『不適切な状況における条約恩典の付与防止』[OECD2014b]において指摘するように、特典条項 (LOB) と合わせて、新たに提案されている租税条約への主要目的基準 (PPT) の導入を行っていくことも、ダブル・ディップの創出防止と、条約の免税条項の濫用の防止に有効であると考えられる。

第6章 租税競争から租税協調への潮流

- 1 租税競争の加速
- 2 国家間の公平
- 3 租税競争から協調への潮流
- 4 小 括

1 租税競争の加速

グローバル化とは、サムエルソンによれば、国家間の経済的統合の増加を表す用語と定義される¹⁶⁴。国境を越えた財・サービス市場の経済統合によって、全世界で特化と分業が拡大し、人々は社会や国家における他の人から財・サービスを購入することにより大部分の消費を行うようになった。多くの財が複数の国で生産され、世界中で財が流通されるようになった。そして、グローバル化は、商品市場だけでなく、金融市場にも起きている。金融市場統合は、異なる国家間の利子率を収束させ、国家間の資本移動と貸借を加速させ、新しい金融商品を誕生させた。財と金融市場の世界的統合は、低価格、イノベーションの増大、急速な経済成長といった貿易による利得を生みだしてきた。国家間の金融統合は、取引による利得を得るが負の側面も持っている。金融統合が国際的金融危機の引き金となり、2007年中ごろから始まった金融危機は、米国の住宅価格の下落が株式と債券の中から溢れ出し、世界中に飛び火した。

さらにグローバル化は、租税制度の側面にも影響を与えるようになった。かつては、自国の租税制度の構築には自国の経済の側面のみを考えればよかった。しかし、現在においては、自国の租税制度は外国の経済および租税制度に依存する。自国への投資を促進させるためにある特定の所得などに対する税率の引き下げを含めた優遇措置政策を租税競争というが、グローバル化により移動可能となった資本及び労働は低い税率の国へと流れ出すこととなり、租税競争を加速させた。しかし、現在では、租税競争を抑制するために、徴収共助や情報交換を通じて、各国間で租税協調を促進しようという流れがある。グローバ

¹⁶⁴ Samuelson and Nordhaus [2010: 31]参照。

ル化はいったん租税競争を加速させたが、その反動として今度は租税協調を促進させているのである。

しかし、経済がグローバル化している一方で、課税はローカルに各国が分権的に税制を執行しているという現実があり、各国間で税収獲得のための競争が生じ、租税協調の妨げとなっている。そこで、本章においては、租税競争から協調へ向かうために各国が従うべき基準として国家間の公平性をとらえ、世界経済がグローバル化する中での租税協調のあり方を考察することを目的とする。そのため、第2節においてマスグレイブが個人間の公平から発展させた国家間の公平の議論を考察する。法人所得税の個々の租税調整問題に国家間の公平の概念の重要性を指摘したのはマスグレイブであるが、筆者は、国家間の租税協調においても国家間の公平の基準により調整を図っていくべきであると考え、この観点から検討を展開している。次に、第3節においては、租税競争から協調への潮流をとりあげる。まず、その歴史的な段階を検討する。次に、タックス・ヘイブンのゲーム理論によりタックス・ヘイブンの存在は理論上必ずしも有害でないという議論を行う。しかし、現実にはタックス・ヘイブンが有害か否かの基準が困難であり、OECD 諸国はその弊害を重視し、その一定の基準を示して「有害な租税競争」として対抗策を講じている。さらに、EU における租税協調の取組みを検討している。最後に、以上の考察から得られる、日本の今後の税制への展望と租税協調への取組みに対する示唆を検討する。

2 国家間の公平

(1)個人間の公平と国家間の公平

単一の租税制度の枠組みの中では、課税の公平の問題は、単純に個人間の公平(inter-individual equity)の問題だけを考察すればよかった。公平性の原則は、アダム・スミスの第一租税原則¹⁶⁵として知られているが、個人間の公平の問題に関しては、現在ではほぼ一致した見解がある。個人間の公平の原則は、租税負担配分における公平を意味し、さらに、その系譜は、応益原則と応能原則の二つに分かれる。応益原則では、公正な租税構造は、政府の支出構造に依存し、個人は公共財から享受する便益に応じてその費用を負担する。他方で、応能原則では、租税構造を支出部分とは独立したものとして捉え、一定の税収の確保を前提として、納税者には個人の担税力に応じた租税の負担を求める¹⁶⁶。そして、応能原則は、水平的公平と垂直的公平の二つの基準からなる。水平的公平とは、本質的に同じ状態にある個人が、等しい税額を負担することを意味する。垂直的公平とは、能力の高い個人は、低い人より多くの負担が可能な状況にあることから、異なる能力の人々が公平な租税負担を行うには、異なる額の租税を支払わなければならないことを意味する¹⁶⁷。

しかし、グローバル化により租税制度が一国内から国際的な場にまで拡張されると、国家間で租税をどのように調整するかという問題が発生する。各国は、その国民の海外所得及びその国内で発生した外国人及び外国法人の所得に対して、どのような税率で、どのようにして課税するかを決定しなければならない。これらの課税により生じた租税に関する決定は、それぞれの国との調整により行われなければならない。租税調整問題を考察するにあたっては、国家間の公平(inter-nation equity)という問題を考察しなければならないが、

¹⁶⁵ アダム・スミスの租税原則は、次の4原則である[林 2008:88]。

- ①租税は、国民の能力にできるだけ比例し支払われるべきこと（公平性の原則）
- ②租税の支払方法及び支払うべき金額は明確であること（明確性の原則）
- ③租税は、納税者にとって最も便利な時期、方法で課税されること（便宜性の原則）
- ④徴税費を最小にすること（最小徴税費の原則）

¹⁶⁶ 応益原則と応能原則の説明は、林[2008:60]に従った。

¹⁶⁷ 水平的公平と垂直的公平の説明も、林[2008:60]に従った。

国家間の公平に関しては、個人間の公平のように、歴史的に一致した見解はまだ固まっていない。本節では、Musgrave and Musgrave [1972,1989]で取り上げられている、国家間の公平について検討し、第 3 節で取り上げる租税競争から協調へと向かう文脈におけるインプリケーションを探ることとする¹⁶⁸。

(2)国家間の公平の意義

まず、Musgrave and Musgrave [1989]で議論されている、国家間の公平(inter-nation equity)の意義を明らかにする。国家間の公平(inter-nation equity)とは、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利得・損失(national gain, national loss)に、どのように配分すべきかという基準として用いられる用語である¹⁶⁹。その内容として、例えば、「相互主義の原則(the principle of reciprocity)」と「無差別主義の原則(the principle of non-discrimination)」が挙げられている¹⁷⁰。「相互主義の原則(the principle of reciprocity)」とは、「源泉地国は、源泉地国の居住者が稼得した所得に対して、外国が課税したのと同じ税率で、外国投資家が当該源泉地国で稼得した所得に対して、課税することが認められるべきである」ということを意味する[Musgrave and Musgrave 1989: 569]。そして、「無差別主義の原則(the principle of non-discrimination)」とは、「源泉地国は、外国人が稼得した所得に対して、差別をしないで、その国の税率を同様に適用すべきである」という考え方である[Musgrave and Musgrave 1989: 570]。国家間の公平は、これらの原則に基づき、国際取引から生じる課税標準を、関係国間の国家的利得・損失にどのように配分すべきかを決定する¹⁷¹。

¹⁶⁸ 国家間の公平の問題、個人間の公平の問題、及び国際的資本フローに対する歪曲的な影響の回避について区分をして、基礎となる原則がいかなるものかを構図として最初に整理を行ったのは、マスグレイブ夫妻[Musgrave and Musgrave 1972]である。

¹⁶⁹ Musgrave and Musgrave [1989]は、国際取引から生じる課税標準を「租税のパイ(tax pie)」に例え、国家間の公平の問題が、「租税のパイを様々な国の国庫の間でどのように分配すべきかを決定する際に生じる問題」としている[Musgrave and Musgrave 1989: 568]。

¹⁷⁰ Musgrave and Musgrave [1972,1989]の文献は、ゴシック建築に例えられるように精緻な議論がなされており、国家間の公平の概念は、無差別主義と相互主義の原則に限定されるものではないが、ここでは、この二つの原則を主なものとして取り上げることとする。

¹⁷¹ 国家間の公平の基準となる原則は、前注で述べたように無差別主義と相互主義の原則に限定されるもの

次に、国家間の公平に関して問題となる、国家的利得・損失(national gain, national loss)の配分を扱う。A国居住者XがB国に投資したとする。それによって稼得された所得は、A国の国家的利得となる。B国がXにより稼得された所得に課税する場合、A国に発生した国家的利得は減少する。これを扱うのが国家間の公平の問題である。B国は、減税によりこの利得を自国の納税者に移転することができるが、これは、B国内での国庫と納税者の利得の配分の問題であり、この場合には、この利得は依然として、国家的利得としてB国に留保されている。A国がXにB国に対して支払った税額控除を認めてA国が国庫的損失を被る場合にも、Xの所得が再び課税されることによりその租税負担がそのまま放置される場合にも同様にこの国家的損失は生じている。国家的利得・損失(national gain, national loss)は、国庫的利得・損失(treasury gain, treasury loss)を伴う場合も、伴わない場合もある。後者は、国家内部での国庫と個人間の移転の問題であり、国家的利得・損失の存在に影響を及ぼすわけではない。したがって、国家間の公平の対象となるのは、国庫的利得・損失ではなく、国家的利得・損失である[Musgrave and Musgrave 1972: 68]。

国家間の公平の問題は、租税というパイを様々な国の国庫の間でどのように分割するかを決定する際に生じる[Musgrave and Musgrave 1989: 568]。所得税については、所得が発生した国(「源泉地国」)にその所得に課税する権利があるという点については、一般的な意見の一致がある。しかし、B国に投下されたA国の資本の収入に対して課税されるB国の租税は、A国に帰属する純収益を減少させることとなるため租税調整問題を解決するために国家間の公平を考察する。個人間の公平については、伝統的に本質的に同じ状況にある個人は等しい租税を負担するという水平的公平性と、能力の異なる人々については異なる額の租税を負担するという垂直的公平性という二つの解決策があるが、国家間の公平性については、伝統的に定まった解決策はない。そこで、Musgrave and Musgrave [1989: 569]は、国家間の資本移動の効率性から、国家間の公平を考察しているので見ていく。

ではない。例えば、居住地主義の原則(residency principle)と領土主義の原則(territoriality principle) [Musgrave and Musgrave 1972: 71]、国家的超過利潤の原則(national rental principle) [Musgrave and Musgrave 1972: 72]、分配的考慮(distributional consideration) [Musgrave and Musgrave 1972: 74]などの基準により国家間の公平性が決定される。

(3) 国家間の資本移動の効率性

資本移動の効率性には、世界的観点からの効率性と国家的観点からの効率性に区分される[Musgrave and Musgrave 1989: 569]。世界的観点からみた効率性は、投資家がどの国に投資するかという選択は租税によって影響を受けるべきではないことが要請される。この効率性は、A国の投資家XにB国が課税した外国税の税額控除を認めることで達成される。これは、国際的観点からの個人間の公平(inter-individual equity in an international sense)¹⁷²と一致する。A国がこの見解をとった場合、所得がB国によって課税されるか否かに関係なく、効率性は確保される。反対に、国内的観点からの個人間の公平(inter-individual equity in a national sense)は、A国の投資家Xに、B国が課税した外国税の所得控除を認めることによって達成される。

投資家は、純収益が国内投資の場合と同じになるところまで海外投資を行うから、外国税額控除方式の下では、このことを次式のように表せる¹⁷³。

$$(1 - t_A)r_A = (1 - t_B)r_B \quad (8)$$

(8)式で、 t_A はA国の税率であり、 r_A と r_B は、A国とB国の税引前収益率である。海外投資は、国内投資から得られる純収益と外国投資から得られる純収益が等しくなるよう、 r_A と r_B が等しくなるところまで行われる。

そして、この場合には国際的観点からの個人間の公平が満たされる。次に、外国税をA国の租税から税額控除するのではなく、所得控除する場合を考える。この場合、(9)式のよ

¹⁷² Musgrave and Musgrave[1989:568]は、個人間の水平的公平性の概念を、「国際的観点から見た個人間の公平(inter-individual equity in an international sense)」と「国内的観点から見た個人間の公平(inter-individual equity in a national sense)」に分けて論じている。前者は、外国源泉所得を有する居住者も、国内源泉所得しか有しない居住者もどちらも所得総額が同じ場合には、全世界的に同額の税金を支払うべきであるという個人間の公平の考え方である。後者は、外国源泉所得を有する居住者も、国内源泉所得しか有しない居住者もどちらも所得総額が同じ場合であっても、居住地国のみの税金が同額であればよいという個人間の公平の考え方である。

¹⁷³ Musgrave and Musgrave[1989: 572]が米国と英国の場合を比較しているため、それをA国とB国に置き換えたものである。

うに表せる。

$$(1-t_A)r_A = (1-t_A)(1-t_B)r_B \quad (9)$$

ここで、 t_B は B 国の税率である。

投資家は、外国投資を $r_A = (1-t_B)r_B$ が成り立つところまで行う。この場合、外国投資の収益率が国内投資の収益率よりも $1/(1-t_B)$ 倍高くない限りは、外国への投資はなされず、国家的な効率性の要請を満たすこととなる。この二つの方法のうち、いずれを選択するかは、租税政策による。A 国の投資家の立場からすると、税額控除の方が望ましいが、A 国の賃金稼得者のような人たちから見ると、より多くの資本が国内に留まり、国内の労働生産性が高まり、賃金は上昇するから所得控除の方が望ましいであろう。

もし仮に、X が B 国において課税されない場合、この投資から生じた所得は、A 国の国家的利得となる。しかし、B 国が課税した場合には、事情は異なってくる。A 国の国家的利得は減少し、その一部が B 国に移転する。そのため、国家間の公平は、単に B 国の課税が許容されるかどうか、課税するとすればどのような税率で課税するかという問題である。居住地主義と源泉地主義とは、この点にどのように関わってくるかを検討する。居住地主義は、X が A 国の居住者であるために、A 国が X の所得に課税することを意味するにすぎないので、それ自体は国家間の公平に関係するものではない。しかし、国内源泉所得の範囲を決定する基準であるソース・ルールが適用される場合には、B 国は、X により稼得された所得をあたかも B 国の居住者により稼得されたと同様に課税すべきであるということになる。なぜならば、ソース・ルールの法的根拠は、主権国家がその国境内において行われた全ての活動に課税する権限があるということに基づいており、この見解を前提とし、法の下における平等という一般原理に従うならば、国境内における活動は全て同様に扱われるべきであるということになる。このような考え方から、国家間の公平において「無差別主義の原則(the principle of non-discrimination)」が正当化されるのである。

(4) 租税協調に向けてのインプリケーション

Musgrave and Musgrave[1972]は、国家間の利益の配分には、応益的な考えを適用し、

国家が外国投資家に対して提供した、公共便益の費用を負担させることが認められるべきであると主張した¹⁷⁴。なぜならば、国家は、その国境内に生じた利潤に租税を課す権限を与えられているからである。しかし、多国籍企業にこの原則を適用するためには、それぞれの異なる国で利潤がどれだけの割合で発生したのかを決める必要がある。仮に、A 国の企業が B 国で子会社を経営しているとする。国家間の公平の原則の下では、B 国は、この子会社の利潤に課税する権利を持つ。しかし、この利潤をいかにして合理的に A 国の親会社の利潤から分離できるか。もし、親会社と子会社が互いの中で、商品を売買している場合には、利潤を税負担の低い場所に置くために、ある国からもう一方の国に容易に移転させることが可能である。様々な国で操業している子会社が数社にもなっている場合は、移転価格操作により所得移転による租税回避が発生するという問題が生じる。

これまで、多国籍企業の利潤配分の問題に関して、取引価格が独立当事者間基準、すなわち、その取引が独立した会社間で行われたと仮定した場合に成立したであろう価格により決定されたものでなければならない、という移転価格税制の適用による解決がなされてきた。Musgrave and Musgrave[1972]は、多国籍企業のグループ全体として稼得した利潤を、それがどこの国で生じたかに従って各国の間に配分する定式配賦方式の適用も可能であるとしているが、それを実行するためには、国際的な税務行政が必要になるため現実的ではないと結論付けている¹⁷⁵。

Musgrave and Musgrave[1972,1989]の時代には、主に多国籍企業の租税回避を巡る中心的な問題は、移転価格税制の適用にあったと考えられる。その時代には、国家間の公平の問題を取り扱うに当たって、無差別主義の原則と相互主義の原則が重要であった。現在においては、国際課税制度の状況は、移転価格税制のみでは十分に租税回避に対応しきれなくなってきたために、多国籍企業を対象とするものだけでも、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制、コーポレート・インバージョン対策税制が導入されている。さらに、多国籍企業のみを規制対象とするだけでは、租税管轄での取扱いの違いを利用した租税回避の防止に対応しきれなくなってしまうために、租税裁定取引への対抗策も必要となってきた。このような国際課税を巡る税制が複雑化すると、一国だけでは対応が出来な

¹⁷⁴ Musgrave and Musgrave [1972: 71] 参照。

¹⁷⁵ Musgrave and Musgrave [1972: 84] 参照。

くなるため、同時進行的に、租税協調の動きが活発になってきている。国際課税の中心的な問題が、単に課税標準の国家間の配分の基準に関するものだけではなくて、租税協調に向けた国家の関与のありかたに関しても広がってきているのである。そのような租税協調の潮流の中でも、Musgrave and Musgrave[1972,1989]の主張した国家間の公平の考え方が、生きているのではないか、そして、今後の検討課題として再検討する必要があるのではないかと筆者は考えている。このことを、次節の租税協調への潮流の中で検討したい。

3 租税競争から協調への潮流

(1) 租税協調の歴史的段階

国際課税における租税競争と協調には、三つの段階がみられる。第1段階では、国際課税の問題点を租税条約により解決しようとしてきた。国際取引が行われることにより複数国の課税が行われることとなる。例えば、A国企業がB国に支店を開設した場合、このB支店の事業に対しては源泉地国課税が行われるため、所得の源泉地であるB国において源泉地国課税が行われる。さらに、A国が全世界所得主義を採用している場合には、国内外を問わず、支店の所得は、本店の所得と合算され、その本店であるA国において課税される。これがA国における居住地国課税である。このようにして、A国企業のB支店の事業所得は、A国とB国とで二重に課税されることとなる。このような二重課税を避けるために、日本は、1954年の日米租税条約を皮切りに、租税条約を次々に締結し、国際的二重課税の排除に努めている。いままで、租税条約は、伝統的な国際課税上の問題回避において主要な役割を担ってきた。

次に、第二の段階は、税率の引下げと課税標準の拡大による税制改革である。1980年代以降、米国のレーガン税制に見られるように、先進各国が同様なアプローチを実施してきた。経済がグローバル化すると企業の投資決定の要因として、税負担の少ない国を選択する傾向がある。多国籍企業は、進出先の税制にも配慮した投資計画を立てる。したがって、各国は自国の経済事情だけではなく、他国の税制にも配慮する必要に迫られるようになってきた。一般的に、資本は可動性が高いと言われている。各国は、資本に対する課税標準に高い税率を適用することによる課税標準の流出を恐れて、適用税率の引き下げ競争が見られるようになった。この租税競争により、自国の税制が他国の税制の影響を受けるという制約を、各国の課税権が受けるようになった。

次に、第三の段階は、国家間の税制の協調である。OECD租税委員会の有害な租税競争への取組みやEUの市場統合による税制協調などによって、各国税制の方向性をそろえようという動きが出てきている。今後も、このような動きは活発化していくものと予想される。

先に述べたように第二の段階では、1980年代以降に世界的な税率の引下げ競争、いわゆ

る租税競争が生じ、多くの先進国において法人税率が引き下げられた。租税競争は、国境を越えて移動しやすい法人所得や資本所得について発生しやすく、国境を越えて移動しにくいとされている消費や勤労所得への課税には発生しにくい。そのような傾向から、法人所得、資本所得に対する税率が軽減され、消費、勤労所得に対する税率の増加が懸念された。それは、富裕層に資本所得が多いことから、租税競争により富裕層に対する税負担が減少し、逆に、消費への増税により低所得者層への税負担が高まる傾向が強まるという懸念である。これは、税負担の垂直的公平性、そして租税の再分配機能の観点から懸念される。

租税競争は、いわゆる「底辺への競争 (race to the bottom)」と言われるように、税率の引下げ競争が続き、ひいては各国が税収を確保できなくなるという危惧も指摘されている。タックス・ヘイブンの存在については、OECD 租税委員会を中心として、有害な税の競争に取り組む動きがあるが、経済学の見地からは、必ずしも、全てのタックス・ヘイブンが有害とは言えない。このような意見は、次のようなゲーム理論で展開されている。

(2) タックス・ヘイブンのゲーム理論

タックス・ヘイブンの存在は、国際課税においては有害であるという立場が支配的であるが、必ずしもそうではないという意見がある。有害ではないタックス・ヘイブンの存在をここでは検討したい。Debase *et al.* [2006] は、米国の多国籍企業がタックス・ヘイブンに関係会社を設立するための決定要因を分析した。彼らは、非タックス・ヘイブン国での多国籍企業の活動の測定基準として外国の経済成長率を用い、それがタックス・ヘイブンに設立を促す決定的な要因となることを発見した。Deasi *et al.* [2006] は、自分達の発見を説明するために、タックス・ヘイブンでの投資と隣国の非タックス・ヘイブンでの投資の間に補完関係のあるモデルを作成した。非タックス・ヘイブンでの投資は、その所得から生じる納税額を減少させるためにタックス・ヘイブン活動の需要を増加させる。また一方では、タックス・ヘイブンの存在が、近隣の非タックス・ヘイブンでの投資費用を低くするための租税計画の立案を可能にさせる。このようにして、タックス・ヘイブンの存在は、非タックス・ヘイブンの投資を刺激するというのである。

Dharmapala[2008]は、ゲーム理論を用いて、この関係を説明している¹⁷⁶。二つの対称的な国(A国とB国)を仮定する。A国は、移動不能な企業A1及び移動可能な企業A2の本拠地である。企業A1と企業A2は、どちらも国内活動により\$50の純所得を産出する。B国は、移動不能な企業B1及び移動可能な企業B2の本拠地である。企業B1と企業B2も、それぞれ国内活動により\$50の純所得を産出する。それぞれの国は、50%か0%のどちらかの税率を二つの企業に対して適用することができる(ただし、差別はできない)。この租税は、領地主義¹⁷⁷により課税されるとする。それぞれの国の社会的便益を租税の1.2倍であると仮定する。

移動可能な企業は、税引後利潤を最大化させるために活動の場所を選択することが出来るが、移動不能な企業にはそれが出来ないと仮定する。それぞれの国は、利得(=社会的便益(租税×1.2)+(内国法人と外国法人により)国境内で生じた税引き後利潤)を最大化すると仮定する。タックス・ヘイブンが存在しない場合の利得行列がゲームの木により図18に示されている¹⁷⁸。仮に、両国が同じ税率を適用するとしたら、企業は、移動可能だとしても当初の場所から移動しないであろう。A国が税率を50%に、B国が0%に設定した場合には、企業A2は、移転費用\$1により租税管轄¹⁷⁹をB国に移動させる。これにより、B国の利得は、企業A2の利潤\$49だけ余分に増加することとなる。タックス・ヘイブンが存在しない場合には、ナッシュ均衡は、両国が税率0%と設定することである。しかし、この場合には税率50%と設定した場合と比べてパレート最適ではない。

¹⁷⁶ Dharmapala[2008:672-673]参照。

¹⁷⁷ 全ての国内源泉所得に課税されるが、外国源泉所得は除外される。

¹⁷⁸ 例えば、A国50%・B国50%の場合のA国の利得110は次のように計算される。

移動不能な企業A1から生じた利得は、

$$55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50 - 25)$$

移動可能な企業A2も移転費用1がかかるので移動しないから、その利得は、

$$55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50 - 25)$$

A国の利得は、合計で $55(A1)+55(A2)=110$ と計算される。

同様に、A国50%・B国50%の場合のB国の利得110は、次の通りである。

$$B1 \quad 55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50 - 25)$$

$$B2 \quad 55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50 - 25)$$

$$\text{合計} \quad 55+55=110$$

また、A国50%・B国0%の場合のA国の利得55は、 $50 \times 50\% \times 1.2 + 25=55(A1 \text{のみ})$ と計算され、同様の場合のB国の利得149は、A2,B1,B2の利得の合計 $149=49+50+50$ で計算される。

$$A \text{国} 0\% \cdot B \text{国} 50\% : (149, 55) = (50+50+49, 30+25)$$

$$A \text{国} 0\% \cdot B \text{国} 0\% : (100, 100) = (50+50, 50+50)$$

¹⁷⁹ この場合の租税管轄とは、租税が課される管轄であり、納税地と言い換えてもよい。

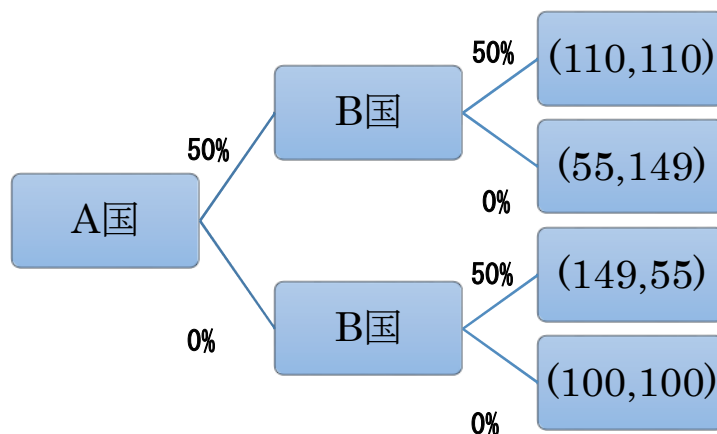


図18 タックス・ヘイブンが存在しない場合のゲームの木

Dharmapala[2008:673]に基づき作成。

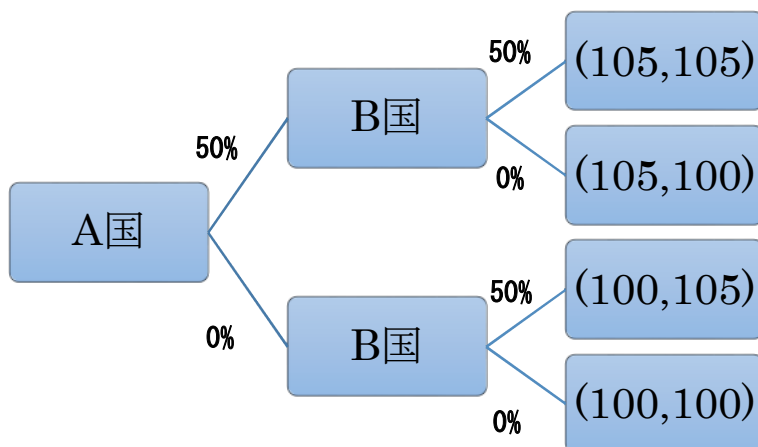


図19 タックス・ヘイブンが存在する場合のゲームの木

Dharmapala[2008:673]に基づき作成。

次に、タックス・ヘイブンの機能を果たす第3者であるC国の存在を考える。C国では実際の投資機会は与えられず、企業のタックス・プランニングによる租税軽減のみ行われると仮定する¹⁸⁰。このような条件の下で、A国が50%の税率を適用したとすると、企業A2は、実際の活動はA国に保留したまま、費用なしでタックス・ヘイブンに利潤の源泉を移し、実効税率0%を確保するという選択が可能となる。移動不能な企業A1は、B国へ実際の活動を移動することが出来ないため、タックス・ヘイブンを利用できないと仮定する。

¹⁸⁰ これは、タックス・ヘイブンが「生産地」としてではなく、「金融地」の機能を持つことを示す。

タックス・ヘイブンの存在する場合の利得行列を図 19 に示している¹⁸¹。

この場合のナッシュ均衡は、それぞれの国が税率を 50% に設定する状況である。このようにして、税制の恩典のみが多国籍企業に与えられ、生産設備が非タックス・ヘイブン国に留保される状況においては、国家としては移動可能な企業の租税収入は失うこととなるが、産業の空洞化は生じないことから産業による利得が残ることとなり、タックス・ヘイブンの存在は理論的には必ずしも有害とはならない。むしろ、タックス・ヘイブンの存在により租税競争が緩和され、底辺への競争(race to the bottom)が回避される場合があるというのである。

しかし、現実の制度の構築においては、タックス・ヘイブンが有害か否かという問題については、研究者も実務家もまだ結論にまでは至っていない。本節で議論したゲーム理論による分析については、産業の空洞化が生じないような仮定を設定したために、タックス・ヘイブンが有害ではないという結論を得た。それに対して、高税率の国において、産業の空洞化を生じさせさえないければ、租税収入だけを得る目的のタックス・ヘイブンが正当化されるのか、それとも、高税率の国から租税収入を得るというタックス・ヘイブンの目的そのものが有害なのではないかという論点もある。

Hines[2007]のように、タックス・ヘイブン国には、多額の外国直接投資が流入してはいるが、移動不能な国内企業への課税により税収が減少することはないという実証分析もある一方で、現実のタックス・ヘイブンの個々の有害的要素の定量的な評価がなされておらず、研究者によって議論が行われているところである。

今のところ、一般的には、タックス・ヘイブンの存在は、産業の空洞化を生じさせるため有害であるという議論がなされている。そこで、OECD 租税委員会では、一定の基準を

¹⁸¹ A 国 50%・B 国 50%の場合の A 国の利得 105 は次のように計算される。

移動不能な企業 A1 から生じた利得は、

$$55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50-25) \text{であり、}$$

移動可能な企業 A2 は、移転費用なしでタックス・ヘイブン国 C に租税管轄(納税地)を移動するため、A 国での租税は生じないが、その純所得のみ A 国に残ることとなるので、その利得は、50 であるから、A 国の利得は、合計で $55(A1)+50(A2)=105$ と計算される。

同様に、A 国 50%・B 国 50%の場合の B 国の利得 105 は次のように計算される

$$B1 \ 55=50 \times 50\% \times 1.2 + (50-25)$$

$$B2 \ 50$$

$$\text{合計 } 55+50=105$$

$$A \text{ 国 } 50\% \cdot B \text{ 国 } 0\% : (105,100) = (55+50,50+50)$$

$$A \text{ 国 } 0\% \cdot B \text{ 国 } 50\% : (100,105) = (50+50,55+50)$$

$$A \text{ 国 } 0\% \cdot B \text{ 国 } 0\% : (100,100) = (50+50,50+50)$$

設けることにより、タックス・ヘイブンの弊害に対抗していくという取組みが行われている。

(3)OECD の有害な租税競争への取組み

OECD は、1961 年にその前身である OEEC 加盟国、米国、カナダが、先進国間での国際経済全般について協議することを目的として設立された。加盟国の約 8 割がヨーロッパ諸国であり、アジアでは、日本と韓国が加盟している。OECD 租税員会は、1996 年の閣僚理事会声明を受けて、租税の透明性の向上及び情報交換の実効性を確保するために、タックス・ヘイブンを始めとする有害な税の競争に関する取組みを始めた。OECD 租税委員会では、有害な租税競争への取組みの一環として、1998 年に、『有害な租税の競争—新興する地球的問題— (Harmful Tax Competition - An Emerging Global Issue-)』[OECD 1998]を公表した。有害な租税競争は、国境を越えて移動しやすい資本及びサービスの活動拠点に影響を及ぼし、各国の課税標準を浸食し、貿易投資に歪曲を与えられている。

OECD[1998]は、タックス・ヘイブンの定義として次の 4 項目を提示した。

- ① 実効税率がゼロあるいは名目的である。
- ② 実効性のある情報交換が欠如している。
- ③ 税制、税務行政における透明性が欠如している。
- ④ 実質的な経済活動がない。

その後、OECD 租税委員会は、税率よりも租税条約に基づく情報交換制度を重視していくこととなる。OECD[2000]では、1998 年の定義に基づき、35 カ国¹⁸²をタックス・ヘイブンとして挙げた。そして、OECD[2001b]では、税率については各国の主権事項であること、実質的活動の有無については判定困難という理由から、上記①と④を項目から除外し、タックス・ヘイブンの要件を②と③の二つの項目に限定した。

¹⁸² アンドラ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベリーズ、英領ヴァージン諸島、クック諸島、ドミニカ、ジブラルタル、グレナダ、ガンジー、マン島、ジャージー、リベリア、リヒテンシュタイン、モルディブ、マーシャル諸島、モナコ、モンセラット、ナウル、蘭領アンティル諸島、ニウエ、パナマ、サモア、セイシェル、セントルシア、セントキッツ・ネーヴィス、セントビンセント・グレナディーン諸島、トンガ、タークス・カイコス諸島、米領ヴァージン諸島、バヌアツである。

OECD 租税委員会は、2002 年には、実効的な情報交換と透明性の向上の確立という、いわゆる OECD 基準を受容しなかった 7 カ国¹⁸³を、非協力的タックス・ヘイブンと認定した。その後、2003 年には、ナウルとバヌアツが OECD 基準を受諾したため、非協力的タックス・ヘイブンのブラック・リストから外れ、最後にアンドラ、リヒテンシュタイン、モナコが残った。OECD 租税委員会は、同年に TIEA¹⁸⁴のモデルを公表した。そして、2009 年には、残りの 3 カ国が OECD 基準を受諾したことからブラック・リストから外れたため、現在では、OECD 租税委員会がブラック・リストに掲げる非協力的タックス・ヘイブンは、存在しないこととなった。

日本では、2010 年に、香港との間に租税協定が締結され、2012 年 4 月 1 日から適用されている。また、2010 年 4 月にケイマン諸島の税務当局に対し、情報提供要請が可能になった。これは、ケイマン税務当局が、片務的に租税に関する情報提供を行う措置で、2008 年にケイマンの国内法を制定し、2009 年 3 月に日本もその情報提供対象国に選定された¹⁸⁵。

(4)EU の租税協調に対する取組み

欧州委員会の『内部市場における法人税に関する報告書』[European Commission 2001] は、EU における法人所得税の協調に関する議論の引き金となった。その報告書は、法人税協調に関して数種の代替案を提示した。その一つとして、CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base: 共通連結法人課税標準) の導入が議論されている。CCCTB は、①租税目的上の法人利潤の算定における共通の規則②連結、すなわち EU 全域における課税標準としての利潤の決定③共通課税標準を企業の経済活動の地理的な分配に基づく加盟国への配賦、を提案する。法人がどこで課税されるかという問題については、既存の制度では、各国家がそれぞれに、異なる規則を用いて課税標準を算定して行ってきた。CCCTB の導入

¹⁸³ アンドラ、リヒテンシュタイン、リベリア、モナコ、マーシャル諸島、ナウル、バヌアツである。

¹⁸⁴ 租税目的の情報交換に特化した協定(Tax Information Exchange Agreement)をいう。

¹⁸⁵ ケイマン税務当局が、片務的に情報提供を行う国は、オーストラリア、ベルギー、チェコ、ドイツ、アイルランド、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スロヴァキア、南アフリカ、イギリス、スイスの 12 カ国である。また、ケイマン税務当局が、情報交換協定を締結している国は、デンマーク、フェロー諸島、フィンランド、グリーンランド、アイスランド、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、アメリカの 13 カ国である。

は、欧州において法人所得税の協調への大きな前進であり、既存の制度を大きく変えるものであると考えられる。既存の租税制度では次のような問題が生じている。

- ① EU 域内で活動する法人は、現在 27 カ国の異なる租税制度と向き合わねばならない。これが、法令順守費用を引き上げている。
- ② 既存の法人税制では、EU での国境を越えた経済活動の障害となる要素が多々見られる。その障害が、欧州内部市場の潜在的な経済活動の発展と雇用促進を阻害している。
- ③ 加盟国間の実効的な租税負担の相違が、欧州での経済活動を歪曲している。
- ④ 多国籍企業の重要性の増加が、分離会計制度に基づく法人税制の適用を困難にしている。分離会計制度は、移転価格操作や資金調達構造の変化による所得移転の誘因を創り出し、納税者と税務当局だけでなく、各国の税務当局間との利害衝突をまねくこととなる。
- ⑤ 国家の租税政策と EC 法との間の衝突も発生する。EC 裁判所では、国家の租税法規が EC 法に抵触するという判決も出ている。これは、特に、EC 条約により付与された自由設立条項において顕著である。

CCCTB は、これらの問題の解決の端緒となることが期待されている。2004 年に欧州委員会は、EU 域内における CCCTB の導入を議論する専門部会を設置した。欧州委員会は、現在も引き続き専門部会の提案に基づき CCCTB の導入を検討している。

専門部会による報告書[European Commission 2007a,b,c 2008a,b]による CCCTB の特徴は次のとおりである。

- ① CCCTB は、それに参加する EU 加盟国で活動する法人の、課税利潤の算定における共通の規則を設定する。これは、各国独自に法人課税を行うのではなく、全ての国の全所得を共通の課税標準として連結して課税を行うことを意味する。これには、利潤の合算のみでなく、損失の相殺も含まれる。
- ② CCCTB は選択制である。つまり、法人は、CCCTB での課税か、各国の租税制度での課税かを選択できる。
- ③ CCCTB 制度の下では、それぞれの法人の課税標準は、配賦方式にしたがって、加盟国間に配賦される。専門部会では、配賦方式を法人の給与、従業員数、資産及び売上に基づく分配によることを検討している。CCCTB 制度に参加する国は、同一の配賦方式を用いる。

- ④ 主な疑問点は、全ての EU 加盟国が CCCTB 制度に参加するかどうかである。専門部会は、CCCTB 制度の導入に関して、強力な協調体制を求めている。すなわち、EU 加盟国の第一次集団が導入を行い、その後他の加盟国の参加を求めるという体制である。
- ⑤ 法的な観点からは、CCCTB 制度は、94 条 ECT の下での指令の形式により実施されるであろう。そのためには、評議会での全会一致を必要とする。
- ⑥ 加盟国は、税率の設定に関して自主権を有する。

既存の税制においては、多国籍企業は、それぞれの所在する国に別々に税務申告書を提出していた。税務申告書は、各国の租税制度により算定された課税利潤に基づいて作成されなければならない。また、多国籍企業がある国では利益を得たが、他の国では損失を蒙ったとしても、通常はその利益を損失と相殺することはできない。CCCTB 制度では次のような点が異なる。第一に、多国籍企業に属する各グループ内法人は、課税利潤の決定に関する共通の規則により、EU 全域での各々の課税所得を算定する。第二にその各々の課税所得を連結する。基本的に EU 全域での利益と損失を合算する。その結果、グループとして EU 全域にわたる課税所得を一つの税務申告書で提出することとなる。

グループとしての課税標準が決定された後、各加盟国に対して配賦が行われ、その課税標準に対して各加盟国がその税率を適用する。配賦方式は、法人は、基本的にその国における経済的存在に応じて租税を支払うべきであるという考え方が根底にある。経済的存在は、従業員、資産、売上の配賦要素により測定される。これらの要素がどのような比重により測定されるかは、観点により異なる¹⁸⁶。金融機関や運送業といった特殊な業態においては、一般的な配賦方式とは異なる方法が用いられることが望ましい。

European Commission[2007b]により、専門部会が提案する一般的な配賦方式を紹介する。ある法人 A を想定し、グループの連結課税標準がそれぞれの課税主体（法人あるいは恒久的施設）に配賦される。配賦は、次の(8)式により行われる。

¹⁸⁶ 配賦要素の比重の問題は、European Commission[2007b :7-14]において議論されている。

$$TAX\ BASE^A = \left[\frac{1}{m} \frac{Sales^A}{Sales^{Group}} + \frac{1}{n} \left(\frac{1}{2} \frac{Payroll^A}{Payroll^{Group}} + \frac{1}{2} \frac{Number\ of\ Employees^A}{Number\ of\ Employees^{Group}} \right) + \frac{1}{o} \frac{Assets^A}{Assets^{Group}} \right] \times CCCTB$$

ただし、 $\frac{1}{m} + \frac{1}{n} + \frac{1}{o} = 1$ (8)

(8)式の添え字 A は、法人 A の売上(仕向地基準:Sales)、給与(Payroll)、従業員数(Number of Employees)及び資産(Assets)を表す。この式により、グループの課税標準が法人 A に配賦される。この式を見て、加盟国への配賦をどう解釈すべきであるかという疑問が起きるであろう。例えば、法人 A は、他の加盟国への売上があるかもしれない。

配賦方式に関する重要な問題は、物理的存在がない国において租税を支払うかどうかということである。「物理的存在」とは、法人が法的居住地または恒久的施設をその国に有していることを指す。例えば、法人 A は、B 国においても製品を販売しているが、B 国には物理的存在がない。「PE なければ課税なし」という現行の課税規則に従えば、法人 A には、B 国の法人税は課されない。しかし、CCCTB の配賦方式には売上が配賦要素として含まれているために、法人 A が物理的存在のない B 国に対して租税を支払うのかどうかという問題が生じる¹⁸⁷。

CCCTB の専門部会は、法人がその国に物理的存在がある場合に限り、租税を支払うこととすることを提案している。物理的存在がないにもかかわらず売上がある場合の取扱いについての専門部会の提案は次の二段階である。第一に、グループの中に物理的存在を有する他の課税主体がある場合には、その課税主体に売上を配賦する。第二に、そこに物理的存在を有する課税主体がグループ内にない場合には、売上を全ての加盟国の配賦において他の要素（資産及び給料・従業員数）に配賦されるように取り込むのである。

(5)国家間の公平を考慮した租税協調への動き

以上の EU の CCCTB 制度導入に向けた租税協調の流れは、EU 域内で活動する多国籍企業の課税に関して、加盟国の自主的な税率の設定権を認めながら、EU 域内での課税標準

¹⁸⁷ Fuest [2008] 参照。

を連結し、一定の配賦方式により配分するというものである。これは、まさに、Musgrave and Musgrave[1972,1989]が主張した、ある国が、外国人が稼得した所得に対して、居住者と差別をしないで、その国の税率を同様に適用すべきであるという、無差別主義の原則に基づいた税制であり、国家間の公平の概念が、現在も根付いているものであるといえる。

さらに、OECD 租税委員会は、2013年にG20と共同してBEPS（税源浸食）対抗のために、新たな取組みとして、BEPSの15の行動計画を公表している。BEPS計画は、もともとOECD単独のプロジェクトであったが、2013年6月に、北アイルランドのG8サミットでイギリスのキャメロン首相が主要議題として取り上げ、その後、2013年7月に、モスクワで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議で報告が行われたことにより、結果として、OECDとG20の共同プロジェクトに拡大した¹⁸⁸。このことにより、OECDの加盟国ではないが、G20のメンバーである8ヶ国（アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ）もBEPS計画に参加することとなった。

このことは、国際課税の共通のルール作りのためには、一国のみの取組みでは不十分であるため、OECD租税委員会が中心となって取り組んできたが、さらに、先進国から成るOECD加盟国のみでも対応が不十分となってきたことが背景にあると考える。そのため、OECD加盟国でない、新興国も含めたG20のメンバーの参加が必要となったのである。このように、当初OECD租税委員会のみで進めていたプロジェクトを、他の機関のメンバーに投票権も含めて開放するという試みは初めてであり、その試みは、G20のメンバーの参加にあたり、OECD租税委員会より8ヶ国に招待状を出したことで始まった。そして、OECD租税委員会より、参加する場合には、OECDの正式メンバーと同様に1国1票の投票権を与えるが、OECD加盟国と同様に、メンバーシップ料も相応に支払うことを条件として申し出を行ったところ、8ヶ国ともすべて参加の意思表示をしたのである¹⁸⁹。このよ

¹⁸⁸ BEPS行動計画が、もともとOECDのプロジェクトであったものが、G8からG20へと拡大していく経緯は、浅川[2014:37]を参考とした。

¹⁸⁹ 浅川[2014:37]は、BEPS計画の参加について、OECD租税委員会が8ヶ国に招待状を送付し、8ヶ国すべて承諾したことについて、「OECDの殻を破って、OECDの34か国プラス8ヶ国の42ヶ国が、すべてまったく平等な立場で、イコール・パートナーシップで参加することとなった」と述べている。

うに、対等な立場(equal footing)で、対等なパートナーとして、国際的な租税の協調に取り組むという姿勢には、Musgrave and Musgrave[1972,1989]が主張した国家間の公平における重要な概念である、相互主義の原則が根底にあるものと考えている。相互主義の原則は、もともとは外交や通商において用いられ、相手国が自国に対して与えた待遇と、同様な待遇を相手国にもあたえるべきであるという原則である。OECD 租税委員会が、8カ国に対して差し出した招待状には、メンバー料を加盟国同様に払うなら、加盟国と同様に1国1票を与えるというものであるから、義務の負担を引き換えとして、対等な権利を与えるという意味で、国家間の公平が保たれている申し出であったといえる。

OECD 租税委員会自体は、BEPS 行動計画を推進するにあたって、国家間の公平を基本理念として前面に掲げているわけではない。しかし、現在のように、国際課税の制度が複雑化し、一国のみでは租税回避の問題に対応できなくなっている状況の下では、今後、租税協調の重要性が増してくると考えられる。このような租税協調の潮流のなかで、各国のよりどころとなる基本理念が、必要となってくるのではないかと筆者は考える。そこで、これからの国際課税制度を各国が執行してくるために、Musgrave and Musgrave[1972,1989]が主張した国家間の公平が時代とともに変化してゆき、今後の租税協調のよりどころとなる基本理念にどのように反映されていくのかを検討していくことに、意義があるのではないかと考えており、今後の研究課題としたい。

4 小 括

経済のグローバル化は、現在もなお進行中であり、金融市場の拡大と国境を越えた資本の流出入を加速させている。グローバル化により、資源配分の効率性が改善され、人々の厚生は引き上げられたが、IT 技術革新により多国籍企業の経営方法にも変化を与えた。グローバル化により、管理支配する場所も、サービス活動を行う場所も、特定の国家との結びつきを必要としなくなってきたのである。そのため、経済のグローバル化は、多数の国家の租税制度の構築にも影響を与えることとなった。その影響の一つとして、移転価格税制の問題だけではなく、コーポレート・インバージョンや租税裁定取引といった複雑な租税回避の問題が生じてきた。このような複雑な租税回避の問題に取り組むにあたっては、もはや一国の対応だけでは対処しきれなくなり、各国の税務当局の協力体制が必要となってきたのである。この租税回避の問題には、OECD 租税委員会の提言により各国が協調して租税条約と国内法を改正することで、二重課税のみでなく二重非課税を排除していこうという動きがある。

元来、二重課税が生じるのは、税務当局が居住地課税を行う一方で、源泉地課税も行っているからであるが、源泉地課税には経済的な見地からは反対論がある¹⁹⁰。にもかかわらず、現実のほとんどの法人税は、応益課税に基づいて居住地基準と源泉地基準の二つの基準を併用している。そのため、二重課税の排除は古くからの課題であった。当初は、二重課税の排除を目的とした租税条約の締結により国際的な租税協調が始まった。租税条約のネットワークは、伝統的な二重課税排除という問題解決に大きな前進を与えてきたのである。しかし、税制を執行する行政機関が分権的である限り、国際的二重課税が完全に消滅してしまうことはない。租税協調の役割は、有害な租税競争の抑制や国際的な脱税、租税回避の抑制という局面へと変化してきたのである。

¹⁹⁰ 例えば、Gordon[1986]は、小規模開放経済の下では、政府が源泉地基準の資本所得税を課すべきではないと主張する。Gordon[1986]の議論では、投資家は、完全に移動可能な資本を持つ世界では、全ての国において同じ期待収益率を生むような投資配分を行う。その結果、小規模開放経済における源泉地課税は、投資家によって稼得された税引後期待収益率を減少させることができない。そうした場合、投資家たちは、投資を同じ収益率を稼得し続けることが出来る他の国へ配分することとなる。この結果、資本の流出により、資本ストックを減少させ、国内の比較的移動不能な労働力に対する所得を少なくするというのである[Gordon1986]。

他方で、租税競争に見られるように、各国がそれぞれ自国の税収最大化を求めるために、各国間での租税獲得をめぐる利害の衝突は協調の妨げとなる。そこで、租税協調にあたり各国が従うことのできる基準が必要となると筆者は考える。そもそも公平性の原則は、アダム・スミスの第一租税原則であり、広く受け入れられている。しかし、それは第 2 節で述べたように、納税者の個人間での関係において生じた概念である。そして、それは法の下での平等という民主主義の理念に基づいている。それを国家間の概念にまで発展させたのがマスグレイブであった。課税は各国が分権的に行っているために、国際的な税務行政機関の構築は現実的ではなく、租税協調への潮流の中で、各国が従うべき基準が、今後は重要性を増してくるだろう。そして、その拠りどころとなる基準として国家間の公平を、再検討してみてはどうかと筆者は考えている。

例えば、関税と貿易に関する一般協定 (GATT) 及びその発展としての世界貿易機構(WTO) のラウンド交渉が、相互主義の原則¹⁹¹に基づいていることが参考となるだろう。さらに、OECD と G20 との BEPS 行動計画への協調した取組みも参考となるだろう。BEPS は、もともと、OECD 租税委員会の主導で始められた計画であったが、非 OECD 加盟国である G20 の 8 カ国 (アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ) も参加している。これらの参加国は、正式加盟国と同様に 1 国 1 票が与えられ、その代わり、参加料も支払うという条件の下で、招待状を受けた 8 カ国全てが参加を決定したという経緯がある¹⁹²。このように、OECD 租税委員会と G20 は、「対等な対場(equal footing)¹⁹³」でこの計画へ取り組んでいるのである。

確かに、OECD 租税委員会が、国際課税における租税回避防止の問題に関して、各国の租税協調による解決による取組みを推進するに当たって、国家間の公平をその基本理念に掲げている訳ではない。しかし、国家間の公平の概念が、アダム・スミスに始まり、マスグレイブに引き継がれ、相互主義の形で現在も、OECD 租税委員会が BEPS 行動計画を推進す

¹⁹¹ 外交・通商関係において相手国の自国に対する待遇と同等の待遇を与えようとする主義。GATT には、前文と第 28 条 2 項にこの趣旨が定められている。マスグレイブは、相互主義に基づき、「その国の居住者が外国で受取る所得に対して課されたのと同じ税率で、その外国の投資家が受取る所得に対して課税することが認められるべきである [Musgrave and Musgrave 1968:569]」と主張している。

¹⁹² G20 参加の経緯については、浅川[2013: 37]に記載されている。

¹⁹³ OECD[2014d: 3]参照。

るにあたり、OECD 非加盟国の G20 のメンバー 8 ヶ国への参加要請において、メンバーシップ料の支払いと引き換えに、参加国に投票権を付与するという姿勢の根底に根付いているのではないかと筆者は考えている。この観点から、今後も租税協調への歩みについて、もう少し方向性を見据えると同時に、詳細な検討を行っていききたい。

第7章 結 語

1 本論文の総括

2 今後の展望

1 本論文の総括

経済のグローバル化が多国籍企業の競争を活発化させたことにより、多数の国家の租税制度に影響を与えることとなった。かつては、国家固有の問題として扱われてきた租税制度の構築でさえも、グローバル化の影響により他国の租税制度を考慮する必要が生じてきた。本論文では、国際課税における租税回避をテーマとして取り上げ、その問題と対応を検討することにより、世界での租税政策の潮流を俯瞰し、日本にとってどのような選択肢があり、何が論点でどのような選択を行うべきかという租税政策のあり様を模索した。

最初に、国際課税における租税回避の問題として、多国籍企業の関連会社間の取引における移転価格の操作による租税回避を取り上げた。この移転価格税制に関する検討は、第2章と第3章で行った。第2章のはじめで述べたように、日本でも、米国に倣い、所得を低税率国に移転する多国籍企業の租税回避に対応するため移転価格税制を導入したが、税務当局と多国籍企業間のみならず、各国税務当局間の紛争も後を絶たない。しかし、現行の移転価格税制においては、現実的な実行可能性のある方法として独立企業原則の代替案は見つかっていない。そこで、技術的限界代替率や供給の価格弾力性といった経済学の指標が、ロケーション・セイビングの金額算定と利潤の分配において、大きな影響を与えるために、移転価格税制の適用においてこれらの経済学の指標を考慮しなければならないことを示した。そして、次のような筆者の意見を述べた。現在の移転価格税制の適用において、税務当局の側では、市場や産業に関する情報量が少ないために、これらの経済指標を膨大な海外取引のデータの中から、統計的な手法で収集を行い、実証分析により算出する方法は、保有している情報量の不足から実施可能性が乏しいと言える。しかし一方で、納税者である多国籍企業の側では、日常的に多額の海外取引や市場調査による情報収集活動を行っていることから、海外市場に関する膨大な情報量を有していると考えられる。このため、現在 OECD 租税委員会で議論されている移転価格文書の作成の中で、多国籍企業側からこ

これらの経済学の指標を用いるという方法を提案した。

第3章では、現在の日本の移転価格税制及び、OECD 移転価格ガイドラインが基礎としている、比較可能な状況下での比較可能な取引において、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考として利益を調整しようという独立企業原則について、シカゴ学派のHirshleifer 教授のモデル[Hirshleifer 1956]を手掛かりに問題点を明らかにした。Hirshleifer 教授のモデルでは、租税を考慮していないが、多国籍企業全体としての最適生産量を選択した場合と、独立した企業がそれぞれに最適生産量を選択した場合の二つの異なる移転価格ルールを示していることから、その二つを比較することにより、移転価格税制での適用における独立企業原則の問題点を、筆者なりに次のようなインプリケーションとして示した。具体的には、移転価格税制の適用にあたって、税務当局と多国籍企業間のみならず、各国税務当局間の紛争も後を絶たない主要な原因は、現行の移転価格税制が独立企業原則に基づいており、税法の所定の方法で算出した独立企業間価格が、多国籍企業の内部取引から生じた最適移転価格とは異なるという制度上の欠陥にある。そのため、多国籍企業が取引を内部化することによって、企業全体としての利潤最大化を達成した結果の移転価格の差異は、所得を移転し企業全体としての納税額を少なくするという、租税目的により生じた差異ではないので、移転価格税制の適用においては、本来課税されるべき性質のものではないが、独立企業原則によれば、その本来課税すべきではない移転価格の差異を誤って課税してしまう可能性があるのである。筆者の意見として、この解決策として、OECD 租税委員会で議論されている移転価格文書の作成の中で、マスター・ファイルの中の「多国籍企業グループの製品および役務提供に関する地理的市場」に関する説明と、ローカル・ファイルの中の「関連者取引に関する比較可能性の詳細」として、本来課税されるべきではない差異であることを、多国籍企業側で説明することを提案した。このように、移転価格税制をめぐる税務紛争については、OECD 租税委員会による移転価格文書の提案により、明るい兆しがあり、筆者も移転価格の文書による取組みに賛同しており、今後の動向に注目している。

さらに、多国籍企業を巡る税務問題は、現在でも複雑性を増してきており、多国籍企業の親会社を組織再編により外国に移転する、コーポレート・インバージョンによる租税回避が生じることとなった。このような状況から、税務当局は、移転価格税制のみでは多国

籍企業に対応しきれなくなり、第 4 章で取り上げた、コーポレート・インバージョン税制を導入した。日本では、コーポレート・インバージョンの問題は、米国と比べると、それほど大きくは取り上げられてはいない。しかし、米国では、コーポレート・インバージョンの第一波を食い止めるために、新税制を導入し、一時的な効果はあったが、長続きはせず、現在第二波の到来に対して、税制改正による対抗策が講じられている。そこで、日米のコーポレート・インバージョン対策税制の比較を行った。米国と日本のコーポレート・インバージョン対策税制を比較してみると、米国のように、外国法人を内国法人として取り扱うというような規定は、日本には無いという点に違いが見られる。また、日本のコーポレート・インバージョン税制は、国内で保有される含み益を有する資産を外国に移転させる取引に対して、全て「通行料」を課すような制度ではなく、その中の一部の取引を、留保所得として、課税の対象とするに過ぎないという点で、米国とは異なり、課税対象が狭いという特徴を明らかにした。そして、筆者なりに次のような日本の税制へのインプリケーションを提案した。まだ現在の段階では、米国の様な外国法人を内国法人として取り扱う規定を、日本のコーポレート・インバージョン税制に導入するのは、他の国際課税の制度との整合から、適切ではないと考える。さらに、OECD 諸国の法人税率が、イギリス(1984)や米国(1986)等の大規模な税制改革による法人税率の減少に追随して、減少してきていることもあり、その流れのなかで、日本も平成 23 年度に法人税率を引き下げたという経緯もある。そのため、「強いフェンス」と呼ばれるように、資本輸出の中立性を阻害する規制として批判があるコーポレート・インバージョン税制を、現時点でさらに強化する必要もないのではないかと結論付けた。しかし、今後、日本でもタックス・プランニングの文化が根付くようなことになれば、多国籍企業の資産を、タックス・ヘイブンなどの外国へと移転することによる租税回避は、大きな問題となっていくかも知れない。その時にこそ、米国での教訓を参考として制度設計の見直しを行うべきであろうと考えた。

第 5 章では、国際課税の問題が複雑化し、多国籍企業のみをその課税対象とする移転価格税制やコーポレート・インバージョン税制のみでは、各国の税務当局が、多様化する租税回避の問題に対応しきれなくなっており、新たな問題として発生した「租税裁定取引」について、米国での制度を中心として検討を行った。まず、ハイブリッド事業体を利用した事例を取り上げて分析し、次に、米国で隆盛と衰退を繰り返した、条約サンドウィッチ

の事例を取り上げて、その原因と問題点を分析し、OECD 租税委員会の新たな条約への不適切な恩典付与の防止への取組みと今後期待できる効果を考察し、日本の税制へのインプリケーションを検討した。筆者なりに、米国で問題となった租税裁定取引の分析を行ったが、その共通点は二つある。一つ目は、「ダブル・ディップ」の創出であり、二つ目は租税条約の免税条項の利用である。「ダブル・ディップ」の創出には、米国で導入されたチェック・ザ・ボックス規定により設立されたハイブリッド事業体が道具として利用される。したがって、日本において今後、規制緩和による様々な事業体の導入を制度として整備することで、外国資本を呼び込もうとする目的で、チェック・ザ・ボックス規定を導入する際には、OECD 租税委員会が提案する『不適切な状況における条約恩典の付与防止』[OECD2014b]による対抗策を講じたうえでの導入が適切であると考えている。次に、租税条約の免税条項の利用の問題に対する対応については、米国の教訓を生かし、日本でも租税条約による情報交換と特典条項の導入が有効であろうと考えた。

このような、多様な租税回避への対応は、一国の対応のみでは不十分である。経済がグローバル化している中で、各国の租税協調への対応が必要となってくるが、課税はローカルに各国が分権的に税制を執行しているというという現実があり、各国間で税収獲得のための競争が生じ、租税協調の妨げとなっている。そこで、第6章においては、筆者の意見として租税競争から協調へ向かうために各国が従うべき基準が必要と考え、この視点から、世界経済がグローバル化する中での租税協調のあり方を考察した。アダム・スミスが第一租税原則として公平性の原則を挙げているが、これは、マスグレイブが主張する「国家間の公平(inter-nation equity)」の概念へと引き継がれているのではないかと考えて検討を行った。そして、現在、OECD 租税委員会が G20 と共同して取り組んでいる、BEPS（税源浸食）対抗のための 15 の行動計画についても検討を行った。OECD 租税委員会は、G20 のメンバーであるが OECD に加盟していない 8 ヶ国に対して参加要請するに際して、OECD の正式メンバーと同様に 1 国 1 票の投票権を与えるが、OECD 加盟国と同様に、メンバーシップ料も相応に支払うことを条件として申し出を行ったところ、8 ヶ国ともすべて参加の意思表示をした。OECD 租税委員会自体は、BEPS 行動計画を推進するにあたって、国家間の公平を基本理念として前面に掲げているわけではない。しかし、現在のように、国際課税の制度が複雑化し、一国のみでは租税回避の問題に対応できなくなっている

状況の下では、今後の租税協調の動きのなかで、各国のよりどころとなる基本理念が、必要となってくると考えており、これからの国際課税制度を各国が執行してくために、国家間の公平を基本理念として考慮した租税協調のあり方を検討していくことに、意義があるのではないかと筆者は考えている。

これまでの議論のまとめとして、日本は、国際課税に関する租税政策に関して、世界の国際課税に関する潮流の中で、OECD 租税委員会の提案する BEPS 行動計画に対する取組み、米国の税制の教訓、EU 域内の租税協調に向けた取組みなど様々な選択肢を持っている。筆者の意見としては、租税条約により国際課税のルール作りを、各国と共通の土俵のうえで、対等に進めていくべきであると考えている。その際に、アダム・スミスに始まり、マスグレイドへと引き継がれ、筆者は OECD 租税委員会の租税協調の歩みの中に現在も根付いていると考えている、相互主義と無差別主義を基礎とする国家間の公平に基づく協調を進めていくべきであると考えている。

最後に、租税競争から協調への潮流の中で、OECD 租税委員会や EU の取組みを見てきたが、日本もアジア地域での租税協調に向けて、主導する立場として積極的に取り組むべきであると考えている。現在、日本の国税庁は、アジア地域の税務当局が、租税回避防止と二重課税防止に向けた税務行政の執行における租税協調を促進し、国際課税の問題解決のための意見交換を図るアジア税務長官会議に参加している。また、国税庁、税務大学校が、国際協力事業団(JICA)と協力し、国際税務行政セミナーにより、他のアジアの税務職員に日本の税制や税務行政に関する講義やセミナーを実施しているが、今後さらに、相互主義および無差別主義を基礎として、国家間の公平な立場を維持しながら、アジアでの租税協調に向けて、機関車的な重要な役割を担うべきであると考えている。

2 今後の展望

第2章と第3章では、移転価格税制に関する経済理論分析として、Hirshleifer [1956]、Eden[1989]、そして、Clausing[2003]の経済理論を取り上げ、本論文をまとめる際の手掛かりとした。しかし、移転価格税制の経済理論分析は、これらの分析以降も進展している¹⁹⁴。これらの分析以降の移転価格税制の経済理論は、主として産業組織論の分野でのゲーム理論を用いた分析となっている。本論文では、OECD 租税委員会の理論を中心に据え、国際課税における租税回避問題に対して、世界における租税政策の潮流がどの方向に向かっており、その中で日本は、どのような選択を行うべきかという租税政策に関する議論を主たるテーマとした。そのために、移転価格税制を始めとするゲーム理論による証明や新たな定理の発見といった研究は、本論文の研究対象からは外れてしまった。とはいえ、ゲーム理論を用いた研究から租税協調の理論に関して新たな発見が生まれる可能性もあるので、今後の研究課題として取り組んでみたいと考えている。

次に、本論文は、財政論の分野に属する租税政策に関する研究を行うものであり、国際課税における租税回避の問題を統一のテーマとして取り扱った。しかし、第4章で取り上げたコーポレート・インバージョンは、国際的な組織再編を利用して税法上の取扱いを変更させる取引から生じた問題であり、第5章の租税裁定取引は、租税管轄での税法上の取扱いの差異による租税回避の問題であるという性質から、この二つの章では税法における取扱いに関する議論が多くなってしまった。特に、第5章においては、第3節で事例分析を行ったが、ここでは税法上の取扱いの分析がメインとなっている。そのため、他の章では財政論の議論を検討しているのに対して、第4章と第5章では税法の議論が主となって

¹⁹⁴ 例えば、Elitzur and Mintz[1996]は、垂直的統合企業モデルにゲーム理論を用いたプリンシパル・エージェント理論に基づき、移転価格が子会社の租税動機による所得移転額と子会社の経営者の誘因との両方に影響されることを明らかにした。その後、Raimondos-Møller and Scharf [2002]は、Elitzur and Mintz[1996]は、垂直的統合企業をめぐる移転価格研究を行った。彼らは、自国及び相手国政府が共に租税の最大化を目的として独自に行動する非協力ゲームをモデル化し、移転価格税制の調和によるパレート改善の条件を導き、独立企業原則による調和がパレート最適ではないことを示した。さらに、Gresik and Osumundsen[2008]は、クールノー寡占ゲームモデルにより、税務当局が原価基準法を用いることによって、高税率国において、垂直的統合企業に対する税率格差利用の誘因を排除し、国外への所得流出を防止し、高い税収をもたらすことを証明した。

いるために、分析手法の不統一感があつたことは否めない。また、租税裁定取引については金融論及び公共経済学の分野での研究¹⁹⁵があるが、これらの研究は、本論文でのテーマとなった租税回避に関する議論とは、研究対象が異なっているために、本論文では取り扱わなかった。今後、本研究を広げていくにあたって、これらの分野の研究も、国際課税の分野に応用していけないものか方向性を探っていきたい。

最後に、第6章において租税競争から租税協調への潮流の中で、各国のよりどころとなる基本理念として、国家間の公平の基準が必要であるという意見を述べた。この章は、テーマとして、個別的な問題を扱ったものではなく、国際課税の基礎となる基準や原則に関する研究であった。そのためもあり、いまだ概念的な内容にとどまっていた、より説得力のある議論を展開する余地が多いといえよう。今後は、こういった国際課税に関する基準や原則に関して、説得力のある議論を展開できるよう、もっと掘り下げた研究を行ってみたいと考えている。

¹⁹⁵ 租税裁定取引を扱った金融論の研究としては、Strobel[2001,2005]がある。これらの文献は、国際的なポートフォリオ投資における租税裁定取引の存在を前提とした、債券価格の算定に関するものである。さらに、公共経済学の分野では、Korinek and Stiglitz[2009]がある。これは、新規企業が最初は資本市場で資金調達し、内部成長した後に配当を行うというライフサイクル・モデルにおいて、期間的な租税裁定取引が存在する場合の、配当政策に関する文献である。

【参考文献】

- Clausing, K. A. [2003] Tax-motivated transfer pricing and US intrafirm trade prices. *Journal of Public Economics*. 87, 2207-2223
- Desai, M. A. and Dhamapala, D. [2009] Taxes, Institutions, and Foreign Diversification Opportunities. *Journal of Public Economics*. 93(5-6), 703-714
- [2010] Do Strong Fences Make Strong Neighbors? *National Tax Journal*. 63 (4-1), 723-740
- Desai, M. A. and Hines, Jr. J.R. [2002] Expectations and Expatriations: Tracing Causes and Consequences of Corporate Inversions. *National Tax Journal*. 55(3), 409-440.
- Desai, M. A., Foley, C.F., and Hines, J.R. [2006] The demand for tax haven operations *Journal of Public Economics*. 90, 513-531
- Dharmapala, D. [2008] What Problems and Opportunities are Created by Tax Havens? *Oxford Review of Economic Policy*. 24(4), 661-679
- Doernberg, R.L. [2009] *International Taxation Eighth edition*. Thomson/Reuters, Minnesota
- Eden, L. [1998] *Taxing Multinationals: Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America*, University of Toronto Press: Toronto
- Elitzur, R. and Mintz, J. [1996] Transfer pricing Rules and Corporate tax Competition. *Journal of Public Economics*. 60, 401-422

European Commission [2001] *Company taxation in the Internal Market*. European Commission, Brussels

—————[2004] *General Tax Principles, Common Consolidated Corporate Tax base Working group*. European Commission, Brussels

—————[2007a] *CCCTB: Possible Elements of a Technical Outline*. European Commission, Brussels

—————[2007b] *CCCTB: Possible Elements of the Sharing mechanism*. European Commission, Brussels

—————[2007c] *CCCTB: Possible Elements of the Administrative Framework*. European Commission, Brussels

—————[2008a] *Various Detailed Aspects of the CCCTB*. European Commission, Brussels

—————[2008b] *CCCTB: Anti-Abuse Rules*. European Commission, Brussels

Fuest, C. [2008] The European Commission's proposal for a Common Consolidated Corporate Tax Base, *Oxford Review of Economic Policy*. 24 (4), 720-729

Gordon, R. H. [1986] Taxation of Investment and Savings in a World Economy, *American Economic Review*. 76(5), 1086-1102

Gresik, T.A. and Osmundsen, P. [2008] Transfer Pricing in Vertically Integrated

Industries. *International Tax and Public Finance*. 15, 231–255

Hines, J. R. , Jr [2007] Corporate Taxation and International Competition, in A. J. Auerbach, J.R.Hines, Jr, and J.Slemrod eds, *Taxing Corporate Income in the 21st Century*, Cambridge University Press, Cambridge, UK,

Hirshleifer, J. [Jul., 1956]. On the economics of transfer pricing. *The Journal of Business*. 29(3), 172–184.

Horst, T. [1971] Theory of the Multinational Firm: Optimal Behavior under Differing Tariff and Tax Rates. *Journal of Political Economy*. 79, 1059–1072

Institute of Fiscal Studies [1991] *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990' s*.

Isenberg, J [2010] *International Taxation 3rd Ed*. Foundation press.

Korinek, A. and Stiglitz, J. E. [2009] Dividend Taxation and Intertemporal Tax Arbitrage. *Journal of Public Economics*. 93, 142–159

Marples, D. J. and Gravelle J. G. [2014] *Corporate Expatriation, Inversions, and Mergers: Tax Issues*, Congressional Research Service, (CRS Report), Washington D. C.

Marshall, A. [1920] *Principles of Economics*, Eighth Edition. The Macmillan and Co. , Limited, London.

Musgrave, R. A. and Musgrave, P. B. [1972] *Inter-nation Equity*, in Modern Fiscal Issues: Essays in Honor of Carl S. Shoup, Ed. , Bird and Head, University of Toronto Press,

Toronto: 63 (川端康之=川崎元敬=清水雅彦 (訳) [1988] 「国家間の衡平 (マスグレイブ=マスグレイブ)」『関西大学大学院 法学ジャーナル』 Vol. 51, 26 頁)

—————[1989] *Public Finance in Theory and Practice, 5th Ed*, McGraw-Hill, Inc. ,
New York. (木下和夫 (監訳) [1984] 『マスグレイブ財政学 I～III』 有斐閣)

Office of Tax Policy Department of Treasury, [2002] *Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications*. Department of Treasury, Washington D.C.

Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) [1998] *Harmful Tax Competition: An Emerging global Issues*, Organization for Economic Cooperation and Development (OECD 1998), Paris

—————[1999] *The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnerships*,
Organization for Economic Cooperation and Development (OECD 1999), Paris

—————[2000] *Towards Global Tax Competition: Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2000), Paris.

—————[2001a] *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, Organization for Economic Cooperation and Development (OECD 2001), Paris

—————[2001b] *The OECD's Project on Harmful Tax Practices : The 2001 Progress Report*, Organization for Economic Cooperation and Development (OECD 2001), Paris

—————[2004] *The OECD's project on Harmful Tax Practices: The 2004 Progress*

Report, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2004) , Paris

—————[2010] *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, Organization for Economic Cooperation and Development (OECD 2010), Paris

—————[2013a] *Addressing Base Erosion and Profit Shifting*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2013) , Paris

—————[2013b] *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2013) , Paris

—————[2014a] *Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2014) , Paris

—————[2014b] *Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2014) ,Paris

—————[2014c] *Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2014) ,Paris

—————[2014d] *Explanatory Statement*, Organization for Economic Cooperation and Development. (OECD 2014) ,Paris

Raimondos-Møller, P. and Scharf, K. [2002] *Transfer Pricing Rules and Competing*

Governments. *Oxford Economic Papers*. 54, 230-246.

Samuelson, P.A. and Nordhaus, W.D. [2010] *Economics 19th Ed.* McGraw-Hill Inc., New York.

Strobel, F. [2001] International Tax Arbitrage, Tax Evasion and Interest Parity Conditions. *Research in Economics*. 55(4), 413-427

—————[2005] International Tax Arbitrage, Financial Parity Conditions and Preferential Capital Gains Taxation. *Quantitative Finance*. 5(2), 219-226

Voget, J. [2011] Relocation of Headquarters and International Taxation. *Journal of Public Economics*. 95, 1067-1081

浅川雅嗣[2013年1月]「OECDにおける最近の議論—BEPSを中心に」『国際税務』第34巻1号32頁

一高龍司[2009年6月]「米国 Subpart F 税制の要点と問題点について」『国際税制研究』第22号88頁

江波戸順史 [2003年9月] 「独立企業間価格の算定に関する一考察」『経済学研究論集』第19号93頁

小野島真 [2001年1月] 「移転価格税制と経済効率性」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第37巻3号, 105頁

小嶋信史=清水孝[1996]『移転価格の税務と管理』税務経理協会

金子宏[2011]『租税法[第15版]』(弘文堂)

岸英彦[1997年7月]「独立企業間価格の算定方法に関する考察」『税大論叢』第29巻, 199
頁

国税庁長官 [2001年, 2013年最終改正] 「移転価格事務運営要領の制定について (事務運
営指針)」

小林威 [1993年10月]「移転価格税制の財政学的視点」『経済論集』第19巻1号, 37頁

櫻井巳津男＝松橋行雄他[2004年11月]『法人税関係 措置法通達逐条解説[平成16年11
月1日現在]版』(財経詳報社)

中里実[2004]『国際取引と課税—課税権の配分と国際的租税回避』(有斐閣)

中山清 [2006年7月]「租税条約の特典制限条項(LOB)」『フィナンシャル・レビュー』第
84号

林正寿[2008年]『租税論—税制構築と改革のための視点—』(有斐閣)

———[2009年3月]「経済のグローバル化と租税制度」『明大商学論叢』第91巻2号

羽床正秀[2003]「過少資本税制の問題点」水野忠恒編著『改訂版 国際課税の理論と課題
—21世紀を支える税制の論理第4巻』(税務経理協会) 107項

本庄資[2009年12月]「関連企業グループ内取引—米国のタックスヘイブン対策税制」『租
税研究』第722号 94頁

本田光宏 [2006 年 7 月] 「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」『フィナンシャル・レビュー』第 84 号

宮嶋大輔=黒川兼 [2002 年 10 月] 「移転価格とロケーション・セービング」『国際税務』第 22 卷 10 号

宮武敏夫 [2008 年 3 月] 「無形資産の移転価格課税を巡る問題」『租税研究』第 701 卷

森信夫=池谷誠 [2005 年 11 月] 「ロケーション・セービングとその帰属について」『国際税務』第 25 卷 11 号

増井良啓=宮崎裕子 [2008 年] 『国際租税法』（東京大学出版会）

水野忠恒 [1993 年 10 月] 「過少資本税制」『租税法研究』第 21 号 125 頁

山崎昇 [2007 年 7 月] 「コーポレート・インバージョン（外国親会社の設立）と国際税務」『税大論叢』第 54 号

吉村典久 [2008 年 6 月] 「タックス・ヘイブンの課税問題」『租税法研究』第 36 号 87 頁

【本論文と筆者の既発表論文との関係】

①原田誠 [2008年9月]「最適移転価格と独立企業原則－ハーシェライファー法則を手がかりにして－」『社学研論集』第12号

(第3章は、既発表論文①の内容について参考文献を読み返して再検討のうえ訂正し、さらにOECD租税委員会の新たな取組みをアップデートして、第2章との関連を見直して加筆し、第3章の小括が、第2章と第3章の両方の小括となるように修正したものである。)

②原田誠 [2009年9月]「移転価格税制とロケーション・セイビングの帰属分析」『社学研論集』第14号

(第2章は、既発表論文②の内容を、現在のOECD租税委員会の取組みをフォローアップして加筆訂正したうえで、新たな視点から結論を見直し、第3章での最後の提案へと活用するよう修正を行ったものである。)

③原田誠 [2012年3月]「コーポレート・インバージョンと租税回避」『社学研論集』第19号 (第4章は、既発表論文③をアップデートし、第6章の総括へと結びつくよう加筆修正したものである。)

④原田誠 [2013年3月]「国際課税における租税協調－国家間公平を考慮した租税協調のあり方－」『社学研論集』第21号

(第6章は、既発表論文④の内容を参考文献に戻って見直して訂正を加え、OECD租税委員会のBEPS行動計画などの租税協調の新たな流れをアップデートして、筆者の意見を補充し、本論文の総括となるよう加筆修正したものである。)

⑤原田誠 [2015年3月]「国際課税における租税裁定取引－米国の制度を中心に－」『ソシオサイエンス』第21号

(第5章は、本論文の中での既発表論文⑤の位置付けを租税回避の最新の問題と捉えて、

アップデートした OECD 租税委員会の新たな取組みと関連付け、第 6 章の総括へと繋がるよう加筆修正したものである。)